

くらし よし

2024 保存版





くらはけくん

倉吉便利帳

Kurayoshi City Guide Book



倉吉市ガイド
わが街情報満載
見どころをご紹介

行政ガイド
倉吉市民の
インフォメーション

生活ガイド
心も体も健やかに
医療機関の案内など

わが街事典®

倉吉市
株式会社サイネックス

災害・緊急	6
倉吉市ガイド	10
戸籍・住民登録	34
税金	39
保険・年金	42
高齢者・障がい者・子ども・その他福祉	48
健康	60
生活環境	63
相談・行政情報	72
議会・選挙・監査	77
文化	79
公共施設	82
生活ガイド	91

市役所への
お問い合わせは

〒682-8611
鳥取県倉吉市葵町722
TEL 0858-22-8111
FAX 0858-22-1087

＼ いつでも！誰でも！どこからでも！ ／



倉吉市
くらしよし 倉吉便利帳
電子ブック案内



電子ブックはこんなときに活用できます



このまちの
手続きを知りたい



友だちに
地元の特徴を伝えたい



外出時に
防災情報が気になった



地元目線の
観光情報を知りたい



冊子が
見つからない

ブックマークは
こちらから

こんな便利機能もあります

表紙から知りたい情報に
ワンタッチ で移動

細かい文字は
拡大して表示 できる

再読したいページには
しおり を挿入

気になった内容には
メモ機能 で書き足し

発刊にあたって



倉吉市長
広田 一恭

▶市長あいさつ

倉吉市では、「元気なまち、くらしよし、未来へ！」をスローガンに、活気あふれる元気な倉吉の実現を目指しています。

令和7年3月30日には鳥取県立美術館が開館し、県内外から多くの人が訪れます。芸術が新たな扉を拓き、心の豊かさと経済の豊かさを兼ね備えた新しい「くらしよし、倉吉」として、皆様と共におもてなしの心あふれるまち倉吉をアピールしたいと思っています。

このたび発刊した「くらしよし倉吉便利帳」は（株）サイネックスと連携して作成しました。この製作・発行の費用は、すべて広告収入で賄われています。市民の皆様をはじめ、多くの企業、各種団体にご協力をいただき、発行できましたことに厚くお礼申し上げます。

この便利帳には、市役所での各種手続きや、健康・医療・福祉の制度、施設の利用案内などの生活に必要な情報に加え、市の歴史や文化、特産品や観光情報なども掲載され、実用性の高いものとなっています。市民の皆様には、ぜひ、お手元に置いていただき、日々の暮らしにご活用いただければ幸いです。

▶倉吉市の概要

倉吉市は、鳥取県中部に位置する人口約4万4千人の市です。

市内には国の重要伝統的建造物群保存地区として選定されている打吹玉川地区をはじめ、江戸時代末期から戦前までに建てられた家屋や土蔵が多く残り、その町並みは、往時の面影を残す懐かしい佇まいをみせています。

また、市の南部に位置する関金温泉は、約1300年前に開かれた山陰屈指の古湯として知られ、その無色透明無味無臭のお湯は、古くから「白金（しろがね）の湯」と呼ばれており、日本名湯100選にも選ばれています。

温泉の泉質は、神経痛、リウマチなどによいとされる単純放射能泉（ラジウム温泉）で、江戸時代には宿場町、湯治場として栄えました。

周囲は三朝、はわい、東郷の温泉地に囲まれ、国宝投入堂のある三徳山三仏寺や岡山県の蒜山高原にも隣接する自然環境に恵まれた美しい地方都市です。

▶市民憲章

（昭和43年9月21日制定）

わたくしたち倉吉市民は、
郷土の繁栄を願い、
明るく美しい市風をつくりあげるため、
ここに憲章を制定します。

みんなで手をつなぎ、
からだづくりにつとめ、
自然と文化を愛し、
きれいなまちをつくり、
楽しい職場をきずき、

伸びゆく倉吉市民としての
ほこりに生きましょう。

▶人口

（令和6年3月31日現在）

男性
20,881人

女性
23,123人

総人口
44,004人

世帯数
20,499世帯

▶市章

（昭和29年3月29日制定）



はク、はラ、は吉でありクとラと吉を組み合わせてまとめたもの。

円形を型どるは円満なる融和を示し市民の強固なる団結を表現又中央の突起せるは将来倉吉市の延びゆかんとするを表徴（象徴）する。

▶市の花・木・鳥

市の花 つつじ
（昭和43年9月21日制定）

市の木 つばき
（昭和48年10月24日制定）

市の鳥 メジロ
（平成20年10月2日制定）

▶倉吉市歌

作詞 吉田 啓文　作詞 保田 正
（昭和29年7月12日制定）

1 打吹（うつぶき）の高嶺（たかね）は晴れて
風薫る希望の朝（あした）
建設の旗をかかげて
意気高くここに伸びゆく
ああ前途ある倉吉
我等が倉吉
いざや仰がん

2 小鴨川（おがもがわ）照る日に映えて
天神（てんじん）の流れも清く
緑なす沃野（よくや）めぐりて
産業の息吹燃えたつ
ああ生気（せいき）ある倉吉
我等が倉吉
いざや興（おこ）さん

3 青空に高鳴る鐘は
永遠の平和を讃え
野に街に歓喜あふれて
美（うる）わしの文化花咲く
ああ栄光（ひかり）ある倉吉
我等が倉吉
いざや謳（うた）わん

くらしよし倉吉便利帳 INDEX

Kurayoshi city guide book

広告

羽毛ふとん丸洗い
スタッフがお手伝いします
羽毛布団 カーペット タオルケット
こたつ布団 毛布 スニーカー
ハワイ店 和田店
河北プラザ店 西倉吉店
米田店 東伯アプト店
ジャブ公式マスコット ジャッピー
コインランドリー COIN LAUNDRY Jav ジャブ
㈲第一プロパン瓦斯商会
倉吉市宮川町2-133-20 TEL0858-22-7171

アン動物病院

受付＼曜日	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00-11:30	●	●		●	●	●	
午後 5:00-7:00	●	●		●	●	2:00-4:00	

お昼の時間帯は主に犬・猫の避妊・去勢手術(完全予約制)をしております。
受付時間外のお電話はお控え頂くと助かります。
https://www.anne-ac.com
倉吉市堺町3-40
TEL(0858) 22-3451

1 発刊にあたって
2 INDEX
4 ライフサイクルINDEX

災害・緊急 6
6 防災
9 消防

倉吉市ガイド 10
10 くらよし空き家バンク
12 移住・定住支援
14 倉吉市マップ
16 くらよしイベント
18 くらよしレガシー
22 くらよしネイチャー
24 くらよし話題のスポット
25 くらよしアクティビティ
26 くらよしヒーリング
27 くらよしフード
28 県中部地区路線バス目的別路線図
30 庁舎案内
32 鳥取県倉吉市 イメージキャラクター
33 行政ガイド INDEX

戸籍・住民登録 34
34 戸籍の届出
35 住所の変更
36 印鑑の登録
37 証明書等

税金 39
39 税金

保険・年金 42
42 国民健康保険
43 後期高齢者医療制度
44 介護保険
46 国民年金
47 年金生活者支援給付金制度

高齢者・障がい者・子ども・その他福祉 48
48 高齢者
50 倉吉市内介護保険事業所一覧
53 障がい者
56 子ども
58 ひとり親家庭等
59 その他の福祉制度

健康 60
61 予防接種
61 健康づくりに関すること

広告

塗装工事
防水工事
家具塗装
モルタル造形
エイジング塗装
灰汁洗い
Urakawa Tosouten
有限会社 浦川塗装店
信頼に応える確かな技術
こどもが親の代になっても住み続けられるような、家族の温かい空間づくりを応援したい
外壁は、太陽光・雨・風・雪などから家を守ってくれるもの。
約20年は塗替えしなくてよいような塗料提案や施工に心がけています。
そのほか特殊な技法
モルタル造形・エイジング塗装では、外装から内装まで、おとぎ話に出てくるような…テーマパークのような雰囲気や、おしゃれな空間を表現できます。
URAKAWATOSOU
〒682-0912
鳥取県倉吉市和田235番地1
TEL/FAX (0858)27-0535
E-mail/info@urakawa-tosou.com
HP/http://urakawa-tosou.com

鳥取県立
倉吉総合看護専門学校
夢をカタチに
本校は助産学科、第1看護学科、第2看護学科の3学科により保健・医療・福祉の現場で活躍できる人材を養成する総合看護専門学校です。
あおいさん わかばさん
〒682-0805
倉吉市南昭和町15番地
TEL(0858)22-1041
FAX(0858)23-5953

62 こころの健康づくり
62 各種助成
62 いざというとき

生活環境 63

63 ごみ
66 リサイクル
67 生活衛生
68 水道・下水道
70 住宅
71 農地
71 道路
71 水路

相談・行政情報 72

72 相談
74 情報公開・個人情報保護
75 広報広聴
76 資料・統計
76 移住・定住

議会・選挙・監査 77

77 議会
77 選挙
78 監査

文化 79

79 指定文化財と各種ご案内
80 博物館
80 生涯学習
81 図書館

公共施設 82

82 食彩館
82 伯耆しあわせの郷
83 倉吉市文化活動センター
83 倉吉市関金都市交流センター
83 エキパル倉吉
84 産業振興施設
84 観光施設
85 コミュニティセンター・社会教育施設
86 公共施設

生活ガイド 91

91 生活ガイドINDEX
92 公益社団法人 鳥取県中部医師会
94 鳥取県中部歯科医師会
96 鳥取県薬剤師会 中部支部
98 医療マップ
102 倉吉商工会議所
104 葬儀・お墓・相続について
106 住まいの基礎知識
110 解体のこと
111 空き家にしないためには

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広 告

山根動物病院グループ
倉吉動物医療センター

診察時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
午前9時～12時(受付11時30分まで)	○	○	○	○	○	○	○	○
午後3時～ 7時(受付 6時30分まで)	○	○	○	○	○	○	○	○

予約診療制ですので、お電話にてご予約ください。
当日枠もあります。 https://yamane-amc.com
倉吉市八屋209-1 ☎0858-26-0839

ゆうアニマルクリニック

診察時間	月	火	水	木	金	土日祝
午前10時～午後2時	○	○	休	○	○	休

ご予約不要です。直接お越しください。
お昼も診療しています。
倉吉市生田447-1 ☎0858-24-6621

空気調和設備
〈設計・施工・保守〉
ヤマグチショウカイ
株式会社
鳥取県知事許可(般)第6957号
代表取締役 山口 直行
〒682-0857 倉吉市北野752-9
TEL:(0858)33-4088
FAX:(0858)33-4343

広 告

障害年金のご相談
労務管理・助成金
社会保険・労働保険手続き
就業規則に関するご相談は
おさき
社会保険労務士事務所
社労士 尾﨑 宏之
倉吉市西倉吉町5-3
Tel(0858)27-1260



株式会社ユーネット
It's Your Car Style
U-NET
お見積りだけでもお気軽にどうぞ!
フラット7倉吉
ユーネット 車 検索
倉吉市清谷町1丁目56
TEL(0858)48-1615
至米子 至鳥取 山陰道 パチンコマンモス いなば 三菱 ツタヤ セブンイレブン ダイナム 倉吉駅 当店

ライフサイクルINDEX

戸籍の届出・各種登録は
市役所へ届け出てください



赤ちゃんが生まれたら
出生届…P34
生まれた日から14日以内に届出



結婚したら
婚姻届…P34
届け出た日から効力

結婚
- 婚姻届…P34
- 戸籍…P34
- 住民登録…P35



生活
- 路線バス…P28
- ごみ…P63
- 水道…P68
- 下水道…P68
- 公共施設…P82

市内で住まいが変わったら
転居届…P36
引っ越しした日から14日以内に届出



市内へ引っ越してきたとき
転入届…P36
引っ越ししてきた日から14日以内に届出

市外へ引っ越していくとき
転出届…P36
引っ越す日の約14日前から届出

壮年
- 税金…P39
- 国民健康保険…P42
- 国民年金…P46
- がん検診・各種健診…P61

広告

駐車場のライン・フェンス
カーブミラー　看板
凍結防止剤の販売 など

ソレックス鳥取㈱



お気軽にご相談下さい。
北栄町田井195番地
TEL（0858）48-3722

総合建設業
有限会社 増井建設
〒682-0003 倉吉市新田88
TEL(0858)26-4278
FAX(0858)26-4227
従業員募集中
未経験者でもしっかりサポートいたします

広告

天野種苗店



園芸初心者からプロ農家まで
幅広いニーズに応えます！
住所　倉吉市河原町1801
営業時間 9:00～18:00
店舗専用駐車場　あり
インスタグラムで最新情報発信中！
@amanoshubyo10
☎0858-22-2935

Digi×Pop事業開始
SANWA BOXES
BOX, THANX, FANTASTIC
三和段ボール工業株式会社
〒682-0021 倉吉市上井52番地
☎0858-48-1111

ふるさとの未来を創る
INAKA
総合建設業
株式会社 井中組
倉吉市旭田町３４番地２
TEL0858-22-6141



誕生

- 出生届…P34
- 国民健康保険…P42
- 母子健康手帳…P60
- 妊婦一般健康診査…P60

育児

- 保育園…P56
- 小児の医療費助成…P56
- 子育て支援センター…P57
- 予防接種…P61

緊急時

- 防災…P6
- 火災…P9







教育

- 放課後児童クラブ…P57
- 就学援助…P59

成人

- 国民健康保険…P42
- 国民年金…P46



老後

- 後期高齢者医療制度…P43
- 介護保険…P44
- 国民年金…P46
- 高齢者福祉…P48

必要な方
印鑑登録
…P36



家族が
亡くなったら
死亡届…P35
死亡の事実を
知った日から
7日以内に届出

広告

給排水衛生設備・エアコン工事 他
株式会社 ベクト総業
倉吉市井手畑158番地
TEL 0858-26-0739
FAX 0858-26-0749

ご相談下さい
土地・建物
アパート
田中住研
(公社)鳥取県宅地建物取引業協会会員
鳥取県知事免許 (7) 1050号
倉吉市住吉町114-3(東宝ストアロータリー店隣)
TEL(0858)23-5368
FAX(0858)23-5365

広告

社会福祉法人
慶光会
KEIKOUKAI
就労継続支援B型事業所
ワークスくらよし
〒682-0411 倉吉市関金町関金宿2710-1
電話(0858)45-6091
FAX(0858)45-6092

FUJIX HOME
変わりゆく暮らし
変わらない性能
鳥取県で新築戸建てをお考えなら
フジックスホーム
〒689-2501 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1796-2
TEL.0858-55-2323 FAX.0858-55-2326

お家まるごと塗り替えます!
有限会社
中野塗装工業
TEL(0858)28-5665
倉吉市国府 1155
FAX(0858)28-4202
メール
HP
塗装工事
防水工事
建築工事
各種看板一式

災害・緊急



防災

いつ、どこに襲ってくるかわからない災害。その被害を未然に防ぎ、暮らしの安全を守るためには、市民一人ひとりの心がけと防災に対する知識が必要です。

集中豪雨

防災安全課 22-8162

集中豪雨は、狭い地域に限られ突発的に降るため、その予測は困難で、中小河川のはんらんや土石流、がけ崩れなど、大きな被害が発生するおそれがあります。自分の家のまわりにどのような危険箇所があるか、普段から確認をしておきましょう。

局地的な大雨から身を守る

近年、積乱雲(雷雲)によって急に強い雨(局地的な大雨)が降ることが多くなっています。

最新の気象情報を確認するとともに、次のような周囲の状況の変化に注意を払い、天気の急変に備えることが必要です。危険を感じたら、直ちに避難してください。

- 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- 大粒の雨や「ひょう」が降り出す

土砂災害と雨量の関係

土砂災害のほとんどは、梅雨や台風の時期に発生しています。地質や斜面の傾きなどによって異なりますが、1時間に20ミリ以上、降り始めから100ミリ以上の雨が続いたら土砂災害の危険が高く、十分な警戒が必要です。

がけ崩れ

地面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、急斜面などが突然崩れ落ちます。

がけ崩れの前ぶれ

小石が落ちてくる／がけからの水が濁る／斜面のひび割れ

地すべり

ゆるやかな斜面で、地中の粘土層が地下水の影響で動き出します。

地すべりの前ぶれ

がけから水が吹き出す／井戸や沢の水が濁る／地面のひび割れ

土石流

谷や斜面にたまった土砂などが大雨による水といっしょに一気に流れ出します。

土石流の前ぶれ

山鳴り／川が濁る／雨が降り続いているのに川の水位が下がる。

土砂災害警戒情報が発表されたら

土砂災害警戒情報とは、大雨警報発表の時からさらに土砂災害の発生の危険度が高まった時に出されるものです。

土石流やがけ崩れが心配される地域にお住まいの方は、安全な場所へ早めに避難するようにしましょう。



台風災害

防災安全課 22-8162
鳥取地方気象台 代表 0857-29-1312
天気予報 0859-177

日本は台風の通り道です。台風は熱帯低気圧のひとつで、巨大な空気の渦巻きといえます。進路の右側の方が強風に、左側の方が大雨になる傾向があります。

気象情報にご注意を

台風の規模や襲来時間は事前に知ることができます。気象台が発表する気象情報に注意するなど、日ごろの備えが大切です。

注意報	災害が起こるおそれがある場合(強風注意報など)
警　報	重大な災害が起こるおそれがある場合(暴風警報など)
特別警報	数十年に一度の重大な災害が起こるおそれが著しく高まっている場合(大雨特別警報など)

地震災害

防災安全課 22-8162

日本は世界でも有数の地震多発国。平成28年10月には、鳥取県中部で、震度6弱の地震が発生し、甚大な被害が発生しました。地震に対する正しい知識と事前の備えが必要です。

震度と被害想定

震度0	人は揺れを感じない
震度1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる
震度2	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる
震度3	棚にある食器類が音を立てることがある
震度4	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる
震度5弱	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある
震度5強	固定していない家具が倒れることがある
震度6弱	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある
震度6強	耐震性の低い建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる
震度7	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある

広告

新車・中古車販売・車検整備
その他、車に関する全て
株式会社 G-NEXT
ジーネクスト
倉吉市下古川195-1
TEL:0858-24-5550
TEL:0858-24-5580
中国運輸局認証工場完備で安心安全のアフターフォローが可能です!



広告

地域の安心・安全を守ります!
施設警備
交通警備
合同会社
鳥羽警備保障
正社員募集中!
福利厚生
各種手当 充実
北栄町江北426
☎(0858)36-5511

地震の心得・10のポイント

どんなに日ごろ冷静でも、非常時には動揺してしまうもの。落ち着いて行動がとれるように、次の「いざというときの心得」を十分頭に入れておきましょう。

Point 1	まず身の安全を	・けがをしたら避難に支障が生じます ・家具の転倒防止対策を
Point 2	すばやく火の始末	・普段から習慣づけて ・火元付近に燃えやすいものは置かない
Point 3	戸を開けて出口を確保	・逃げ口を失ったら避難できません ・特にアパートなどで重要
Point 4	火が出たらすぐ消火	・火災が発生してもあわてない ・消火用具の準備を忘れずに
Point 5	あわてて飛び出さない	・落下物などでケガをすることがあるので、落ち着いて行動しましょう
Point 6	狭い路地に近づかない	・屋外にいたら公園などへ避難 ・狭い路地などの建物やブロック塀の倒壊の危険地域に近寄らない
Point 7	がけ崩れ、津波に注意	・二次災害を防ぐため、居住地の自然環境をよく知っておく
Point 8	避難は徒歩で	・むやみに避難せず、消防署員などの指示に従い、徒歩で集団行動を
Point 9	協力しあって応急救護	地域ぐるみで協力しあい、応急救護の体制づくりが大切です。
Point 10	正しい情報を入手する	ラジオ、テレビ、防災行政無線などから正しい情報をつかみ、的確な行動を。

災害時要配りょ者の避難支援

防災安全課 22-8162



高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児などは、災害時に情報把握、避難などを的確かつ迅速に行えない立場に置かれています。私たち一人ひとりがお互いに協力し合い、地域住民や自主防災組織が一丸となって支援を行えるよう心がけましょう。

我が家の防災対策

防災安全課 22-8162

災害は、家族全員が一緒のときに起きるとは限りません。いざという時にでも慌てずにすむように、日ごろから緊急用品の保管場所や避難所などについて、家族みんなでよく確認しあっておくことが大切です。

まずは情報収集から



防災は、まず正確な情報を得ることが大事です。日頃からニュースや天気予報をこまめにチェックしましょう。
災害の発生の危険があるときなどは、防災行政無線、市のホームページやケーブルテレビ等の放送を確認してください。

緊急用品のチェック

緊急持ち出し用品の有無で災害後の数日間の生活に大きな差が出ます。すぐ背負えるリュックなどにまとめて入れておきましょう。

災害用伝言サービス

大規模災害が発生し、電話による安否確認が取りにくいときの伝言サービスです。
利用ガイダンスや画面の指示にしたがってご利用ください。

災害用伝言ダイヤル171　1 7 1にダイヤルする
災害用伝言板web171　https://www.web171.jpにアクセス

緊急時の主な連絡先

機関名	こんなとき	電話
倉吉市役所	地すべり、がけ崩れ、道路の損壊、河川の増水などのとき	22-8111
倉吉警察署	災害により生命、身体、財産に危険が及びそうなとき	26-7110
鳥取中部ふるさと広域連合消防局	火災が発生したとき。けが人、病人がでたとき	119
倉吉市上下水道局お客様センター	水道が断水しているとき。道路上等で漏水を発見したとき	27-1132
中国電力ネットワーク（株）	停電などのとき	0120-212-607

避難

防災安全課 22-8162

大雨による洪水や強い台風が直撃するおそれがあるとき、大規模な地震により災害が発生したときなどは、状況に応じて避難所を開設しますので、危険な状態になる前に、早めに避難してください。

避難の指示

大規模な災害が発生するおそれがあるときは、市の災害対策本部から避難の指示が出されることがあります。そのときは、身の安全を図りつつ、危険な場所から安全な親戚・知人宅や、指定の避難所に避難してください。

広告

● 空調設備 ● 冷凍冷蔵設備
● 設計施工及び修理業務
鳥取県知事（般）第4500号
第1種フロン類回収業者22KK10006
株式会社えま空調
代表取締役　三島 拓将
さんびるグループ
鳥取県倉吉市下余戸 162 番地 1
TEL 0858-26-1910（代）
FAX 0858-26-1975

金属（アルミ外装パネル・ステンレス手摺等）工事
屋根・板金・ALC（ヘーベル）工事
エクステリア（物置・ガレージ・フェンス）販売・施工
TAISEI
大成産業㈱
倉吉市清谷町2丁目63番地
TEL 0858-48-1122
FAX 0858-48-1123

各種塗装、防水、シーリング、工事一式
株式会社 吉田塗装店
〒682-0925　倉吉市秋喜 24 の 3 番地
TEL 0858-28-3090
FAX 0858-28-3090
E-mail : y.yoshida@silk.plala.or.jp

指定避難所一覧表

令和6年4月1日現在

施設名	住所	管理担当連絡先	福祉避難所
倉吉市立上北条小学校(屋内運動場他)	新田405-1	26-6355	
鳥取県立倉吉総合産業高等学校(屋内運動場他)	小田204-5	26-2851	
倉吉市立伯耆しあわせの郷	小田458	26-5581	○
倉吉市立河北小学校(屋内運動場他)	海田西町一丁目130	26-1630	
倉吉市立河北中学校(屋内運動場他)	上井430	26-1341	
松柏学院倉吉北高等学校(屋内運動場他)	福庭町一丁目180	26-1351	
鳥取看護大学・鳥取短期大学(シグナスホール)	福庭854	26-1811	
倉吉市立西郷小学校(屋内運動場他)	下余戸114	26-3020	
倉吉市立西郷保育園	下余戸129-1	26-2646	
鳥取県立倉吉体育文化会館	山根529-2	26-4441	
倉吉シティホテル	山根543-7	26-6111	○
倉吉市立上灘小学校(屋内運動場他)	上灘町136	22-4772	
鳥取県立倉吉東高等学校(屋内運動場他)	下田中町801	22-5205	
倉吉市子育て総合支援センター	上灘町9-1	22-3914	○
鳥取県立倉吉未来中心	駄経寺町212-5	23-5390	
倉吉交流プラザ(2階)	駄経寺町187-1	47-1183	○
倉吉総合看護専門学校(屋内運動場他)	南昭和町15	22-1041	
倉吉市立打吹小学校(屋内運動場他)	仲ノ町733	22-6173	
倉吉市立東中学校(屋内運動場他)	宮川町2丁目76	22-6295	
倉吉スポーツセンター(体育館、合宿所2.3階)	葵町591-1	22-5674	
倉吉市営武道館(1.2階)	葵町601-1	22-5674	
倉吉市営体育センター	葵町602-4	22-5674	
まちかどステーション	大正町1067-29	22-8129	
倉吉市立明倫小学校(屋内運動場他)	余戸谷町3059	22-6175	
鳥取中央農業協同組合(大会議室)	越殿町1409	23-3000	
倉吉福祉センター(市社協)	福吉町1400	22-5248	
鳥取県立皆成学園(体育館棟)	みどり町3564-1	22-7188	
旧灘手小学校(屋内運動場他)	尾原500	22-8162	

施設名	住所	管理担当連絡先	福祉避難所
倉吉市立灘手保育園	尾原500-15	22-5405	
倉吉市立社小学校(屋内運動場他)	国分寺88	28-0951	
倉吉市立久米中学校(屋内運動場他)	横田568-1	28-1241	
鳥取県立倉吉西高等学校(屋内運動場)	秋喜20	28-1811	
鳥取県立倉吉農業高等学校(屋内運動場)	大谷166	28-1341	
倉吉市立社保育園	国分寺342-11	28-1755	
倉吉市和田東町老人憩の家(かがやき文化センター)	和田東町203-1	22-8130	
旧北谷小学校(屋内運動場他)	沢谷204	22-8162	
倉吉市立北谷保育園	沢谷289-1	28-1416	
倉吉市立久米小学校(屋内運動場他)	上福田722-2	28-0961	
倉吉市立高城保育園	上福田1104	28-2202	
倉吉市立小鴨小学校(屋内運動場他)	中河原775-1	28-0965	
倉吉市立西中学校(屋内運動場他)	西倉吉町170	28-2841	
鳥取県立倉吉養護学校(屋内運動場他)	長坂新町1231	28-3500	
倉吉市立小鴨保育園	中河原551-1	28-2836	
倉吉市農村環境改善センター	生田692-4	28-2090	
旧上小鴨小学校(屋内運動場他)	福山30	22-8162	
倉吉市立上小鴨保育園	鴨河内1731-1	28-0306	
倉吉市立関金小学校(屋内運動場他)	関金町関金宿666	45-2556	
旧山守小学校(屋内運動場他)	関金町堀2163	22-8162	
倉吉市立鴨川中学校(屋内運動場他)	関金町大鳥居25-1	45-2555	
倉吉市立関金保育園	関金町関金宿2830-2	45-2853	
鳥取県立農業大学校(屋内運動場他)	関金町大鳥居1238	45-2411	
倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設(屋内運動場)	関金町関金宿1571	45-2597	
倉吉市高齢者生活福祉センター	関金町関金宿1115-2	45-3800	○

広告

まちにやさしく
ひとにやさしく
石油・ガス
新築・リフォーム・太陽光発電・建材
観光
日ノ丸産業株式会社
倉吉支店 倉吉市海田東町401 TEL(0858)26-6811
倉吉SS 倉吉市宮川町183 TEL(0858)22-5239
上井SS 倉吉市海田東町401 TEL(0858)26-0801

新車・中古車販売　車検整備
一般修理　鈑金修理　オイル交換
タイヤ・ホイール・各種用品販売取付け
Auto Garage fix
オート ガレージ フィックス
〒682-0872
倉吉市福吉町 2-1534-3
TEL 0858-24-5675
FAX 0858-24-5676



指定緊急避難場所一覧表

令和6年4月1日現在

施設・場所名	住所	管理担当連絡先	指定避難所との重複
倉吉市上北条コミュニティセンター	新田422-1	26-1763	
倉吉市上井コミュニティセンター(和室、会議室)	大平町360-1	26-1736	
倉吉市上井児童センター(プレイルーム)	大平町360-1	26-9985	
倉吉市西郷コミュニティセンター	下余戸118-1	26-2046	
倉吉市上灘コミュニティセンター(和室、会議室)	上灘町9-1	22-0640	
倉吉交流プラザ(2階)プレイルーム	駄経寺町187-1	47-1183	○
倉吉市成徳コミュニティセンター	住吉町77-1	22-1301	
倉吉スポーツセンター(合宿所)	葵町591-1	22-5674	○
倉吉市文化活動センター	住吉町77-1	23-6095	
旧倉吉市社会福祉協議会跡地駐車場	葵町717-3	−	
倉吉市明倫コミュニティセンター	福吉町2丁目1674	22-0642	
倉吉市中央児童館 倉吉市人権文化センター	鍛冶町1丁目2971-2	22-4768	
はばたき人権文化センター	福吉町2丁目1514-7	22-0232	

施設・場所名	住所	管理担当連絡先	指定避難所との重複
倉吉市灘手コミュニティセンター	尾原500	22-5401	
倉吉市社コミュニティセンター	国分寺74-1	28-2155	
倉吉市北谷コミュニティセンター	福本226-1	28-0969	
倉吉市高城コミュニティセンター	上福田480	28-0950	
さわやか人権文化センター	上米積1074-1	28-2017	
倉吉市上米積児童センター	上米積788-3	28-3370	
倉吉市高城児童センター	上福田1103	28-5588	
高城ふれあいセンター	上福田1105	28-0950	
倉吉市小鴨コミュニティセンター やまびこ人権文化センター	中河原772-6	28-0964	
倉吉市小鴨児童センター	小鴨568-2	28-3396	
倉吉市農村環境改善センター	生田692-4	28-2090	○
倉吉市上小鴨コミュニティセンター	上古川216-3	28-0953	
あたごふれあい人権文化センター	鴨河内1818-2	28-5440	
倉吉市関金総合文化センター(青年女性研修室)	関金町大鳥居193-1	45-2111	
倉吉市関金児童館	関金町関金宿200-1	45-2732	

消防

火災

鳥取中部ふるさと広域連合消防局テレフォンサービス　29-7119

火事になってしまったら

まわりに知らせる！

火災を発見したら、まわりに知らせることが大事です。

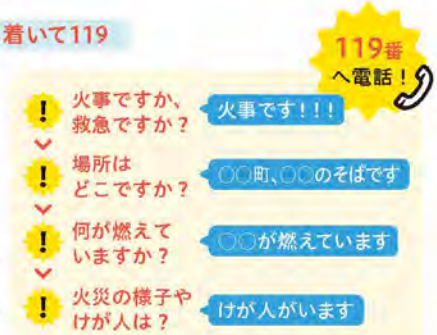
- 大きな声を出して、まわりに知らせましょう。知らせが遅れると、被害が大きくなる可能性があります。
- 周囲の助けをかりましょう。



119番に通報する！あわてず落ち着いて119

- 119番通報するときは…
  「落ち着いて」「正しく」「伝える」
- あわてないためにも、電話のそばに…
  「119番通報メモ」を！

※携帯電話からの119番通報…
電波の状態で他の管轄区域の消防本部に受信されることがありますが、管轄区域の消防本部へ転送しますので切らずにお待ちください



初期消火　無理は禁物！！！

初期消火の目安は天井に火がとどくまで

※消火器を使うときは確実に火元をねらってください
※常に消火器のある場所を確認しておきましょう
※消火器がなかったら…濡れシーツなどで、やむを得ず緊急消火する場合には、やけどに十分注意してください

避難のポイント

危険を感じたらすぐに避難しましょう！！
「タイミングを逃すと命にかかわります」

1. 高齢者・子ども、病人などは、余裕ある避難が必要です。
2. 寝室は2方向以上の避難口を確保しておく。
3. 姿勢を低くし、タオルなどで口や鼻を覆う。
4. 一度避難したら、絶対に家の中に戻らない。

広　告

もしもの災害時にEV車が電気をつなぐ

電気は買わずに「つくって」「ためる」「つかう」
V2H
Vehicle to Home 車↔家



V2Hで家計もおトクに！
EV車をご利用の方でしたら、クルマの余った電気を家庭で利用できます。
さらに、近年の災害の備えとして、設置されるご家庭も増えています。

太陽光発電をお持ちの方
昼ためて▶夜つかう
太陽光発電の余剰電力を有効活用！

太陽光発電をお持ちでない方
夜ためて▶昼つかう
安価な夜間電力を利用し、電気料金を節約！

V2H 4つのメリット
① 充電が早い！
② 家の電気代がお得に！
③ 停電時も安心！
④ 車が蓄電池の代わりに！

V2Hの販売・設置・メンテナンス　お気軽にお問い合わせ下さい！

max 有限会社マックスエネルギー
〒689-2353 鳥取県東伯郡琴浦町三保1038-1
TEL.0858-52-3768
https://max-tottori.com

有限会社 岩谷ポンプ



倉吉市越中町 1740-8
TEL(0858)22-2487
FAX(0858)22-0027

空き家は放置せず有効活用しましょう

くらよし空き家バンク

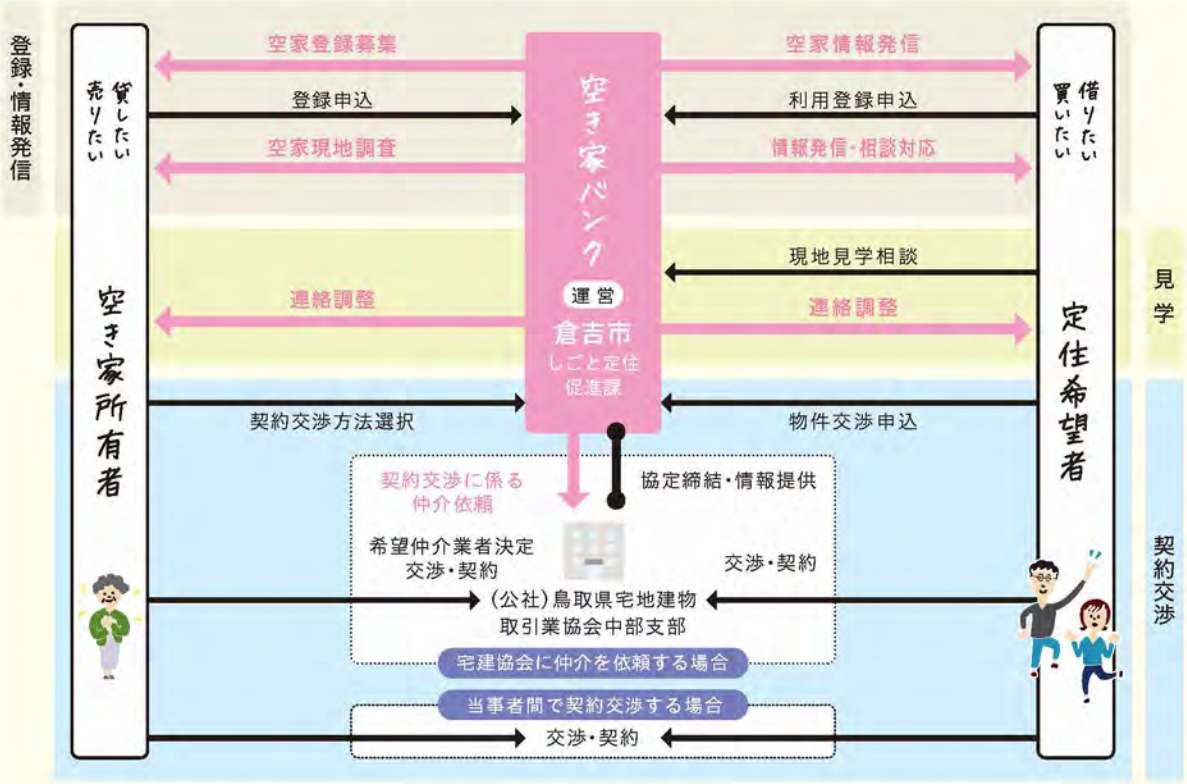


お問い合わせ
倉吉市経済観光部
しごと定住促進課　0858-27-0501



賃貸や売却が可能な「空き家」をご紹介ください!

倉吉市では市内にある空き家を有効活用して、定住促進と地域の活性化を図るためIJUターンや県内での住み替えを考えている方々へ、市内の空き家(賃貸・売却が可能な物件)を紹介する「くらよし空き家バンク制度」に取り組んでいます。



※ 市は、物件の交渉・契約に関して売買・賃貸の仲介行為は行いません。

広告



助成制度 ※補助金の交付については、条件がありますので、申請前に必ずご相談ください。

空き家利活用流通促進事業補助金



空き家の利活用を促進するため、改修工事等を行う方に必要な経費の一部を補助します。
(補助率)1/2　(限度額)100万円

空き家取得支援事業助成金



「くらよし空き家バンク」を利用して空き家を購入する「市内在住の39歳以下の人」「県外在住の人」に助成金30万円、また、「県内在住(本市を除く)の人」に助成金15万円交付します。

空き家バンク賃貸物件家賃等助成金事業



県外から倉吉市に転入される方が、空き家バンクの賃貸物件に入居した場合、居住するために必要な礼金・家賃を助成します。
(限度額)5万円

空き家バンク物件家財処分費助成事業



県外から倉吉市に転入される方が、空き家バンクの物件を購入または賃貸した場合、屋内に存する家財道具を処分するために必要な費用の一部を補助します。
(限度額)20万円

広告

営業内容
●ビル・ハウスクリーニング
●LED・蛍光管等
●業務用冷凍機・冷蔵庫
●エアコン(設計・施工)
ビル清掃 管理業
(有)三朝ビルクリーニング
代表取締役　進木(シンノキ) 雅生(マサオ)
〒682-0121 東伯郡三朝町大瀬1093-5
TEL(0858)43-2733
FAX(0858)43-2743

Risework
Risework LLC
鳥取県知事許可(般-3)第7486号
空き家相談、リフォームや家回りの樹木伐採のことまでご連絡下さい。
Risework 合同会社
(ライズワーク)
Instagram
〒682-0951鳥取県倉吉市津原409-1
TEL:0858-27-0278 FAX:0858-27-0279
Mobile:090-2007-8728
E-mail risework2011@yahoo.co.jp

住まいの事ならお任せください。
新築・増改築・リフォーム
総合建築資材卸販売
人と住まい――コミュニケーション
(有)ユーアイ建材
代表取締役　宮川　博之
〒689-2201 北栄町西園 517-3
TEL.0858-37-2005
FAX.0858-37-2210
E-mail:youai@opal.plala.or.jp

倉吉市へ移住したい方に対する助成制度があります



移住・定住支援

そうだ倉吉で暮らそうHP

助成制度

※ 補助金の交付については、条件がありますので、申請前に必ずご相談ください。

ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金

結婚、出産又は子育てを機会とした若者のＩＪＵターンを促進するため、移住を目的として転入した39歳以下の世帯に対し奨励金を支給します。

交付金額

1世帯あたり20万円(定額)
※交付は1回限り。

問 経済観光部　しごと定住促進課
0858-27-0501



結婚新生活支援補助金

新婚世帯が倉吉市で新生活を始めるときの住宅購入費用・リフォーム費用・住宅賃借費用・引越し費用の一部を助成されます。

補助金の額

・29歳以下の新婚世帯1世帯当たり60万円
・39歳以下の新婚世帯1世帯当たり30万円

問 経済観光部　しごと定住促進課
0858-27-0501



移住就業支援金-東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)から移住された人

東京圏から倉吉市に移住し、県内で就職または起業した人などに対して、移住就業支援金を交付します。

交付額

2人以上の世帯の場合:100万円
単身世帯の場合:60万円

問 経済観光部　しごと定住促進課
0858-27-0501



移住体験ガイドツアー宿泊費助成

県外在住者が移住体験ガイドツアーを利用に要する宿泊費の一部を補助します。

補助金の額

・1世帯あたり3人まで
・1人3泊まで(上限3,000円/泊)

問 経済観光部　しごと定住促進課
0858-27-0501

住宅取得支援制度

①県外から市内に転入する人に対し、住宅の新築や中古住宅の購入等に要する経費の一部を補助します。

補助額

2人以上　最大100万円
単身　最大50万円

②若年世帯(39歳以下)が、市内に住宅を新築、又は中古住宅を購入した場合に助成金20万円を交付します。

問 経済観光部　しごと定住促進課　0858-27-0501

移住就職者奨学金返還支援事業費助成金

倉吉市内の事業者への就職を機に本市へ移住した35歳未満の人の奨学金返還を最大8年間支援します。 ※上限なし

問 経済観光部　しごと定住促進課
0858-22-8129



広告



子育て支援



育児パッケージをプレゼント

「倉吉市に生まれてきてくれてありがとう！！」の気持ちを込めて、倉吉市からのプレゼントです。赤ちゃんやママ・パパにもうれしい品々をつめこんだ「はじめてばこ」を贈り、お子さんの健やかな成長を応援します。

同 健康福祉部 子ども家庭課
0858-27-0031

倉吉市子育て世帯買い物応援事業

子育て世帯の方が協賛店での買い物の際に割引や特典等のサービスを受けられます。サービスを受けられる対象は、小学校就学前のお子様のいらっしゃる世帯または妊婦の方のいらっしゃる世帯です。

同 健康福祉部 子ども家庭課
0858-22-8100

遠距離通学費補助金



倉吉市立小学校及び中学校に遠距離から通学する児童生徒の保護者に対して、通学に要する経費の負担軽減を図るため補助金を交付します。

同 教育委員会事務局 教育総務課
0858-22-8165

高校生の通学費を助成



鳥取県内の高校などに通学する生徒の通学定期券（JR・路線バス）購入費が、月額7,000円を越える通学費を助成します。

同 教育委員会事務局 教育総務課
0858-22-8165

生活の豆知識 ベビーカーマーク

ベビーカーマークを知っていますか？

ベビーカーマークは、ベビーカーを安心・安全に使用するためのマークです。

ベビーカーを安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等）を表しています。



ベビーカー使用禁止マーク
ベビーカーの使用を禁止する場所や設備（エスカレーター等）を表しています。

出典：国土交通省

広告

「空間×クルマ」とっとりワークプレイス
SISU
ワーキングガレージSISU
●コワーキングスペース
●シェアオフィス
●多目的スタジオ
●カーシェア（県外利用者向け）
mazda
マツダ正規ディーラー
マツダオートザム倉吉
TEL：0858-26-5331
運営 岩世自動車株式会社
倉吉市清谷336-1 TEL：0858-26-2211

Kurayoshi City Map

倉吉市マップ



白壁土蔵群周辺



関金温泉周辺









倉吉パークスクエア エースパックなしっこ館



広告

株式会社フジシール工業
各種防水工事
シーリング工事
塗床工事
倉吉市福庭町1-161
TEL(0858)27-2116
雨漏り・外壁・水回り目地
ベランダ・屋上防水
■お気軽にご相談下さい

WORKMAN
店舗受け取りなら
送料無料!
ワークマン
オンラインストア
はこちら
ワークマン倉吉店
倉吉市清谷町二丁目88番地
TEL・FAX 0858-26-5000

PAL
湊屋石油株式会社
倉吉市昭和町1-238
TEL 0858-22-8221（代表）
湊屋石油 倉吉 検索
大正町ガソリンスタンド 0858-22-1341
河北ガソリンスタンド 0858-26-8711
LPガス部 0858-26-8686
元町珈琲鳥取倉吉の離れ 0858-27-0199
コインランドリー 0858-22-8221
iPhone修理
アイサポ鳥取倉吉店 0120-349-192

くらよしイベント



Spring 春

倉吉春まつり
ボンボリを点灯し、さくら・つつじの見物客で賑わいます。打吹流しびな、桜ずもう、せきがねつつじ温泉まつりなどの各種イベントも催されます。
3月下旬～6月下旬 打吹公園

せきがねつつじ温泉まつり
各種ゲームを取り入れたまつりで、地元の特産品を使った出店も並びます。亀井公園に咲くつつじや、まつり開催時期に設置される提灯などが温泉街を彩ります。
4月 関金温泉街



桜ずもう
倉吉出身の第五十三代横綱琴櫻(先代佐渡ヶ嶽親方)の顕彰と青少年の健全育成を目的に開催します。わんぱく力士が出場し、力と技を競い合います。
4月下旬
倉吉市営相撲広場



くらよし打吹流しびな
子どもを禍から守るよう、子どもの分身をひな人形に託して玉川に流します。
4月第1日曜日 白壁土蔵群周辺の玉川

SUN-IN未来ウオーク
倉吉パークスクエアをスタートし、倉吉市内や温泉地等の5km～30kmを歩きます。
6月 主会場:倉吉パークスクエア

SUN-IN 未来ウオーク

Summer 夏



せきがね夏まつり
ステージイベントの他、楽しい参加型企画もあります。打ち上げ花火は頭上であがるかのようで迫力満点です。
8月中旬 関金庁舎駐車場



倉吉打吹まつり
みつぼし踊り、牛鬼や女みこし等によるパレード、ステージイベント、飛天花火大会などさまざまなイベントが催され、多くの人々で賑わいます。
8月第1土曜日・日曜日
倉吉銀座商店街・白壁土蔵群周辺・倉吉大橋下河川敷(飛天夢広場)

広告

(株)あおと空調
代表取締役 青砥 祐二
〒682-0023 倉吉市山根479-2
TEL.0858-26-3452
FAX.0858-26-3450

COFFEE HOUSE
ROCOCO
ロ コ コ
サイフォン式コーヒー
こだわりの一杯を
どうぞお気軽にお立ち寄りください
営業時間 8:30~19:00
定休日 木曜日
倉吉市上井町1-60-8
☎0858-26-2810

倉吉せきがね 里見まつり

南総里見八犬伝のモデルになったといわれる里見忠義の終えんの地で、忠義とその家臣をしのぶまつりです。白壁土蔵群の大岳院から出発する時代行列も見所です。

9月第1日曜日 関金地区





Autumn 秋

関金御幸行列

地元の3社（日吉神社・湯関神社・大鳥居神社）の例大祭に行われる行事。日吉神社は下城、湯関神社は道中、大鳥居神社では登城の姿をみせます。

10月下旬 倉吉市関金町大鳥居、関金温泉街



市指定無形民俗文化財

長谷の牛玉授け

長谷寺は、打吹山の中腹にある天台宗の古刹。牛玉宝印を記した福木を、新しい1年の福を授かろうとする参拝者が競って取り合います。

2月第3土曜日 長谷寺



Winter 冬



管弦神事

夕方から米と竹筒12本を一緒に炊き上げ、翌朝その竹筒を割り中に入っている粥の量によって、その年の農作物の豊凶を占います。

旧暦1月14・15日 八幡神社

市指定無形民俗文化財



長谷の観音市

牛玉授けの夜が明けるとこの地方に春を知らせる観音市がたちます。農具や竹細工が並び、昔ながらの風情が楽しめます。

2月第3日曜日
本町通りおよび赤瓦・白壁土蔵群周辺

広告

一流はマナーとプレーの二刀流
大谷ゴルフセンター
〒682-0902
鳥取県倉吉市上神1166
（北面入口）
TEL:
(0858)22-7655
携帯:
090-6842-1549
営業時間
月～土曜:
AM6:00～PM9:00
日曜:
AM6:00～PM8:00
早朝6:00～9:00までの時間帯は「早朝専用入口」よりご入場下さい。
（冬季は7:00開場）





人切な家 任せて下さい
注文住宅・リフォーム
手づくり家具・設計
有限会社 パルス建設
倉吉市河北町141
(0858)47-4030

電気・計装・空調設計・施工
TEC 株式会社スギテック
代表取締役 杉山 広義
〒682-0802 鳥取県倉吉市東巌城町131
TEL 0858-22-0552
FAX 0858-22-6627



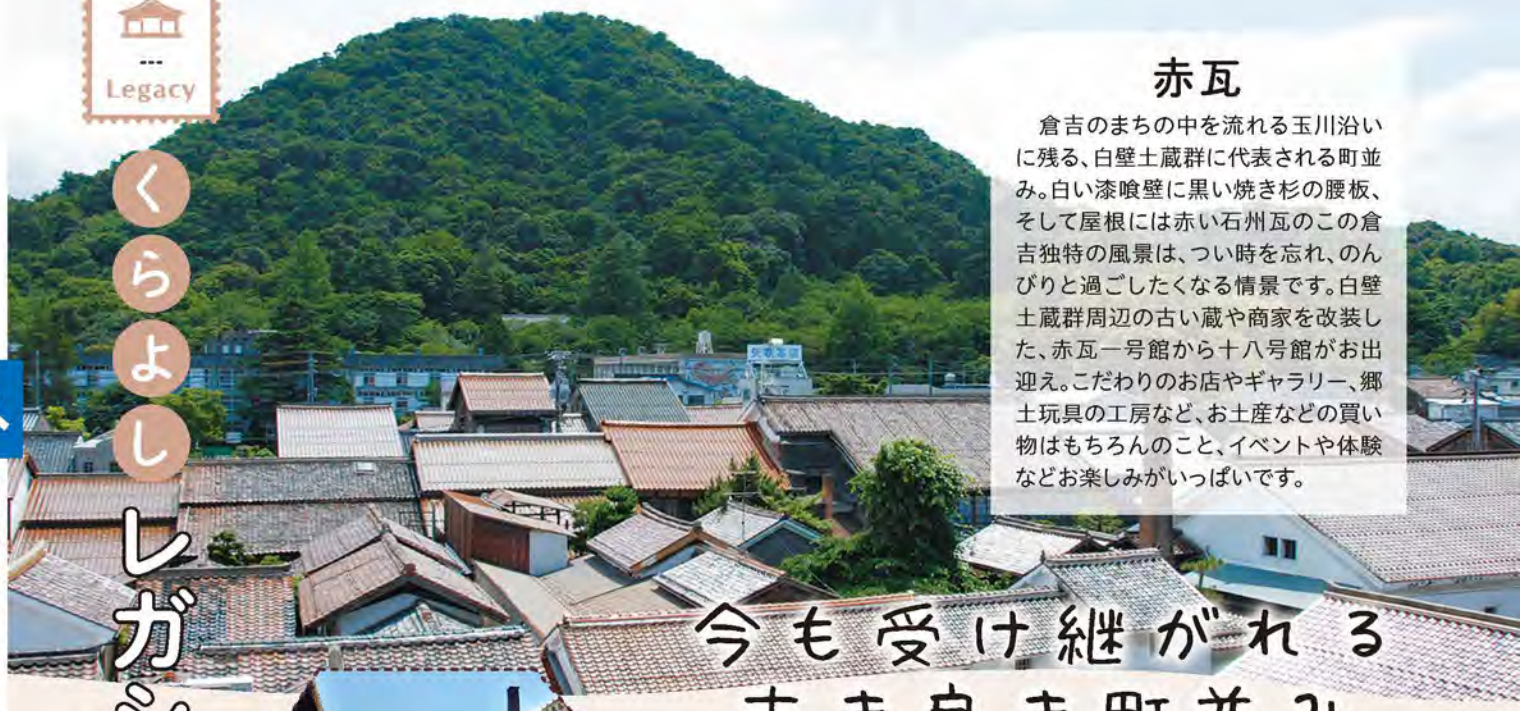
工場・オフィスでお困りの企業さん!!
私たちにお任せください。
株式会社 三立 倉吉支店
＼スタッフ募集中!／
倉吉市昭和町2丁目156
TEL0858-22-6438

お盆や年末年始、家族が大勢帰ってくる!
押し入れから普段使わない布団を引っ張りだしてふとんを干したり、カバーを掛けたり、特にお年寄りの方には、とても大変な作業ですね!
こんな時は、キタヤのレンタルふとんがとても便利!



すいみんほうす Kitaya
倉吉市昭和町1-22
御相談は… 0858-22-7185

くらよしレガシー



赤瓦

倉吉のまちの中を流れる玉川沿いに残る、白壁土蔵群に代表される町並み。白い漆喰壁に黒い焼き杉の腰板、そして屋根には赤い石州瓦のこの倉吉独特の風景は、つい時を忘れ、のんびりと過ごしたくなる情景です。白壁土蔵群周辺の古い蔵や商家を改装した、赤瓦一号館から十八号館がお出迎え。こだわりのお店やギャラリー、郷土玩具の工房など、お土産などの買い物はもちろんのこと、イベントや体験などお楽しみがいっぱいです。

今も受け継がれる古き良き町並み



白壁土蔵群

- 国選定 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区
- 美しい日本の歴史的風土100選
- かおり風景100選



赤瓦を満喫しよう！

赤瓦一号館	醤油の仕込蔵を改装した店舗には、地元の特産品や倉吉をはじめ鳥取県中部の工芸品や手作りアクセサリーなどこだわりの品が並びます。
赤瓦二号館 ワイン蔵／やきすぎ彫刻館	玉川側から入ると大きな布袋さんがお出迎え。本町通りから玉川まで通り抜けることができます。
赤瓦三号館 中野竹藝	洗練されたモダンな作品から、昔の伝統を受け継いだ風情あるものまで、数多くの作品が用意されています。
赤瓦五号館 久楽	石臼で挽いた石臼コーヒーで知られるカフェ。2階から白壁土蔵の町並みを見下ろせます。
赤瓦六号館 桑田醤油醸造場 （県指定保護文化財）	1877（明治10）年創業の老舗醤油屋さん。醤油はもちろん、アイスクリームやマカロンなど、醤油を使ったスイーツも人気。
赤瓦七号館 元帥酒造	江戸時代末期、嘉永年間（1849～53年）創業。うまい酒を造り続けている元帥酒造の本店です。
赤瓦八号館 手打ちそば処 打吹庵	2階の打吹庵では、昔ながらの手打ちそばが食べられます。

赤瓦十号館 倉吉白壁土蔵群 観光案内所	観光ガイド受付やレンタサイクルの貸出し（有料）、コインロッカー（有料）などがあります。建物は、元横綱琴櫻もアルバイトをしていたという元サイダー工場。
赤瓦十一号館 陶芸館	観光客をはじめ誰でも焼き物作りが体験できます。
赤瓦十二号館 久和	明治時代からの蔵の中で、地域の人の手作りによる小物・絵ハガキ、食品を販売しています。
赤瓦十三号館 白壁倶楽部 （国登録有形文化財）	地元の食材を使った町の洋食屋さんです。建物は明治41年建築の旧第三銀行倉吉支店としてつかわれていたもの。
赤瓦十五号館 日本料理　飛鳥	日本料理をはじめ、郷土料理など地元の食材を使用したメニューをご用意。
赤瓦十六号館 淡雪館	館内のカフェでは地元食材を使ったモーニングやランチ、各種ケーキ、ドリンクを提供。
赤瓦十七号館 BREW LAB KURAYOSHI	オリジナルのクラフトビールと地元食材にこだわった料理やおつまみが楽しめます。
赤瓦十八号館 打吹回廊	キッズスペース、カフェ、レストランなどを含む複合施設。高さ15mの展望台からは打吹山や赤瓦の町並みを見渡せます。

広　告

OGAMO
株式会社 小鴨
一般貨物運送、重機・重量物運搬、クレーン作業全般
土木工事、橋梁・基礎解体・鉄筋・鉄骨ビル解体
産業廃棄物処理業(建設廃材)、再生コンクリート砕石製造、販売
倉吉市中河原532−1
☎(0858)48-2088(代)
FAX(0858)48-2033

教養の豆知識　文化財って？

文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれてきました。そして、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。

このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録しています。

現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方で、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことで文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど文化財の活用のための措置も講じています。

さらに、国を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進しています。

文化庁HP「文化財」（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/）の内容を引用・編集・加工して作成



円形劇場 くらよしフィギュアミュージアム



現存するものとしては日本最古となる円形校舎が、日本最大級のフィギュアミュージアムとして生まれ変わり地域のシンボルに。日本を代表するフィギュアメーカーの作品を約2,000点展示し、そのクオリティーの高さは必見！フィギュアを見るだけでなく、実際に触って遊ぶことができるコーナーも人気。約60年前に建てられた円形校舎をリノベーションしており、当時の教室を再現したコーナーや建物中央の螺旋階段なども見どころ。

9:00～17:00(7月～9月は18:00まで)年中無休 ☎0858-27-1200
¥ 高校生・一般 1,000円、小中学生 500円、未就学児 無料　※企画展は別途、入館料がかかる場合があります。

打吹回廊



倉吉銀座商店街沿いの複合施設。1階にキッズスペース、有機豆コーヒーを提供するカフェ。

2階には厳選素材を使用した和食レストラン、発表会(100名)・会合勉強会(40名)・団体飲食(64名)が可能なホールを完備。

施設のシンボルである高さ15Mの展望塔は、赤瓦の町並みや打吹山を見渡せ、塔の中にはネット遊具を設置、子供から大人まで楽しめます。

「ひなビタ♪」と フィギュアまちなかミュージアム

ひなビタ♪と倉吉市



©Konami Digital Entertainment

ひなビタ♪(株式会社コナミデジタルエンタテインメント)に登場する風景や歴史的背景などが倉吉市と似ていることから、『倉野川市のモデルは倉吉市では？』とファン間で噂に。このことから倉吉市は平成28年4月1日、『倉野川市』と姉妹都市提携を締結しました。WEB上の架空都市との姉妹都市提携は全国初の試みです。まちなかには、彼女たちのパネル展示やコラボグッズもあります。ぜひ探しながらまち歩きをお楽しみください。

フィギュアまちなかミュージアム

まち全体でフィギュアを見ることができ、イベント等を楽しむことのできる「フィギュアのまち倉吉を創る会」の取り組みです。中心市街地をはじめとする主要施設や店舗等にフィギュアが並びます。

●設置場所

倉吉駅	白壁土蔵群観光案内所
エースパック未来中心	倉吉博物館
市立図書館	倉吉淀屋
大岳院	満正寺
打吹回廊	円形劇場くらよし フィギュアミュージアム
赤瓦一号館	
Coup! la cafe'	

広告







くらよしレガシー

福の神にあえる街

倉吉で生まれ育ち、京都で修行された山本竜門（りゅうもん）師、仲倉裕朋（ゆうほう）師、小谷和上（わじょう）師が地元倉吉で懸命に創作された彫刻作品が白壁土蔵群周辺の各店舗・施設にて展示されています。それぞれの作風をご堪能ください。





県指定保護文化財

高田酒造

1875（明治8）年から酒造業を営む老舗。1843（天保14）年建築の主屋は繊細な格子や腕木など倉吉の商家建築の特徴をよく示しています。その他、仕込蔵などの醸造施設も残されており貴重です。





国登録有形文化財

豊田家住宅

1900（明治33）年建築の主屋は、倉吉の伝統的な町家形式を保持しています。また、離れは1930（昭和5）年に建築され、昭和初期の熟達した和風の造形を残しています。中では歴史講談が演じられています。

広告

屋根の事ならおまかせ下さい
新建材・住宅設備機器
石州防災瓦（屋根工事一式）

有限会社
タナカ建材

☎(0858)28-1232
FAX(0858)28-1289
倉吉市西倉吉町20-17

国指定史跡
日本の歴史公園100選
美しい日本の歴史的風土100選





法華寺畑遺跡　西門

伯耆国府跡（国庁跡・法華寺畑遺跡・不入岡遺跡）
伯耆国分寺跡

国庁跡は奈良時代から平安時代の役所跡です。現在、法華寺畑遺跡と国分寺跡は歴史公園として整備されています。

緑の彫刻プロムナード

「緑の彫刻賞」を受賞した日本を代表する彫刻家の作品を市街地の野外に設置しています。1.8kmの遊歩道の並木を歩いていると、個性豊かな彫刻に出会えます。





倉吉線鉄道記念館

緑の彫刻プロムナード公園の一角にある記念館は、旧国鉄倉吉線「打吹駅」跡地に建てられています。館内には倉吉線に関する資料や写真パネルが展示してあります。また、記念館横には当時活躍した蒸気機関車が展示してあります。

旧牧田家住宅（倉吉淀屋）

主屋は、1760（宝暦10）年建築の倉吉市に現存する最古の町家建物です。「淀屋」の屋号を持つ旧牧田家は大坂の豪商「淀屋」と密接な関係があったといわれます。





大蓮寺へとつづく弁天参道

大蓮寺へと続く小路。並ぶ赤い灯籠の間を歩けば、時が止まったかのようです。



小川氏庭園　環翠園

池泉回遊式庭園の環翠園は昭和5年ごろの築庭で、神戸の庭師、巽武之助が手がけました。個人の近代庭園としては山陰屈指のものです。

金・土・日（冬季・夏季は休園）
0858-27-0190
有料（要事前予約）



大岳院

1605（慶長10）年に開創された曹洞宗の名刹。境内には、「南総里見八犬伝」のモデルとなったといわれる安房国（現在の千葉県）館山城最後の城主、里見安房守忠義と8人の家臣が祀られています。

旧倉吉町水源地ポンプ室

旧倉吉町水源地は昭和7年竣工の倉吉最初の上水道施設。ポンプ室は倉吉では初期の鉄筋コンクリート造りの建物で、正面の装飾など近代建築の趣が感じられます。



広　告

鵬技術コンサルタント株式会社

設計コンサルタント　測量　補償コンサルタント　地質・土質及び基礎



一緒に働く仲間を募集中！
未経験者でも
しっかりサポートいたします
お気軽にお問い合わせ下さい



倉吉市福庭町2丁目160番地
Tel:0858-26-4695



天女伝説の残る自然豊かな山

打吹山

標高204m。倉吉のシンボル打吹山は、スダジイなどの原生林で覆われた自然林の宝庫です。散策道や展望台、あずまやなども整い、四季を通して森林浴を楽しむことができます。



打吹公園

打吹公園は山陰随一の桜の名所。春になると、多種多数のさくらやツツジが咲き、多くの観光客でにぎわいます。また、園内には博物館、ふれあい動物広場のほか、すもう広場、野球場、テニスコート、陸上競技場、武道館などの総合運動場もあります。

名水とワサビの里

関金地区は西日本有数のワサビの産地で、200～300年経過したものと推測される清らかな湧水が湧く場所が数ヶ所あり、この水を手軽に飲む・汲むことができるよう「清水の名水場」が設置してあります。また、この清流を利用して、古くからワサビの生産が行われており、地元の方がワサビを醤油漬け・粕漬け・みそ漬けに加工して販売しています。



広告



安産祈願へお参り下さい

当神社は「一ノ宮さん」と呼ばれ、安産の神様として広く知られています。古くから妊娠5ヶ月目の戌の日に腹帯を持ってお参りし、安産祈願を受けるならわしがございます。

連絡先
電話：0858-32-1985
住所：湯梨浜町宮内754
詳しくはこちらより→



倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館

打吹公園内にある「倉吉博物館」は、白壁土蔵を外観コンセプトとして設計されたもので、館内には考古部門では重要文化財をはじめとする考古資料、美術部門では、前田寛治・菅楯彦をはじめ人間国宝大坂弘道など郷土ゆかりの作品を展示しています。また隣接する「歴史民俗資料館」には千歯扱きや倉吉絣など、明治から大正時代の産業・民俗資料が展示されています。

- 倉吉市仲ノ町3445-8
- 9:00～17:00（入館終了16:30）
- 休 月曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日
- ¥ 一般 220円（160円）
  高校生・大学生 110円（50円）
  中学生以下・70歳以上 無料
  ※（ ）は20人以上の団体



亀井公園

4月初旬～中旬になると公園全体に自生のミツバツツジが満開となり、見頃を迎えます。頂上の展望台からは関金温泉の町並み、蒜山、大山が一望できます。

長谷寺

本堂内厨子は国の重要文化財であり、山陰地方における数少ない室町時代後期の建造物です。舞台造りの堂内には多数の絵馬（県指定有形民俗文化財）が奉納されており、伝説の白馬の絵馬はその代表的な存在です。





大滝山不動滝

森の間から勢いよく清水の舞い落ちる様は、あらためて水のありがたさと神聖さを感じさせます。大滝山不動滝は勇壮で美しく年間を通じ多くの観光客の目を引きつけています。



大江神社

倉吉で生まれ、第119代光格天皇の御生母で、明治天皇の高祖母にあたる大江磐代君を祀った神社で、1913（大正2）年に建てられました。

滝川親水公園

水遊びに最適の公園です。夏まつりなどのイベント時には、魚のつかみ捕り大会を行っています。





清流遊YOU村

小鴨川源流の流れをそのまま活かした、自然と遊べる絶好のロケーションです。年間を通じて、管理渓流釣り場、ルアー・フライ釣り、つかみどり、バーベキューなどが楽しめ、自然を存分に満喫できます。

- 倉吉市関金町小泉639
- 7:00～18:00
  （10月～2月は9:00～16:30）
- 休 年中無休
- 0858-45-1015
  又は 0858-45-2900
  （管理釣り場）

広告

株式会社
小泉川養魚場
事業内容
淡水魚の養殖・販売・加工、
飲食業、
わさびの生産・加工・販売、
米作（コシヒカリ）
●遊YOU村 渓流釣り、魚のつかみとり、BBQ
●渓流料理 いわなや
倉吉市関金町小泉292-1
TEL0858-45-2900
FAX0858-45-2902
https://www.koizumigawa.com

くらよし話題のスポット



「日本一美しい廃線跡」として話題のスポット



旧国鉄倉吉線廃線跡

昭和60年3月末で廃止となり月日がたった今でもレールやホーム跡が残り、関金周辺をはじめ倉吉市内各所にその遺構を残しています。旧国鉄倉吉線廃線跡は山守トンネルを除き、自由に散策していただけます。



泰久寺駅跡

廃線跡の人気スポットのひとつで現在はホーム跡と駅銘板（レプリカ）が残っています。泰久寺駅跡から山守トンネルまでの道中は竹林など幻想的な風景が広がります。





関金駅跡

現在は県道に整備されており鉄道遺構は残っていませんが駅前だった道路には桜並木、また公民館には「駅前公民館」という看板があり、当時の面影を見ることができます。



未来を『つくる』美術館、誕生

鳥取県立美術館　令和7年3月30日オープン！

こどもから大人まで誰もが美術に親しめる開放的な美術館です。企画展、コレクション展、無料ゾーンでのワークショップや、カフェ、ショップなど、思い思いにお楽しみください。

- 午前9時～午後5時
- 休 月曜日（休日にあたる場合は開館しその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）、他メンテナンス休館あり
- ¥ コレクション展観覧料
  ※決まり次第ホームページに掲載します。
  ※企画展は企画ごとに料金を設定します
  ※展示室以外は無料でお入りいただけます
- 問 鳥取県地域社会振興部美術館
  ☎47-3011／FAX47-3022







特集 Activity

くらよし アクティビティ

美味しい、楽しい「体験」いっぱい！

梨狩り

自然のまま、梨農家の梨園で梨狩り。雄大な山陰の霊峰大山を望みながら、完熟したおいしい梨を食べてみませんか。進物・家庭用の発送も承ります。

- 倉吉観光梨園
  鳥取県倉吉市古川沢　沢山梨団地
- 8月下旬～9月下旬
- 090-3748-8016
  （倉吉観光梨園　代表者：西谷美智雄）





釣り・魚のつかみどり

「清流遊YOU村」は一年を通じて釣り仲間の姿が絶えない絶好のロケーションです。渓流管理釣り場・ルアー・フライ・つかみどり・バーベキューなど四季折々の自然を存分に満喫してください。

- 倉吉市関金町小泉639
- 0858-45-1015
  不在の場合、0858-45-2900（管理釣り場）

カヌー体験 要予約

大山池でカヌー遊びを楽しみませんか？インストラクターが指導いたします。

- 大山池
- 4月中旬～9月中旬、
  9:00～18:00（休館日：月・火曜日）
  ※要予約
- 0858-28-6322（期間中）
  0858-22-5674（期間外）







陶芸体験一覧

窯元	所在地	申込先
上神焼	不入岡	0858-22-8389
上神焼上神山窯	上神	0858-22-5705
国造焼	不入岡	0858-22-8388
福光焼	福光	0858-28-0605
倉吉焼八幡窯	八幡町	0858-22-8826
玉伯焼	大谷茶屋	0858-22-6072
打吹焼	新町1	090-1330-6285

陶芸体験 要予約

市内の窯元を訪ね、自分だけのオリジナル陶器作りをお楽しみください。

- 各窯元
- 各窯元へ直接お申し込みください。



開湯1300年 関金温泉

疲れを癒す「白金の湯」

大山や蒜山三座などの山々を見渡す関金温泉は、江戸時代に関所が設けられ、犬挟峠をはさんで伯耆国と山陽・美作を結ぶ交通の拠点として栄えていました。街道を往来する旅人たちが旅の疲れを癒すために浸かり、白金の湯と呼ばれた関金温泉。体の内側からじっくり癒やします。

泉質 単純放射能泉（ラジウム泉）
泉温 40度～50度
効能 神経痛、リュウマチ、痛風、疲労回復

せきがね湯命館

雄大な蒜山三座の麓に位置する日帰り温泉入浴施設です。岩風呂と木風呂があり、週替わりで男湯と女湯になります。休憩室やマッサージコーナー、郷土料理レストランもあり1日ゆっくり過ごせます。

- 倉吉市関金町関金宿1139
- 10:00～21:00まで（受付は20:30終了）
- 休 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）
- ¥ 大人（中学生以上） 820円、小人（小学生） 410円、幼児 無料
  ※倉吉市民は証明書提示で大人510円、小人260円
- ☎ 0858-45-2000





延命茶屋の足湯

関金温泉街の「えぐ芋親水公園」から「地蔵院」の中腹くらいのところに「延命茶屋の足湯」があります。地蔵院までは坂道になっており、観光客の休憩に使われています。

- 倉吉市関金町関金宿 10:30～18:00
- 休 年中無休 ¥ 無料
- ☎ 0858-45-2111（倉吉市関金支所）

関の湯共同温泉

地元住民の共同経営です。神経痛・五十肩・関節痛・慢性消化器病などの効能有。

- 倉吉市関金町関金宿1227-1
- 4月～9月 6:30～20:30
  10月～3月 7:00～20:30（受付時間20:00まで）
- 休 毎月1日、15日（土・日・祝日の場合は翌日に振替）
- ¥ 小学生以上 200円　小学生未満 無料
  ※関金町民は証明書提示で100円
- ☎ 0858-45-3186



くらよしフード

自慢の逸品が勢揃い！



関金わさび

絶えず澄み切った冷たい水の流れを必要とする「わさび」。大山山麓の伏流水で2年の歳月をかけて育てたわさびは、質・量ともに西日本有数の逸品として評価を受けています。



白ねぎ

料理の薬味、わき役で使われる「白ねぎ」。本当においしい白ねぎは、甘味と風味があって、時には主役にもなってしまうほどです。



プリンスメロン

“果肉が厚い、糖度が高い、日持ちがよい”と三拍子そろったメロン。自然にやさしく、健康で安全なメロンです。



大原トマト

作りはじめて40年の技。堆肥等による土作りと化学肥料・農薬の低減を行う環境に配慮した環境保全型農業に取り組みエコファーマーとして栽培。環境に優しくかつ安全・安心で美味しいトマトです。



椎茸

肉厚の椎茸は、焼いただけでもおいしくいただけます。また、干し椎茸にすると、味、栄養も増します。



極実西瓜

スイカ本来の食味を極めるためスイカ台木にスイカ接木を接いだ、薄皮、甘みが特徴のこだわりスイカです。

鳥取和牛

「肉質日本一」の評価（※）を受けた鳥取和牛。その中でもオレイン酸55%以上など厳しい基準をクリアしたものは、最上級ブランド「鳥取和牛オレイン55」として認定されています。

※鳥取和牛は、「第11回全国和牛能力共進会」において第7区の肉牛群で第1位を獲得しました。





二十世紀梨

鳥取名物といえば、「二十世紀梨」。自然の甘味、みずみずしさと歯切れのよさがその人気の秘密です。

県中部地区路線バス目的別路線図

バスのご利用方法

乗るときは…

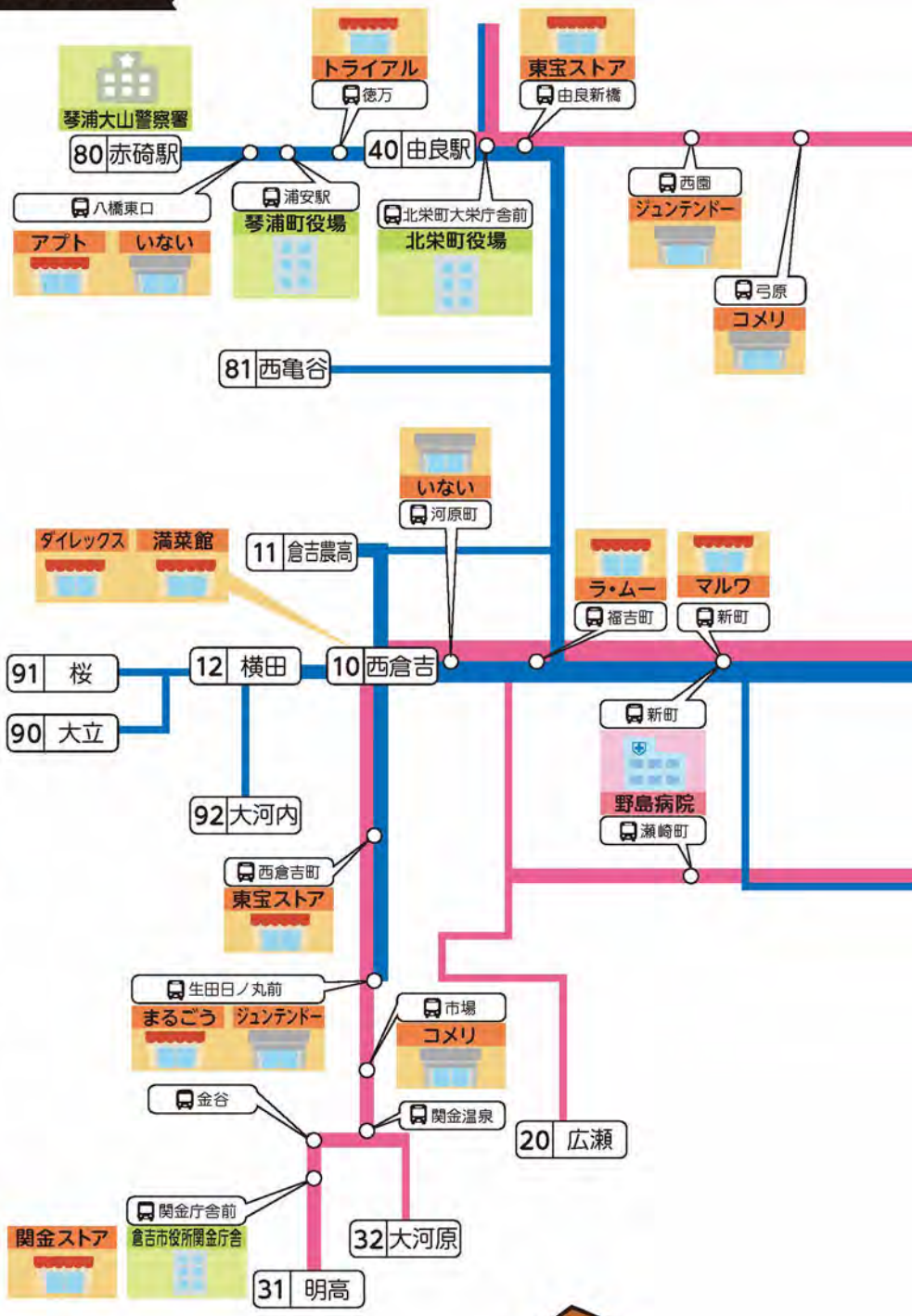
①停留所でバスをお待ちください。
②バスが来たら、入口で整理券を取り、ご乗車ください。(整理券が発行されない停留所ではそのままお乗りください。)
同じ停留所でも行き先が異なるバスが停車する場合がありますので、バスの行き先表示や音声案内を確認しましょう。
●県内のバスは後ろ乗り・前降りのワンマンカーです。後ろのドアからご乗車ください。
●行き先を確かめてからご乗車ください。

乗車中は…

③安全のため、座席にお座りください。(席が空いていないときは、握り棒・つり革をしっかりお持ちください。)
●空席の場合は席にお掛けください。
●走行中は移動なさらないでください。
●両替はお降りの際にお願いします。

降りるときは…

④目的地のバス停がアナウンスされたら、降車ボタンを押してお知らせください。
⑤車両前方にある運賃表を見て、整理券番号に対応する運賃をご確認ください。
⑥運賃を整理券と一緒に運賃箱に入れ、お降りください。



バスダイヤの確認方法

①バスロケーションシステム「バスキタ!」での検索
https://tottori.buskita.com
②お電話での問い合わせ
③各社ホームページでの確認
④バス時刻表検索サイトでの確認
⑤Googleマップでのルート検索



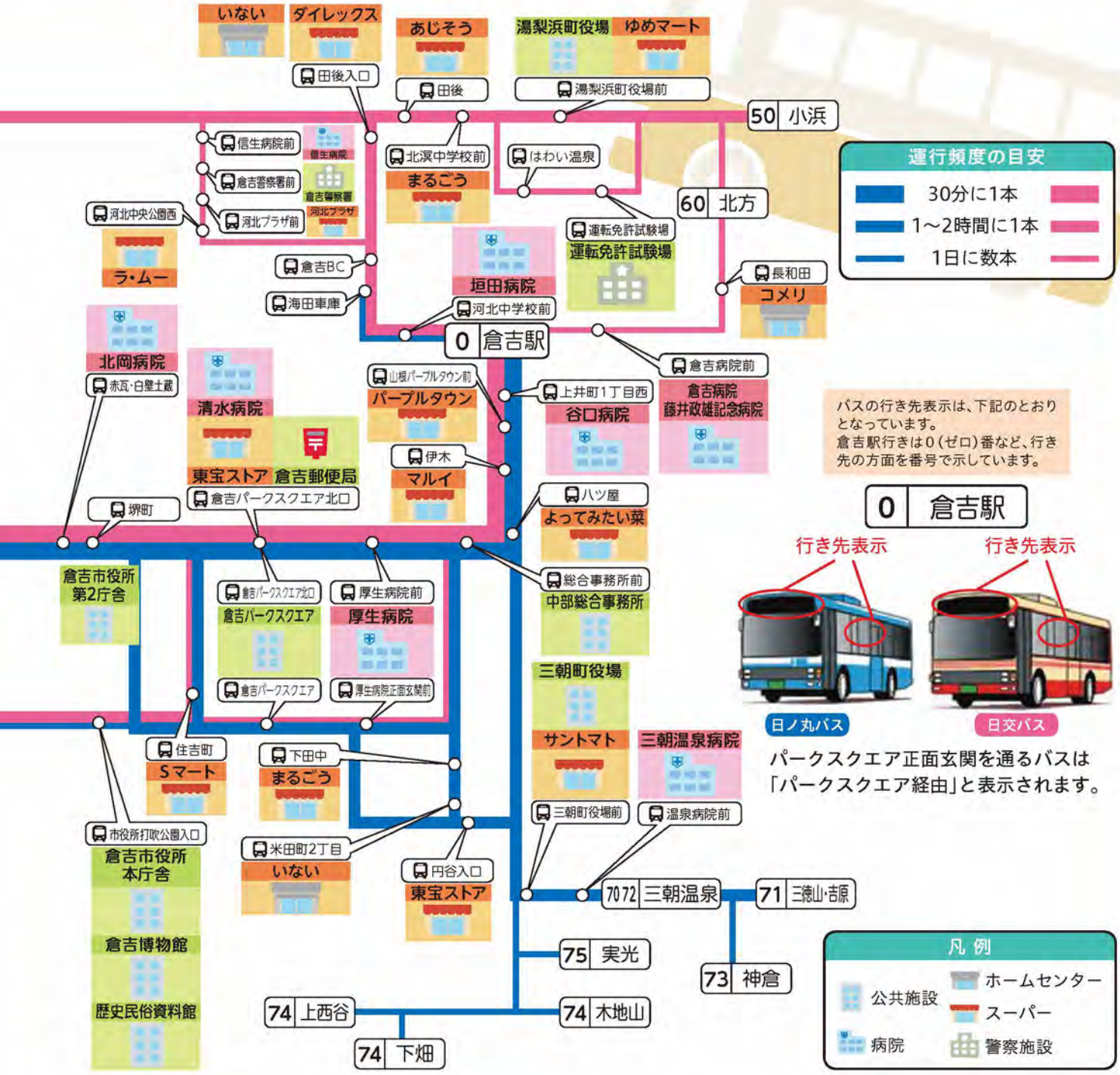
お問い合わせ



●日ノ丸自動車㈱
TEL 0858-26-4111 HP https://www.hinomarubus.co.jp/

●日本交通㈱
TEL 0858-26-1115 HP https://www.nihonkotsu.jp/
Facebookでも情報提供中!!





バスの行き先表示は、下記のとおりとなっています。
倉吉駅行きは0（ゼロ）番など、行き先の方面を番号で示しています。

パークスクエア正面玄関を通るバスは「パークスクエア経由」と表示されます。

教養の豆知識 SDGsとは？

持続可能な開発目標（エス・ディー・ジーズ）ＳＤＧｓとは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



外務省HP「SDGsとは？」より加工編集して作成（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html）

庁舎案内

場　所	名　称	電話番号	FAX番号
本庁舎	総務部		
	総務課	22-8112	22-1087
	企画課	22-8161	22-8144
	●秘書係	22-8160	22-8144
	防災安全課	22-8162	22-1087
	職員課	22-8164	22-1087
	財政課	22-8163	22-1087
	建設部		
	管理計画課		
	●管理調整係	22-8174	22-8179
	●都市計画・公園係	22-8131	22-8179
	建設課	22-8169	22-8153
	地域整備課	27-0516	22-8153
	建築住宅課	22-8175	22-8140
	上下水道局		
	お客様センター	27-1132	27-1133
	業務課	27-0633	27-0639
	工務課	27-0631	27-0639
	議会事務局		
	事務局	22-8145	22-8146
	庁舎内の団体、施設		
	職員労働組合	22-7259	48-0044
	記者室	22-8123	22-8430
第2庁舎	総務部		
	情報政策課	22-8150	23-6127
	市民生活部		
	市民課		
	●市民サービス係	22-8155	24-6711
	●マイナンバー係	27-0007	24-6711
	税務課		
	●市民税係	22-8115	27-0518
	●資産税係	22-8114	27-0518
	●債権回収室	22-8113	27-0518

場　所	名　称	電話番号	FAX番号
第2庁舎	地域づくり支援課	22-8159	22-8230
	●市民生活相談	22-2717	22-8230
	人権政策課	22-8130	22-8230
	環境課	22-8168	27-0518
	経済観光部		
	農林課	22-8157	22-8136
	●地籍係	27-1002	22-8136
	しごと定住促進課	22-8129	22-8136
	●ふるさと納税	24-5478	22-8136
	●移住定住	27-0501	22-8136
	観光交流課		
	●観光政策係	22-8158	22-8136
	●文化スポーツコンベンション推進係	22-8152	22-8136
	文化財課	22-4419	22-2303
	健康福祉部		
	福祉課		
	●福祉係	22-8118	22-7020
	●生活保護係	22-8199	22-7020
	子ども家庭課		
	●子ども発達・家庭支援室	22-8220	22-8135
	●家庭児童相談室	22-8120	22-8135
	●すこやか支援係	27-0031	22-8135
	●子育て支援係	22-8100	22-8135
	保険年金課		
	●給付係	22-8151	22-2954
	●国保年金係	22-8124	22-2954
	長寿社会課	22-7851	27-0032
	●なごもう会	24-5416	-
	健康推進課	27-0030	27-0032
	会計課	22-8154	22-8611
	行政委員会		
	事務局（選挙管理委員会等）	22-8147	22-8170
	農業委員会		
	事務局	22-8171	22-8230
	宿直室（夜間・休日）	22-8111	-
	庁舎内の団体、施設		
	売店（ダンクショップ）	24-6611	-
	山陰合同銀行倉吉市役所出張所	22-5656	22-3744

広　告

電気設備工事のことなら
新陽電気株式会社
倉吉市見日町582
TEL 0858-23-0221㈹
FAX 0858-22-9833

床・壁・天井の修理と模様替え
sugimoto
総合内装工事業　杉本装工
倉吉市上福田410
☎(0858)28-5230
FAX(0858)28-5231



場　所	名　称	電話番号	FAX番号
北庁舎	教育委員会事務局		
	教育総務課	22-8165	22-1638
	学校教育課	22-8166	22-1638
	社会教育課	22-8167	22-8180
庁外	学校給食センター	28-3343	28-3649
	博物館	22-4409	22-4415
	図書館（倉吉交流プラザ内）		
	●図書係	47-1183	47-1180
	●施設係	47-1181	47-1180

場　所	名　称	電話番号	FAX番号
関金庁舎	関金支所	45-2111	45-3964
	せきがね図書館	45-2523	45-2521
	●宿直室（夜間・休日）	45-2111	-



本庁舎付近の案内図



広　告

メガネ・補聴器専門店
LUNEX
メガネルネックス



倉吉本店 TEL.0858-22-6811
倉吉市宮川町127-2
営業時間／AM10：00～PM7：00
定休日／年中無休（元日のみ休み）
併設／コミュニティプラザ百花堂
パープル店／米子本店／イオンモール日吉津店／鳥取本店
HP／www.lunex.co.jp

生活の豆知識 公共の相談窓口

行政の困りごとについての相談先

行政苦情110番（全国共通番号）へどうぞ。

0570-090110

この電話番号は、お近くの総務省行政相談センターきくみみ（管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター）につながります。
都府県をまたいで同じ市外局番が設定されている地域においては、隣接都府県の総務省行政相談センターきくみみにつながることがあります。



総務省HP「行政相談の受付窓口」より加工編集して作成（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/soudan_uketuke.html）

鳥取県倉吉市 イメージ キャラクター

広告

JA LPガス 石油・自動車

株式会社JA中央サービス
倉吉市福吉町2丁目1588-2
☎(0858)47-0211(代表)

LPガス課	(0858)47-0220
中央自動車	(0858)28-3221
セルフ倉吉SS	(0858)22-0279
セルフ関金SS	(0858)45-3110
久米SS	(0858)29-6161

ホームページはこちらから!



くらすけくん



里見八犬伝の八犬士に憧れて倉吉のまちにやってきた不思議な犬「くらすけくん」。人の温もりや優しさ、そしてどこか故郷のような懐かしさが漂うこのまちが大好きになって、お気に入りの白壁土蔵のキグルミを着て住み着いてしまいました。

いまでは倉吉市のイメージキャラクターとなって、まちを訪れる人々に「倉吉に暮らすけえ」と言ってもらえるようにと、日夜がんばっています。

PROFILE

名　　前	… くらすけくん
性　　別	… ♂(オス)
誕　生　日	… 12月5日(ウォルト・ディズニーと一緒だそうです!)
好きな食べ物	… 倉吉の特産品、土産物(3色だんご等)が大好き。
夢	… 倉吉を訪れる人々に「倉吉に暮らすけぇ」と言ってもらうこと。
言葉づかい	… 基本的には標準語だが、片言の方言を使いたがる。

くらすけくん LINEスタンプ

\ 販売中! /

有料 120円／50コイン



LINEスタンプ第1弾

LINEスタンプ第2弾

倉吉市の公式SNSをチェック!

X(旧Twitter) Facebook Instagram LINE

車の豆知識 後部座席もシートベルトを着用しよう

平成20年6月1日から、改正道路交通法により全ての座席において、シートベルトの着用が義務化されました。
マイカーを利用する時だけではなく、バス、タクシーを利用する際にも、シートベルトを確実に着用するようお願いします。



国土交通省HP「後部座席でもシートベルトを着用しましょう」(https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/seatbelt.html)より加工・編集して作成

行政ガイド INDEX

戸籍・住民登録 …… 34

税金 …… 39

保険・年金 …… 42

高齢者・障がい者・
子ども・その他福祉 … 48

健康 …… 60

生活環境 …… 63

相談・行政情報 …… 72

議会・選挙・監査 …… 77

文化 …… 79

公共施設 …… 82

広 告

(一社)鳥取県建築士事務所協会会員
ミュー
有限会社 MIEUX設計工房
代表取締役 讃岐英夫
建築設計・監理
〒682-0017
鳥取県倉吉市清谷町1丁目86番地2
TEL(0858)48-1003
FAX(0858)26-7570
H.P.http://www.sanuki.co.jp
E-mail:mieux@sanuki.co.jp

JET INC
Japan Environmental Technology
引っ越しの際の不用品
不要になった家具家電など
お気軽にお問い合わせください。
HPはこちら
YouTubeにて
色々な情報を発信中!
産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物中間処理業
一般廃棄物処理業 金属回収業 プラスチックリサイクル事業
株式会社 ジェイ・イー・ティ
〒689-2105 鳥取県東伯郡北栄町下神1-1
TEL:0858-36-1333 FAX:0858-36-1335
E-mail:info@jet-tottori.co.jp
産業廃棄物処分業許可 鳥取県03123045374
一般廃棄物処理業許可
倉吉市指令環第16号 北栄町指令受環第558号
三朝町指令第2022-11号 湯梨浜町湯令5-21号
琴浦町2022-4号

広 告

放課後等デイサービス
・COCOKARA はわい
・COCOKARA だいえい
・COCOKARA おがも
日中一時支援事業
(上記3事業所内)
サポート事業
(子育て、介護のお手伝い)
みなさんのお困りごとを
お手伝いさせていただきます!
一般社団法人
お助けステーション心結
TEL0858-35-5017
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬611-1

厚生労働省鳥取労働局委託事業
「高齢者活躍人材確保育成事業」
シルバー人材センター
会員募集中
60歳以上の健康で
働く意欲がある皆様!
あなたの知識・経験・技能を
地域で活かしませんか!
《入会・お問い合わせは下記まで》
(公社)倉吉市シルバー人材センター
☎0858-22-0870 FAX0858-23-6101
公益社団法人 鳥取県シルバー人材センター連合会
〒683-0812 鳥取県米子市角盤町1丁目76番地
URL https://www.torisilver-ren.com
TEL0859-37-2531 FAX0859-37-2537



戸籍・住民登録

戸籍の届出

戸籍はみなさんの出生から死亡にいたる身分関係を公証する大切なものです。
出生、結婚、死亡などのときには、戸籍の届出が必要です。

届出の受付

問 市民課市民サービス係 ☎22-8155
関金支所 ☎45-2111

■受付場所　市民課市民サービス係
関金支所

■受付時間　8:30～17:15(月～金曜日)
※土、日、祝日、年末年始は休み

■時間外受付

出生、婚姻、死亡などの戸籍の届出は土、日、祝日にかかわらず、24時間受け付けます。

時間外は市役所第2庁舎または関金支所宿日直室で受け付けます。

※宿日直室は、市役所第2庁舎西側または関金支所車庫側です。

■代　理　人

戸籍届の届出人となるべき人が届書に署名すれば、次の表の「届出に必要なもの」を代理人が持って来ても届出ができます。

戸籍届出に関する本人確認

問 市民課市民サービス係 ☎22-8155
関金支所 ☎45-2111

本人に無断で戸籍届が提出される事件が全国で発生しています。

認知届 | 婚姻届 | 協議離婚届 | 養子縁組届 | 養子離縁届(協議離縁届のみ) | 転籍届

の届出の際に、本人確認を行っています。

■本人届出のとき

届出の際に、官公署発行の顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)を提示してください。

■身分証明を提示できないとき、代理人届出のとき

届出はできますが、届出があったことを届出人に通知します。

覚えがないのに市役所から通知があったときは、至急お知らせください。

届出の種類

問 市民課市民サービス係 ☎22-8155 関金支所 ☎45-2111

■出生届(子が生まれたとき)

届出人	いつまでに	どこへ	届出に必要なもの
父または母 父または母が届出人になれない場合は 1. 父母以外の法定代理人 2. 同居者 3. 出産に立ち会った医師、助産師またはその他の立会人 の順で届出人となります	生まれた日から14日以内(出生日を含む)	出生地、または父母の本籍地、あるいは届出人の所在地の市区町村役場	①出生届書(出生証明書) ②母子健康手帳

※名前に使える文字…人名用漢字、ひらがな、カタカナ
※②の母子健康手帳の交付については、60ページを参照してください。

■婚姻届(結婚するとき)

届出人	いつまでに	どこへ	届出に必要なもの
夫になる人と妻になる人	特に期限はありません。届けた日から効力があります。	夫になる人または妻になる人の本籍地もしくは所在地の市区町村役場	①婚姻届書 ②本人確認のできるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

※①には証人(成人2名)の署名が必要です。

■離婚届

届出人	いつまでに	どこへ	届出に必要なもの
夫と妻 (裁判のときは裁判の申立人)	特に期限はありません。届けた日から効力があります。 (裁判のときは確定の日または調停成立の日から10日以内)	夫妻の本籍地または所在地の市区町村役場	①離婚届書 ②裁判の謄本および確定証明書 ③本人確認のできるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

※①は証人(成人2人)の署名が必要です。(裁判離婚のときは不要です。)
※②は裁判離婚のとき必要です。
※未成年の子どもがいるときは、父と母のどちらが親権者になるかを届けてください。

■死亡届

届出人	いつまでに	どこへ	届出に必要なもの
1. 同居の親族 2. 同居していない親族 3. 親族以外の同居人 4. 家主 5. 地主 6. 家屋管理人 7. 土地管理人 8. 成年後見人	死亡を知った日から7日以内	死亡地、または死亡者の本籍地、あるいは届出人所在地の市区町村役場	①死亡届書(死亡診断書) ②届出人の印鑑(認め印で可)

■その他の届出

養子縁組届、養子離縁届、認知届、失踪届、復氏届、入籍届、分籍届、氏の変更届、名の変更届、就籍届、国籍取得届など

※戸籍の届出によって、氏名等が変わった人は、マイナンバーカードの変更手続きが必要です。カードをご持参下さい。(マイナンバーカードの暗証番号も必要です。)

火葬するには

問 市民課市民サービス係 ☎22-8155 関金支所 ☎45-2111 〈火葬場〉鳥取中部ふるさと斎場 ☎24-6321

■事前予約 鳥取中部ふるさと斎場に直接電話で使用時間を予約してください。
電話予約(8:30～17:00)

■火葬申込み 事前予約を済ませてから、市民課または関金支所で死亡届出後、火葬許可証をお渡しします。
受付時間 8:30～17:15(月～金曜日)
土、日、祝日、年末年始は休み
※時間外および休日等の受付
市役所第2庁舎(宿日直室)☎22-8111
関金支所(宿日直室)☎45-2111

■火　葬 火葬のときに、火葬許可証をご持参ください。
(火葬許可証は納骨のときに必要な場合がありますので、火葬が終わってからも保管して下さい。)

■火葬場使用料

種　別	中部地区			
	現行	R6.10月から	R7.4月から	R8.4月から
大人	12,200円	17,000円	22,000円	29,000円
小人(12歳未満)	8,100円	11,000円	14,000円	18,000円
死胎・改葬・生体分離肢体	5,100円	7,000円	9,000円	11,000円

※火葬申込み時に使用料が必要です。
※中部地区以外の場合の料金は、鳥取中部ふるさと斎場にお問い合わせください。

住所の変更

住民票は、住所や家族構成などの居住関係を証明し、選挙、就学、印鑑登録、国民健康保険、国民年金などの各種の行政サービスの基礎となります。住所を移すときや世帯主を変更するときは、必ず届出が必要です。

届出の受付

問 市民課市民サービス係 ☎22-8155 関金支所 ☎45-2111

■受付場所 市民課市民サービス係
関金支所

■受付時間 8:30～17:15(月～金曜日)
※土、日、祝日、年末年始は休み

■代　理　人 本人および世帯員以外での届出については委任状が必要です。

届出の種類

問 市民課市民サービス係 ☎22-8155 関金支所 ☎45-2111

■届出に必要なもの

(1)本人確認

本人になりすました転入・転出の届け出などを防止するため、届出人の本人確認をしています。

◆対象となる届出

転入届、転出届、転居届、世帯変更届などの住民異動届、および転出証明書に準ずる証明書の交付申請

◆確認の方法

官公署発行の顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)、健康保険証、年金証書。預金通帳などは複数提示。

(2)マイナンバーカードの変更手続きが必要です。カードをご持参ください。マイナンバーカードの暗証番号も必要です。

(3)外国人住民の人は、在留カード又は、特別永住者証明書、パスポート(初めて日本国内に転入するとき)をご持参ください。

■転入届

こんなとき	いつまでに	転入に必要なもの
他の市区町村から引っ越してきたとき	住み始めてから14日以内 ※予定では受け付けられません	①前住所地の市区町村役場発行の転出証明書(※特例転入でない場合) ②マイナンバーカード(所有者のみ)

■転出届

こんなとき	いつまでに	転出に必要なもの
他の市区町村へ引っ越すとき	引っ越す前後14日以内	①転出先の住所　②印鑑登録証(登録者のみ) ③国民健康保険証(加入者のみ) ④後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ⑤介護保険被保険者証(加入者のみ) ⑥特別医療費受給者証(資格者のみ)

■転居届

こんなとき	いつまでに	転居に必要なもの
市内で住所を移したとき	引っ越してから14日以内 ※予定では受け付けられません。	①転居先の住所　②国民健康保険証(加入者のみ) ③後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ④介護保険被保険者証(加入者のみ)

印鑑の登録

市内に住民登録をしている人は、本人の意思に基づき1人1個に限って印鑑登録ができます。15歳未満の人と成年被後見人の人は登録できません。

登録の手続き

問 市民課市民サービス係 ☎22-8155 関金支所 ☎45-2111

■印鑑の登録にあたっては、本人の意思に基づくものであることを十分に確認させていただきます。ご協力お願いします。

手続きする人	確認方法	手続きに必要なもの
本人	官公署発行の顔写真付き身分証明書で本人確認	①身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等) ②登録しようとする印鑑
	本人であることを保証する人による本人確認 本人であることを保証できる人と二人で窓口においでください。保証人には、本人に相違ないことを保証する書面を書いていただきます。 なお、保証人は、倉吉市で印鑑登録している人に限ります。(民生委員、児童委員含む)	①登録しようとする印鑑 ②保証人の印鑑登録証と登録してある印鑑 ※ただし、保証人が倉吉市職員(会計年度任用職員を除く)および市議会議員である場合は印鑑登録の有無は問いません
	ご自宅に郵便照会で本人確認 (1)登録の申し込みをする。(市民課より登録確認の照会文書をご自宅に郵送します。) (2)照会文書が届いたら、署名、押印(登録する印鑑)の上、ご持参ください。※期限は2週間です	(1)のとき ①登録しようとする印鑑 (2)のとき ①照会回答文書 ②健康保険証・年金手帳等
代理人	本人より登録の委任を受けた代理人による登録申請。ご本人宅に郵便照会で確認 (1)登録についての委任状を持ってきてください。【委任状は、登録申請書の代理人選任届欄に本人が記入してください。】(市民課より登録確認の照会文書をご自宅に郵送します。) (2)照会文書が届いたら、本人が署名、押印(登録する印鑑)、代理人に委任される場合は、委任状にも記入の上、代理人が、ご持参ください。 ※期限は2週間です	(1)のとき ①登録しようとする印鑑 ②委任状(本人直筆のもの) ③代理人の確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等) (2)のとき ①照会回答文書 ②代理人の確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)

※新規の印鑑登録、印鑑変更登録は無料です。

※印鑑登録証を紛失したときは、再交付の手続きをしてください。(手数料:300円)

※印鑑登録証明書の申請には、必ず印鑑登録証をご持参ください。(本人の場合はマイナンバーカードでも可)

■次のような印鑑は登録できません

①住民基本台帳に登録されている氏名を表示していないもの
②職業、屋号などをいっしょに表示してあるもの
③プラスチック、ゴムなどの変形しやすいものでできたもの
④印面の直径1辺の長さが2.5センチメートルを超えるもの、または8ミリメートル未満のもの
⑤印面が欠けている、または摩滅したものおよびふちがないもの
⑥すでに他の者が登録しているもの

法人の印鑑登録

問 鳥取地方法務局倉吉支局 ☎22-4108

鳥取地方法務局倉吉支局へお問い合わせください。

証明書等

証明書の種類と手数料

問 市民課市民サービス係 ☎22-8155 関金支所 ☎45-2111

種　類	手数料(1通)	請求のできる人	市民課	関金支所	エキパル倉吉行政サービスコーナー	コンビニ
戸籍謄本・抄本(広域交付も含む)	450円	①ご本人 ②配偶者(妻・夫) ③直系尊属(父母・祖父母) ④直系卑属(子・孫) ⑤上記以外の人で、戸籍を取得する正当な理由のある人 広域交付は①～④の場合のみ	○	○	○(広域交付は除く)	×
除籍謄本・抄本(広域交付も含む)	750円		○	○	×	×
改製原戸籍謄本・抄本(広域交付も含む)	750円		○	○	×	×
戸籍の附票	300円		○	○	○(除票は除く)	×
戸籍届出受理証明書 普通紙 賞状タイプ	350円 1,400円	・ご本人 ・届出人	○	○	×	×
身分証明書	300円	・ご本人	○	○	○	×
住民票の写し	300円(コンビニ250円)	・ご本人 ・同一世帯に登録されている人	○	○	○(除票は除く)	○(除票は除く)
記載事項証明書	300円		○	○	×	×
印鑑登録証明書	300円(コンビニ250円)	・ご本人 ・代理人　コンビニは本人のみ(※どちらも印鑑登録証が必要です。本人の場合はマイナンバーカードでも可)	○	○	○	○(本人のみ)

※請求のできる人以外の人が代理で請求する場合は、委任状が必要です。(印鑑登録証明書の請求を除く)
※戸籍謄本等の広域交付とは、本籍地以外の市区町村でも戸籍謄本等請求できる制度です。
※マイナンバー(個人番号)記載の住民票の写しを請求される場合は事前にお問い合わせください。
※住民票の写しと印鑑登録証明書は、休日サービスカウンター(市役所第2庁舎宿直室、関金支所宿直室)でも交付を受けることができます。(月～金の取り扱いは当日予約のみ。土日の取り扱いは金曜日予約分のみ。祝日は直前の開庁時予約分のみ。)市民課市民サービス係又は関金支所へ窓口があいている時間に、あらかじめ電話で申し込んでください。
※コンビニ交付の場合、マイナンバーカードと暗証番号(4桁の数字)が必要です。
※印鑑登録証明書の申請には、必ず印鑑登録証をご持参ください。(本人の場合はマイナンバーカードでも可)

■郵便で請求するとき

戸籍や住民票の証明を郵便で受けたいときは、次のものを同封し請求してください。

①手数料分の定額小為替(現金の場合は現金書留)
※住民票は市町村によって手数料が異なります。
②切手を貼った返信用封筒
※請求する人の宛名を書いてください。(返送できるのは申請者本人の住民登録地です。)
③次のことを書いた書面(便せんなど)
- 請求する人の住所、氏名
- 必要な人の氏名と請求する人との関係
- (戸籍関係の証明)　本籍地、筆頭者の氏名
- (住民票関係の証明)　住所、世帯主の氏名
- 目的と証明の種類と必要枚数
- 連絡先(自宅および勤務先、もしくは携帯電話の番号)

④申請者本人および送付先の確認できる書類の写し(運転免許証・健康保険証などの写し)

■エキパル倉吉行政サービスコーナー(JR倉吉駅1F)

問 ☎24-5376

住民票の写し、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書の交付をエキパル倉吉でも行います。

- 開館時間　9:00～17:00
- 休　館　月曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

本人確認

問 市民課市民サービス係 ☎22-8155
関金支所 ☎45-2111

法の定めにより証明書申請時に、本人確認をしています。

■確認の方法

①官公署発行の顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)
②健康保険証、年金証書、預金通帳など複数提示

広域住民票の交付サービス

問 市民課市民サービス係 ☎22-8155 関金支所 ☎45-2111

請求できる人	どこで	内　容	手数料	申請に必要なもの
本人または同じ世帯の人	住所がある市区町村以外の役所、役場	住民票の写し(一部・全部) ※本籍の表示を省略したもののみの交付となります	1通　300円	官公署発行の顔写真付き身分証明書

※取扱時間9:00～17:00

自動車臨時運行許可

問 市民課市民サービス係 ☎22-8155

車検期限の過ぎた車や新車を登録、車検または販売などのため回送する場合、臨時運行許可番号標(仮ナンバープレート)の交付を受けることが必要です。

・許可期間　最高5日間　・手数料　1車両につき750円

■申請するときに必要なもの

①自動車臨時運行許可申請書　②自賠責保険証(原本)　③車検証(写)　④本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

マイナンバーカード

問 市民課マイナンバー係 ☎27-0007　関金支所 ☎45-2111

■マイナンバー制度

日本に住民票のあるすべての人に付番された12けたの番号を利用して、社会保障や税、災害対策の分野で活用し、行政の効率性、透明性を高め、公平公正な社会を実現するための制度です。

■マイナンバーカード

種類	様　式	有効期限	手数料	使用方法	申請方法
マイナンバーカード	・プラスチック製 ・表面に顔写真 ・券面 〈表〉 氏名、住所、 生年月日、性別 〈裏〉 マイナンバー、 ICチップ	発行日より10回目の誕生日まで ※18歳未満の人は5回目の誕生日まで	初回無料 再交付 1,000円 ※電子証明書の発行を希望しない場合 800円	1枚でマイナンバーを証明することが可能 顔写真付きの公的な身分証明書として使用 公的個人認証サービスの電子証明書を格納する	①郵送による申請 交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り、同封の返信用封筒に入れてポストへ投かん ②スマートフォンによる申請 スマートフォンで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードからwebサイトにアクセスし、画面案内にしたがって申請 ③パソコンによる申請 デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存し、交付申請用webサイトにアクセスし、画面案内にしたがって申請 ④市民課のタブレット端末による申請(事前予約が必要) ⑤市職員の出張申請受付(事前予約が必要)

※現在お持ちの住民基本台帳カードは、表面に記載されている有効期限まで使うことができます。
※通知カードは令和2年5月25日で廃止となり、これに伴い再交付も行っていません。
令和2年5月25日以降に出生等により新たにマイナンバー(個人番号)が付番された人には「個人番号通知書」が送られます。

■受取方法

市役所からマイナンバーカードの準備ができたことをお知らせする「受取通知書(A4)」が届いたら、事前に受取日時をWebまたは電話で予約し、受取場所(第2庁舎または関金支所)で受け取ります。

受取の際は暗証番号を設定していただきますので事前に考えておいてください。【受取通知書(A4)参照】

※顔認証マイナンバーカードを受取の場合は暗証番号の設定は不要です。

受取する人	受取に必要なもの
本人 (15歳未満の人または成年被後見人は法定代理人の同行が必要)	①受取通知書(A4)　②通知カード(お持ちの人のみ)　③住民基本台帳カード(お持ちの人のみ) ④本人確認書類 ア　次のうち1点　運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カードなどの官公署発行の顔写真付き身分証明書 イ　アを持っていない人は次の2点以上　健康保険証または介護保険の被保険者証、医療受給者証、預金通帳、年金手帳、社員証など ⑤代理権の確認書類(15歳未満の人または成年被後見人の法定代理人のみ) 戸籍謄本や登記書など資格を証明する書類 (本籍地が倉吉市の場合、または15歳未満の人が代理人と同一世帯かつ親子関係が確認できる場合は不要)
代理人 (病気や身体の障がいなど、やむを得ない理由に限る)	上記①②③⑤に加え、 本人の本人確認書類　上記④のアを2点またはア、イをそれぞれ1点ずつまたはイを3点(うち写真付き1点以上) 代理人の本人確認書類　上記④のアを2点またはア、イをそれぞれ1点ずつ 任意代理人の場合は委任状等、本人が代理人を指定した事実を確認できる資料(受取通知書の委任状欄を使用可) 本人の来庁が困難であることを証明する書類　診断書、障害者手帳、入院・入所証明書など

電子証明書(公的個人認証サービス)

問 市民課マイナンバー係 ☎27-0007

公的個人認証サービスとは、利用者の人に電子証明書を交付することにより、他人によるなりすまし申請や通信途中での改ざんなどを防止するための機能を提供するものです。コンビニで住民票等を取得する際に必要となります。また、様々な行政手続がマイナポータルを通じてできます。

■電子証明書について

申請できる人	種類申請に必要なもの	手数料	家庭で準備していただくもの
倉吉に住民登録している人	①マイナンバーカード	200円(再交付の場合)	1. パソコン、ICカードリーダライタ 2. スマートフォン

※電子証明書(署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書)の有効期限は発行から5回目の誕生日までです。
※電子証明書(署名用電子証明書)を発行するときに英数文字6桁以上16桁以内の暗証番号を設定していただきます。

マイナポータル

マイナンバーカードを使って、デジタル庁が運営するマイナポータルを活用した手続きができます。

※マイナポータルの利用者登録が必要です。

・転出届・転入(転居)予約…申請者本人および住民票上同じ世帯の人
・戸籍などの各種証明書の電子申請受付…申請者本人
・いずれもマイナンバーカードの署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が有効であること。
・マイナンバーカードの読み取りができるパソコン・ICカードリーダライタまたはスマートフォンが必要。

税金

税金

税金は、住みよいまちをつくるため、みんなが負担し合う、大切な資金です。

市税の種類

問 税務課資産税係 ☎22-8114
税務課市民税係 ☎22-8115

種類		内容	税務課の係
普通税	市県民税	個人の所得に応じて課税されます	市民税係
	法人市民税	法人税額や資本金等の額に応じて法人に課税されます	
	固定資産税	土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます	資産税係
	軽自動車税(種別割)	バイクや軽自動車、小型特殊自動車などの所有者に課税されます	市民税係
	軽自動車税(環境性能割)	三輪以上の軽自動車取得時に課税されます	
	市たばこ税	たばこの代金に含まれています	
目的税	入湯税	鉱泉浴場(温泉施設)での入湯客に課税されます	市民税係

市税の納付

問 税務課債権回収室 ☎22-8113

■納める月

税目	期別	納める月
軽自動車税(種別割)	全期	5月
市・県民税(普通徴収)	1期	6月
	2期	8月
	3期	10月
	4期	1月
固定資産税	1期	5月
	2期	7月
	3期	12月
	4期	2月

※期限までに納めなかったときは、督促手数料や延滞金が加算される場合があります。
※納める月のほかにも、随時で納めていただく場合があります。

■納める方法

◆窓口納付
◆納付書により直接現金で納める方法
納める場所
- 次の金融機関の本店・支店・支所・出張所
  - (株)山陰合同銀行　・鳥取中央農業協同組合
  - (株)鳥取銀行　・(株)島根銀行　・倉吉信用金庫
  - 鳥取信用金庫　・中国労働金庫
  - (株)ゆうちょ銀行
  - 全国の地方税統一QRコード対応の金融機関(一部税目のみ)
- 全国のコンビニエンスストア(一部税目のみ)
- 税務課、関金支所

◆口座振替
◆ご指定の金融機関の口座から納付月の28日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に自動振替(引き落とし)により納める方法
※口座振替は、金融機関で申し込んでください。

◆スマートフォンアプリ(一部税目のみ)
◆スマートフォンを利用して、「Pay Pay請求書払い」等で納める方法

◆地方税お支払いサイト
◆地方税お支払いサイトにおいて、インターネットバンキング、ダイレクト納付、クレジットカードで納める方法
※クレジットカード等ご利用の場合は、請求金額に加え、別途手数料がかかる場合があります。
◆利用可能な金融機関、スマホアプリ、クレジットカードブランド、手数料など、最新の情報は「地方税お支払いサイト」でご確認ください。
地方税お支払いサイトURL:https://www.payment.eltax.lta.go.jp/

広告

森・齋藤 税理士法人
mori・saitou tax accountant co.
法人税　経営　相続
贈与　譲渡　個人
お気軽にご相談下さい!
倉吉市上井27-1
☎0858-27-5033

サンテラス税理士法人
相続税の準備・申告、
不動産の売却相談でお悩みの方
公認会計士・税理士 / 野口 和嵩
税理士 / 近藤 一重　植原 秀樹　野口 厚
〒682-0018 倉吉市福庭町二丁目100
0858-48-1110

Azalea Tax accountant's Co.
アザレア税理士法人
うわなだ事務所
公認会計士 税理士 廣田和幸　公認会計士 税理士 廣田恵里
税理士 金森 実　社会保険労務士 廣田佑美
倉吉市駄経寺町2-15-1 ☎0858-22-6134
昭和町事務所
税理士 山田悌次　税理士 岩谷章男
倉吉市昭和町2-114 ☎0858-22-6266
TKC全国会会員
経営計画・黒字化・税務会計・相続贈与

市税の証明、閲覧

問 税務課資産税係 ☎22-8114

証明、閲覧の種類	内　容	手数料	税務課	市民課	エキパル倉吉	関金支所
所得証明書	前年中の所得金額	1通　300円		○	○	○
市県民税課税証明書	市県民税（住民税）の税額			○	○	○
納税証明書	納めた市税の額		○			○
固定資産証明書	資産の面積、評価額		○		○	○
固定資産公課証明書	固定資産の内容と個別の税相当額		○		○	○
固定資産課税台帳記載事項証明書	資産の面積、評価額、課税標準額		○		○	○
固定資産課税台帳（名寄帳）	その人の総資産の明細		○			○
住宅用家屋証明書	登録免許税の軽減のための証明	1件　1,300円	○			
公図の写しの交付		1通　300円	○			
土地台帳の閲覧		1冊　300円	○			
軽自動車税（種別割）納税証明書		無料	○			○

※「閲覧」とは、台帳などを調べることをいいます。
※休日サービスカウンター（第2庁舎西側宿直室）でも交付を受けることができます。（月～金の取り扱いは当日予約のみ。土日の取り扱いは金曜日予約分のみ。祝日は直前の開庁時予約分のみ。）税務課へ窓口があいている時間に、あらかじめ電話で申し込んでください。

■申請できる場所
税務課・市民課・エキパル倉吉・関金支所
申請できる証明については、上の表をご覧ください。

■申請できる人
- 納税義務者本人または同一世帯の親族
- 本人から頼まれて、本人が自署又は押印した委任状を持参した代理人

※公図の写しの交付、土地台帳の閲覧は誰でも申請ができます。

■持っていくもの
- 公的身分証明書（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）

※代理人の場合は委任状、法人の場合は委任状または代表者印がさらに必要になります。（申請書（委任状）はホームページからダウンロードできます。）

■郵便で請求するとき
証明を郵便で受けたい時は、次のものを同封してください。
- 手数料分の定額小為替
- 切手を貼った返信用封筒（返送先の住所・氏名を記入してください。）
- 本人確認書類の写し
- 次の事を書いた書面
  - 申請する人の氏名と必要な人の氏名
  - 現在の住所　・倉吉市に在住のときの住所　・生年月日
  - 必要な証明書の種類、年度及び必要な部数（枚数）
  - 証明書の使いみち　・連絡先の電話番号等

※所得証明等及び市県民税課税証明書については、請求先は市民課です。

■「マイナポータル」サイトからの申請
一部の手続きについては「マイナポータル」サイトから申請手続きができます。

■土地（家屋）価格等の縦覧
- 期　間　毎年4月1日から5月末日まで（土、日、祝日を除く）
- 手数料　無料

※詳しい日程は、事前に市報などでお知らせします。
※本人以外が縦覧する場合は委任状が必要です。
※「縦覧」とは納税者が所有する土地や家屋と他の人が所有する物件の評価額などを帳簿を元に比較確認する制度です。

市県民税（住民税）

問 税務課市民税係 ☎22-8115

■課税される人
毎年1月1日現在で、市内に住所を有し、前年中に一定以上の所得がある人に均等割と所得割が課税されます。また、市内に住所を有しない人でも市内に事務所・事業所または家屋敷を有する人は均等割のみが課税されます。

◆均等割の非課税
- 障がい者、寡婦、ひとり親、または未成年者で合計所得金額が135万円以下の人
- 合計所得金額が、28万円×（1人＋扶養者数）＋16万8千円＋10万円以下の場合（本人のみの場合は28万円＋10万円以下）

◆所得割の非課税
- 障がい者、寡婦、ひとり親、または未成年者で合計所得金額が135万円以下の人
- 総所得金額等の金額が、35万円×（1人＋扶養者数）＋32万円＋10万円以下の場合（本人のみの場合は35万円＋10万円以下）

■申告
◆申告しなければならない人
毎年1月1日現在で市内に住所を有する人

※税務署で確定申告をした人、またはする予定の人、勤務先で年末調整をし、その他に収入がない人は申告の必要はありません。

◆申告期間　2月16日から3月15日まで

※詳しい日程は、事前に市報などでお知らせします。

固定資産税

問 税務課資産税係 ☎22-8114

■課税される人

毎年1月1日現在で、市内に土地、家屋、または事業用の償却資産を所有している人に課税されます。

■償却資産の申告

事業用の償却資産(土地、家屋を除く)のある人は、毎年1月31日までに申告しなければなりません。

軽自動車税(種別割)

問 税務課市民税係 ☎22-8115

■課税される人

毎年4月1日現在のバイクや軽自動車などの所有者に課税されます。

※4月2日以降に廃車してもその年度は課税されます。

※4月2日以降に取得した場合、その年度は課税されません。

■登録などの手続き

◆原付バイク(125cc以下のもの)、小型特殊自動車(農耕用など)

こんなとき	持っていくもの	手続きの場所
販売店から購入したとき	• 販売証明書※1	• 市役所税務課窓口(市民税係) • 関金支所窓口
個人から譲り受けたとき	• 譲渡証明書	
廃車をするとき	• ナンバープレート • 標識交付証明書	
所有者をかえるとき	• 標識交付証明書	
市外から引っ越してきたとき	• ナンバープレート(前登録地で廃車手続きが済んでない場合) • 標識交付証明書	

※1 販売証明書は、販売店の印・車体番号・排気量・メーカー名の記入があるものです

◆軽三輪、軽四輪
軽自動車検査協会 鳥取事務所(☎050-3816-3082)

◆軽二輪車(125ccを超え250cc以下のもの)及び小型二輪車(250ccを超えるもの)
鳥取運輸支局(☎050-5540-2070)

軽自動車税(環境性能割)

問 税務課市民税係 ☎22-8115

■課税される人

新車・中古車を問わず、三輪以上の軽自動車で、取得価格が50万円を超える車両に対し、取得時に課税されます。

※軽自動車税(環境性能割)は市税ですが、当分の間、鳥取県が賦課徴収を行います。

滞納処分等

問 税務課債権回収室 ☎22-8113

■督促

市税を納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。この場合、督促手数料が加算されます。

■差押

督促状の発送日から10日を過ぎても市税を完納しない場合は、滞納者の財産(給料、預貯金、不動産、生命保険など)を差し押さえることになります。

※この場合、本人の承諾などを必要とせず、市が強制的に執行しますのでご注意ください。

■納税相談

税金は納期限までに納めることになっていますが、災害・病気・廃業などにより、やむを得ず納期限までに納められない場合は、分割などにより納税を猶予することができます。

納税通知書を持参のうえ、税務課債権回収室で相談してください。

市税以外の税金

問 〈国税〉倉吉税務署 ☎26-2721
〈県税〉中部県税事務所 ☎23-3102

■国税

• 所得税 • 法人税 • 消費税 • 相続税 • 贈与税など

■県税

• 事業税 • 不動産取得税 • 自動車税(種別割)
• 自動車税(環境性能割)など

その他の税制度

■災害や失業などで生活が困難なとき

問 税務課市民税係 ☎22-8115

• 被害状況や収入状況に応じて、税額を減免する制度があります。
• そのほか、納付を猶予したり、分割して納めることもできます。

■軽自動車税(種別割)の減免

問 税務課市民税係 ☎22-8115

身体(知的・精神)障がいのある人、または、その家族が所有する軽自動車等で本人が運転または、本人のために家族が運転する場合。

※なお、障がい区分、級別などにより減免できない場合があります。

■住宅を新築したとき

問 税務課資産税係 ☎22-8114

◆固定資産税
→一定の要件を満たせば軽減措置があります。(床面積が50～280㎡)

◆県税の不動産取得税
→一定の要件を満たせば申告により軽減措置があります。(床面積が50～240㎡)

■納付書をなくしたときは

問 税務課債権回収室 ☎22-8113

税務課債権回収室へご連絡ください。再発行します。

保険・年金

国民健康保険

病気やけがをしたときに経済的に心配せず医療を受けることができるように、みんなで支え合うのが国民健康保険です。

医療費の負担割合

問 保険年金課給付係 ☎22-8151

医療機関窓口での自己負担割合は3割(70歳以上の人は2割または3割)となります。

国民健康保険に入る人(被保険者)

問 保険年金課国保年金係 ☎22-8124

職場の健康保険に入っている人やその人の扶養に入っている人、および生活保護を受けている人などを除いて、みんな国民健康保険に入らなければなりません。

■国民健康保険に入るのはこんな人

ほかの健康保険に入っていない人で…

- 自営業の人
- 退職者
- パートやアルバイトの人
- 農林水産業の人
- 3ヶ月以上滞在する外国籍の人など

こんなことも受けられます(※申請が必要です)

問 保険年金課給付係 ☎22-8151

■出産育児一時金(500,000円ただし、産科医療補償制度加入以外の病院などでの出産は488,000円)

出産育児一時金として支給される50万円を限度に病院などで申請ができ、病院からの請求額が50万円に満たない場合、その差額分は市に申請することにより世帯主へ支給されます。

また、出産後、直接世帯主に出産育児一時金を支払う制度もあり、その場合は、出産費用を現金で病院にお支払いいただくことになります。

※出産とは、妊娠85日(4ヶ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された人を含みます)。

■葬祭費(20,000円)

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行なった人が受給できます。

■入院、転院のときの移送費

医師の指示による移送で、市が必要と認めたとき受給できます。

■高額療養費

1ヶ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき、限度額を超えた分が支給されます。また、過去12ヶ月以内に高額療養費の受給が4回以上あった場合、限度額が引き下がる場合があります(多数回該当の適用)。

■高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、年間の限度額を超えた分が支給されます。

■限度額適用認定証

限度額適用認定証を医療機関の窓口へ提示すると、自己負担額が限度額までとなります。保険料の未納がない人には、申請により、認定証を交付します。(マイナ保険証を利用すれば申請は不要です。)

※70歳以上の人については、対象となる人に交付します。

■入院した時の食事代

住民税が非課税の世帯の人は、入院した時の食事代が減額されます。対象となる人には、申請により、減額認定証を交付します。(マイナ保険証を利用すれば申請は不要です。)

■療養費

次のようなものは、病院などで全額を支払っていても、申請するとその約7割(70歳以上の人は7割または8割)の支給を受けることができます。

- やむをえず保険証を持たずに支払った治療代
- 輸血を受けたときの生血代
- 医師の指示によるコルセットなどの補装具代
- 医師の指示による、はり、灸、マッサージなどの施術代
- 海外渡航中に払った治療代

国民健康保険料

問 保険年金課国保年金係 ☎22-8124

前年中の所得、被保険者数等を基に算出し、医療保険分と後期高齢支援金分、介護保険分を合算して決定します。

※医療保険分と後期高齢支援金分は0～74歳の人が対象となり、介護保険分は40～64歳の人が対象となります。

■保険料を納める人

国民健康保険に加入している人の世帯の世帯主に保険料を納める義務があります。

※世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯員のどなたかが国民健康保険に加入していれば、世帯主に納付義務があります。(擬制世帯主)

※お勤め先の健康保険に加入したときは、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。手続きが遅れると、保険料の二重払いが生じる場合があります。

■所得の申告

国民健康保険に加入している人は毎年、所得の申告が必要です。

所得申告書は、提出の必要のある人に6月上旬に送付しますので、期限までに提出してください。

※所得税、市県民税の申告をしている人は、所得申告書の提出は必要ありません。

※所得がなくても申告は必要です。申告しないと、世帯の所得に応じた保険料の軽減が受けられないことがあります。

■保険料の軽減措置(届出が必要です)

◆非自発的失業者について

失業・離職日において65歳未満の人で、雇用保険受給資格者証に記載の離職理由が非自発的失業者として対象になる場合、一定期間の保険料が軽減されます。

◆産前産後期間の出産被保険者について

対象期間の所得割額・均等割額が軽減されます(出産日が令和5年11月1日以降の人が対象)。

※対象期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月相当分(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月相当分)

国民健康保険の給付の制限

問保険年金課給付係　☎22-8151

■給付を受けられないもの

- 健康診断や予防注射
- 美容整形や歯列矯正
- 正常な妊娠にかかる健診
- 経済上の理由による妊娠中絶
- 軽度のワキガやシミなどの美容整形
- 仕事上のけがや病気(労災保険対象となるもの)

■給付が制限されるもの

次のようなものが原因のけがや病気

- けんか　• 犯罪　• 酒酔い　• わざとした行為

■交通事故にあったとき

交通事故などの第三者の行為によってけがや病気になったときは、加害者から治療費を受け取った場合や示談の内容によっては、被保険者証が使えなくなることがあります。必ず届け出をしましょう。

滞納処分等

問保険年金課国保年金係　☎22-8124

■督促手数料、延滞金

保険料を納期限までに完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。この場合、100円の督促手数料が加算されます。また、延滞金が加算される場合もあります。

■差押

督促状の発送日から10日を過ぎても保険料を完納しない場合は、滞納者の財産(不動産、自動車、給料、預貯金、保険金など)を差し押さえることになります。

※この場合、本人の承諾などは必要とせず、市が強制的に執行しますのでご注意ください。

■資格証明書の交付など

保険料を滞納した場合は、有効期間が短い被保険者証を交付することになり、1年以上にわたって滞納した場合は、被保険者証に代えて資格証明書を交付することになります。

※この資格証明書の交付を受けた場合には、病院の医療費を一旦全額負担し、その後の申請により医療費の7割(70歳以上の人は7割または8割)分の支給を受けることになります。

こんなときは14日以内に届け出を

問保険年金課国保年金係　☎22-8124

※届け出をしないと、さかのぼって国民健康保険料を払うことになったり、払わなくてもよい国民健康保険料を納付することになります。

※14日を超えて届け出をされた場合、高額療養費多数回該当の回数を通算すること等ができない場合があります。

※窓口にお越しの際は運転免許証・マイナンバーカードなどの身分証明書をお持ちください。

■国民健康保険に入っている人で

どんなとき	持っていくもの	届け出窓口
• 職場の健康保険に入ったとき • 職場の健康保険の被扶養者になったとき	国民健康保険証、職場の健康保険証(未交付のときは加入を証明するもの)	保険年金課
• 市外へ引っ越すとき	国民健康保険証	保険年金課(市民課手続き後)
• 市外から引っ越してきたとき	転出証明書	
• 市内で住所を移したとき • 世帯主や氏名が変わったとき • 世帯を分けたり、いっしょにしたとき	国民健康保険証	
• 就学のため市外に住所を定めるとき	国民健康保険証、在学証明書または学生証	
• 子どもが生まれたとき	印鑑、国民健康保険証、母子健康手帳	
• 死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、死亡を証明するもの	
• 保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	運転免許証などの身分証明証(使えなくなった国民健康保険証)	保険年金課
• 生活保護の適用を受けたとき	国民健康保険証、保護開始決定通知書	

■国民健康保険に入っていない人で

どんなとき	持っていくもの	届け出窓口
• 職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書	保険年金課
• 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書	
• 生活保護の適用を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定通知書	

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の運営は、鳥取県後期高齢者医療広域連合が行い、申請の受付などの窓口事務は倉吉市が行います。

被保険者

- 75歳以上の人
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人(任意)
(※生活保護受給者は除きます)

医療費の負担割合

問保険年金課国保年金係　☎22-8124

医療機関窓口での自己負担割合は、1割、2割または3割となります。それぞれの負担割合は、同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の収入によって判定されます。

こんなことも受けられます(※申請が必要です)

問保険年金課給付係　☎22-8151

■高額療養費

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき、限度額を超えた分が支給されます。

■限度額適用認定証

限度額適用認定証を医療機関の窓口へ提示すると、自己負担額が限度額までとなります。自己負担割合が3割の人で対象となる人に申請により交付します。(マイナ保険証を利用すれば申請は不要です。)

■入院した時の自己負担額と食事代の減額

住民税が非課税の世帯の人は、入院した時の自己負担額と食事代が減額されます。

※あらかじめ減額の認定を受け、認定証を医療機関の窓口に提示することが必要です。認定申請は保険年金課で行ってください。(マイナ保険証を利用すれば申請は不要です。)

■高額医療・高額介護合算制度

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、医療費の自己負担と高額介護(予防)サービス費の自己負担を合算した額が、限度額を超えた場合、申請により超えた分が支給されます。

■療養費

次のようなものは、病院などで全額を支払っていても、申請するとその約9割または約8割(一定以上所得者は約7割)の支給を受けることができます。

- やむをえず保険証を持たずに払った治療代
- 海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)
- 輸血を受けたときの生血代
- 医師の指示によるコルセットなどの補装具代
- 医師の指示による、はり、灸、マッサージなどの施術代(※緊急やむを得ず医師の指示があり、入院・転院などの移送にかかった費用については、広域連合が必要と認めた場合に支給されます)

■葬祭費(20,000円)

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

後期高齢者医療保険料

問 保険年金課国保年金係 ☎22-8124

後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者全員が保険料を納めます。

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

■保険料の納め方

年金が年額18万円以上の人の場合は、原則として保険料は年金からのお支払い(特別徴収)となります。それ以外の場合は個別に納付書や口座振替などでの納付となります(普通徴収)。また、介護保険料とあわせて保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、年金からのお支払いの対象となりません。

保険料が年金からのお支払いになる人でも、申請をしていただくことにより、お支払いの方法を口座振替に変更することが出来ます。

そのほか、後期高齢者医療制度についての相談
鳥取県後期高齢者医療広域連合
湯梨浜町役場　東郷支所2階
☎32-1095

保険給付が制限されるもの

問 保険年金課給付係 ☎22-8151

■交通事故にあったとき

交通事故などの第三者の行為によってけがや病気になったときは、加害者から治療費を受け取った場合や示談の内容によっては、被保険者証が使えなくなることがあります。必ず届け出をしましょう。

こんなときは14日以内に届け出を

問 保険年金課国保年金係 ☎22-8124

こんなとき	持っていくもの	届け出窓口
県内で住所が変わったときまたは県外へ転出するとき	保険証	保険年金課(市民課手続き後)
県外から転入したとき	負担区分等証明書(前住所地で発行されたもの)	
被保険者が亡くなったとき	亡くなった人の保険証 印鑑	
保険証を紛失したとき	本人確認書類	保険年金課
一定の障がいのある65歳以上の人が加入をするとき	障害者手帳など これまでご加入の保険の保険証	
生活保護の適用を受けたとき	保護開始決定通知書 保険証	
生活保護の適用を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定通知書	

介護保険

寝たきりや認知症などで介護が必要な状態や日常生活に支援が必要になったときに、みんなで支えあうのが介護保険です。
※別冊で「あなたと歩む介護保険」を作成しています。ご覧ください

介護保険に加入する人(被保険者)

問 長寿社会課介護保険係 ☎22-7851

介護保険には40歳以上の人が加入します。

- 65歳以上の人(第1号被保険者)
- 40～64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)

こんな人が介護保険サービスを利用できます

問 長寿社会課介護保険係 ☎22-7851

■65歳以上の人(第1号被保険者)

心身の状態に見合ったサービスが利用できます。

■40～64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)

老化が原因とされる病気により要支援・要介護と認定された場合、心身の状態に見合ったサービスが利用できます。

◆予防給付
要支援1、要支援2の認定を受けた人が対象となります。要介護に悪化することを予防する目的の介護保険サービスです。

◆介護給付
要介護1～5の認定を受けた人が対象となります。

介護が必要と認定されるには申請を

問 長寿社会課介護保険係 ☎22-7851

サービス(予防給付、介護給付)を利用するには、まず要介護認定の申請が必要です。本人または家族が長寿社会課の窓口で申請を行います。本人または家族が申請できない場合は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに申請を代行してもらうことができます。

◆申請に必要なもの
介護保険被保険者証(65歳以上の人)
医療保険証(40歳～64歳のみ)
代理で手続きされる人の身元がわかるもの(運転免許証等)

介護(予防)サービス計画(ケアプラン)を作成します

認定を受けた人は、自分にあった介護保険サービスを利用するため「介護(予防)サービス計画(ケアプラン)」を作成し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。

※介護保険施設、グループホーム、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護等を利用される人は、その事業所でケアプランが作成されます。

要介護(支援)者のケアマネジメント

■要支援1・2の人

「地域包括支援センター」に相談し、地域包括支援センターまたは委託を受けた指定居宅介護支援事業所と予防サービス計画を作成します。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士を配置して、予防・自立支援に向けた支援を行います。

地域包括支援センター名(担当地区)	所在地	電話番号
マグノリア地域包括支援センター(上井・西郷・灘手)	上井町1-2-1	☎26-3922
うつぶき地域包括支援センター(上北条・社・高城)	上井300	☎26-6378
倉吉中央地域包括支援センター(上灘・成徳)	宮川町129	☎22-6102
明倫・小鴨地域包括支援センター(明倫・小鴨)	瀬崎町2714-1	☎23-7106
かもがわ地域包括支援センター(北谷・上小鴨・関金)	関金町関金宿1115-2	☎45-3888

■要介護1～5の人

指定居宅介護支援事業所に相談し介護サービス計画を作成します。

市内の居宅介護支援事業所はP50をご覧ください。

- ケアプランは自分の日常生活上の目標に合わせて作成し、一定期間ごとに心身の状態に応じて見直します。
- ケアプランの相談、作成は全額を介護保険が負担しますので利用者負担はありません。

介護(予防)サービスの利用、費用負担

問 長寿社会課介護保険係 ☎22-7851

ケアプランにもとづき、介護サービス事業所が提供する介護(予防)サービスを利用します。介護(予防)サービスを利用した場合、原則かかった費用の1割、65歳以上の人で一定以上の所得がある場合には、2割又は3割が利用者の負担となります。また、利用者負担が高額になった場合、一定額を超えた分については、高額介護サービス費として支給されます。

介護(予防)サービス等の種類

問 長寿社会課介護保険係 ☎22-7851

要支援・要介護認定等を受けた人は以下の介護(予防)サービスを受けることができます。要支援1・2の人へのサービスは予防、自立支援に重点を置いたものとなります。

■在宅サービス、地域密着型サービス

①家庭で受けるサービス
ホームヘルパー、看護師、リハビリ専門職、入浴チームなどの訪問や医師などによる指導を受けます。

②日帰りで通うサービス
デイサービスセンター、老人保健施設などに通います。

③施設へ短期入所するサービス(ショートステイ)
特別養護老人ホームや老人保健施設へ短期入所します。

④福祉用具の貸与、購入費の支給

⑤住宅改修費の支給

⑥グループホーム、小規模多機能型事業所などでの介護

※地域密着型サービスであるグループホーム、小規模多機能型事業所、認知症対応型通所介護は、倉吉市の住民のみが利用可能です。

※これらのサービスのうち、本人が希望するサービスを、希望するサービス事業者から受けることができます。ただし、本人の要介護度に応じて利用できる回数に違いがあります。

■施設サービス

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所

②介護老人保健施設(老人保健施設)への入所

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の納め方

問 長寿社会課介護保険係 ☎22-7851

■特別徴収

年金年額18万円以上の人は、年金支払時に保険料があらかじめ差し引かれます。

■普通徴収

年金年額18万円未満の人や、特別徴収ができない人は、納付書または口座振替による納付となります。

※納め忘れにご注意ください。保険料を滞納すると、滞納の期間に応じて、サービス利用の際の負担が大きくなる措置がとられます。

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

問 長寿社会課 ☎22-7851
地域包括支援センター 市内5か所

◆総合事業とは
65歳以上の人を対象として、高齢になっても住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じてボランティア、NPO等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供し、地域の支え合いを進めるものです。

■介護予防・生活支援サービス事業

介護保険の訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)に相当する、要介護に悪化することを予防する目的のサービスが利用できます。(サービス量は介護保険の要支援1並み)

◆サービスを受けるには？
お住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。基本チェックリストを行って「事業対象者」に該当した場合には、ご本人やご家族との面接を経て自立支援に向けたケアプランを作成し、サービス利用が可能となります。

■一般介護予防事業

体操や介護予防に関する教室など、65歳以上の人なら誰でも利用できるサービスです。

国民年金

国民年金など公的年金制度は、老後やいざというときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後、病気やけがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。

国民年金の種類

問保険年金課国保年金係　☎22-8124
倉吉年金事務所　☎26-5311

■老齢基礎年金

65歳以降、終身にわたり受け取ることができます。一定の受給要件がありますが、保険料を納めた期間が長いほど老後に受け取る年金も多くなります。保険料を40年(上限)納めると満額受け取れます。

■障害基礎年金

病気やけがで障がいが残ったとき、受け取ることができます。一定の受給要件、納付要件があります。

■遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなったとき、子のある配偶者または子が、受け取ることができます。一定の受給要件、納付要件があります。

■その他(第1号被保険者に対する独自給付)

- 付加年金　付加保険料を納めることで、老齢基礎年金に上乗せされる年金
- 寡婦年金　夫を亡くした妻が60歳から65歳までの間に受け取ることができる年金
- 死亡一時金　年金を受け取ることなく死亡した人の遺族が受け取る一時金
- 脱退一時金　年金を受け取ることなく帰国した外国人が受け取る一時金

国民年金への加入

問保険年金課国保年金係　☎22-8124
倉吉年金事務所　☎26-5311

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

■国民年金被保険者の種別

種　別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入する制度	国民年金	国民年金と厚生年金保険	国民年金
対象者	学生、自営業者、農林漁業者等	会社員、公務員等	国内に居住し第2号被保険者に扶養されている配偶者
届出方法	保険年金課へ届出	お勤め先を通じて事業主が届出	第2号被保険者のお勤め先経由で届出
保険料の納付方法	各自が納付	お勤め先を通じて納付(給料引き)	自己負担なし(第2号被保険者の加入制度が負担)

※任意加入
60歳以降の下記の期間、任意加入することもできます。
- 年金額を増やしたい人は65歳になるまでの間
- 受給資格期間(10年)を満たしていない人は70歳になるまでの間

このほかに、外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人も任意加入することができます。

こんなときは手続きを

問保険年金課国保年金係　☎22-8124
倉吉年金事務所　☎26-5311

こんなとき		必要なもの
20歳になった(学生、自営業者、無職の人など) ※日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」及び納付書が届いた人は手続き不要		【共通して必要なもの】 ・本人確認書類 ・マイナンバー確認書類又は基礎年金番号通知書等基礎年金番号が確認できる書類 ※別に必要なもの 「健康保険・厚生年金保険資格喪失証明書」等
第2号被保険者	お勤め先を退職した	
第3号被保険者	配偶者が厚生年金保険に加入していたお勤め先を退職した	
	収入増加や離婚等で配偶者に扶養されなくなった	
	配偶者が65歳になり第2号被保険者でなくなった	
第1号被保険者	付加保険料を納めたい	
	基礎年金番号通知書・年金手帳を紛失した	
	保険料免除等の申請をしたい	

年金を受け取っている人の氏名・住所・受取金融機関の変更、年金証書の紛失等については、倉吉年金事務所にお問い合わせください。

保険料を納められないときは？

■申請免除制度

問保険年金課国保年金係　☎22-8124
倉吉年金事務所　☎26-5311

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人の申請により保険料が免除または納付猶予される制度があります。

制度		必要なもの
①全額免除・一部免除制度	本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合は、申請により保険料が全額又は一部免除になります。	【共通して必要なもの】 ・本人確認書類 ・マイナンバー確認書類又は基礎年金番号通知書等基礎年金番号が確認できる書類 ※③に必要なもの 在学証明書（原本）又は学生証（写） ※失業等を理由とする申請に必要なもの 雇用保険受給資格者証又は雇用保険被保険者離職票など失業した事実が確認できる公的機関の証明書（写）
②納付猶予制度	50歳未満の人で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。	
③学生納付特例制度	前年所得が一定額以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予されます。	

上記①～③の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、追納できます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に一定額が加算されます。

上記①～③以外に、障害基礎年金を受けている場合や生活保護の生活扶助を受けている場合は、保険料の全額が免除される「法定免除制度」があります。

産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産した際、届出により保険料が一定期間免除されます。

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

◆対象
国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人

◆免除期間
出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間
多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された人を含みます）。

年金を受け取るときの違い

納付状況等 / 年金への影響	納付	全額免除	一部免除※1	納付猶予 学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に含まれるか？	○	○	○	○	×
老齢基礎年金の年金額に反映されるか？	○	△	△	×	×
（反映率）	1	1/2	5/8～7/8（※2）	0	0

※1　一部免除承認後の保険料を納めていることが必要です。
※2　一部免除の反映率　3/4免除…5/8
　　半額免除…3/4　　1/4免除…7/8

その他一般的な年金相談

「ねんきんダイヤル」　☎0570-05-1165（ナビダイヤル）
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

案内や事務手続きは、日本年金機構（倉吉年金事務所）が実施します。

対象となる人

■老齢基礎年金を受給している人

次の要件をすべて満たしている人が対象です。
- 65歳以上
- 世帯全員の市民税が非課税
- 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が878,900円※1以下

※1　所得基準額の改定に応じて変更

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

次の要件を満たしている人が対象です。
- 前年の所得額が4,721,000円※2※3以下

※2　扶養親族等の数に応じて増額
※3　所得基準額の改定に応じて変更

請求手続き

■年金生活者支援給付金をすでに受給している人

請求手続きは不要です。

日本年金機構が前年の所得情報などに基づき1年ごとに判定を行います。引き続き要件に該当すると判定された人は、継続して受給できます。

■年金生活者支援給付金を新たに受給できる人

- すでに年金を受給している人で、新たに対象となる人には、日本年金機構から請求の案内が9月頃から順次届きます。同封の請求書に必要事項を記入して、お早めに提出してください。
- これから年金の受給を始める人で、新たに対象となる人は、年金の請求手続きと併せて請求手続きをしてください。

年金生活者支援給付金の相談

「年金生活者支援給付金専用ダイヤル」
☎0570-05-4092（ナビダイヤル）
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

高齢者・障がい者・子ども・その他福祉

高齢者

総合相談　問 長寿社会課高齢者福祉係　☎22-7851

■地域包括支援センター

援護の必要な65歳以上の人やその家族から、保健福祉サービスの利用や在宅介護の相談などを受ける総合窓口です。

地域包括支援センター名（担当地区）	所在地	電話番号
マグノリア地域包括支援センター（上井・西郷・灘手）	上井町1-2-1	☎26-3922
うつぶき地域包括支援センター（上北条・社・高城）	上井300	☎26-6378
倉吉中央地域包括支援センター（上灘・成徳）	宮川町129	☎22-6102
明倫・小鴨地域包括支援センター（明倫・小鴨）	瀬崎町2714-1	☎23-7106
かもがわ地域包括支援センター（北谷・上小鴨・関金）	関金町関金宿1115-2	☎45-3888

認知症に関する相談窓口

問 長寿社会課高齢者福祉係　☎22-7851

認知症支援相談窓口（長寿社会課）	認知症に関する相談	☎24-5416
認知症疾患医療センター（医療福祉センター倉吉病院）	認知症医療に関する相談	☎26-1015
鳥取県認知症コールセンター	認知症、介護の問題、介護家族の悩みの相談	☎0859-37-6611

・地域包括支援センターでも相談を受けています。

老人福祉施設

問 長寿社会課高齢者福祉係　☎22-7851

高齢者の皆さんの交流の場、憩いの場として、気軽に楽しく利用していただく施設です。

施設名	所在地	電話番号
伯耆しあわせの郷	小田458	☎26-5581
高齢者生活福祉センター	関金町関金宿1115-2	☎45-3800

各種事業

問 長寿社会課高齢者福祉係　☎22-7851

事業名	事業の内容・利用料等	対象者
生活管理指導短期宿泊事業	◆内　容：養護老人ホーム等の空きベットを活用して一時的に宿泊、生活習慣等の指導を行い、体調の調整をはかります。 ◆利用日数：年14日以内 ◆利 用 料：1日450円（食費は別途実費負担）	基本的生活習慣が欠如している等で、要介護となるおそれのある高齢者で、介護保険の認定を受けていない人
軽度生活援助事業	◆内　容：外出時の援助、食事・食材の確保、寝具等の大物の洗濯・日干し、家屋内の整理・整頓等の支援を行います。 ◆利用回数：1日2時間以内で年12回まで ◆利 用 料：1時間250円（外に交通費等の実費）	高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯の高齢者で、日常生活上の援助が必要な人
ごみ袋の支給	◆内　容：市指定ごみ袋を無料支給します。 ◆支 給 数：対象者1人につき　年間　市指定袋（大）50枚	要介護4または5と認定された人で、在宅で介護を受け、紙おむつを使用している人
緊急通報システム事業	◆内　容：緊急通報装置を対象者に貸与又は給付し、24時間体制で緊急時に必要な措置を行います。 また、必要によりコールサービスを行います。 ◆負 担 金：市民税非課税世帯は負担なし（貸与） 市民税課税世帯は負担あり（給付） バッテリー交換費用	一人暮らしの高齢者等
高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	◆内　容：1回1,000円　年間12回までを助成します。 県内登録事業所で利用可	次のいずれにも該当する人 ①70歳以上の人、又は65歳～69歳で後期高齢者医療に該当する人 ②前年度の市民税非課税
高齢者補聴器購入費補助事業	◆内　容：補聴器購入費の半額を補助します。 ※片耳、両耳を問わず補助の上限額は3万円です。 ◆申請方法：申請書に必要事項を記入し、医師による証明、見積書とあわせて長寿社会課に提出してください。 ※申請書はホームページからダウンロードできます。 ◆そ の 他：交付決定通知より先に補聴器を購入した場合、補助の対象外となります。	次のいずれにも該当する人 ①65歳以上の人で身体障害者手帳（聴覚障がい）の交付を受けていない人 ②両耳聴力レベルの平均が40デシベル以上70デシベル未満の人、または40デシベル未満の人で医師が必要と認めた人
認知症高齢者等事前登録制度	◆内　容：認知症やその他の病気により認知機能が低下した状態にある人の情報を長寿社会課に登録し、万が一行方不明になった場合、その情報を倉吉警察署や地域包括支援センターなどと共有することで、早期発見と保護につなげることができます。また登録された人へ「倉吉市見守りシール」を配布します。	認知症やその他の病気等により認知機能が低下した状態にある人

シルバー人材センターでの活動

問 長寿社会課高齢者福祉係　☎22-7851

高齢者が身につけられた技能、技術、経験を生かし、働くことを通して人とのふれあいや生きがいを高めるために、会員組織として運営されています。

高齢者にふさわしい仕事を家庭や事業所などから引き受け、その仕事を会員に提供します。

■入会できる人

倉吉市内に住み、健康で、働く意欲のある、おおむね60歳以上の人

(公益社団法人)倉吉市シルバー人材センター
倉吉市駄経寺町2丁目8番地1　☎22-0870

高齢者の医療

問 保険年金課国保年金係　☎22-8124

75歳以上の高齢者の皆さんは、後期高齢者医療制度で医療を受けることになっています。

後期高齢者医療制度については、43ページをご覧ください。

地域支援事業　その他の事業

問 長寿社会課高齢者福祉係　☎22-7851

事業名	事業の内容・利用料等	対象者
元気あっぷ教室	◆内　容:通所により運動器の機能向上のためのサービスを提供します。 ◆利用回数:週1回以内　◆利用料:1回500円	65歳以上で運動機能の低下している、介護保険の認定を受けていない人
なごもう会	◆内　容:各地区コミュニティセンターで心身機能の維持を図る体操やレクリエーション等を行います。 ◆利用回数:月2回　◆利用料:材料費程度	65歳以上で、虚弱、閉じこもり等で外出する機会が少ない介護保険の認定を受けていない人
介護予防教室事業	◆内　容:認知症、口腔ケア、栄養改善、転倒予防、閉じこもり、健康推進等をテーマに、介護予防等の知識、技術を習得するための教室を開催します。	
認知症サポーター養成講座	◆内　容:認知症への理解を深める講座を開催し、認知症の人や家族を温かく見守る地域のサポーターを養成します。	
成年後見制度利用支援事業	◆内　容:高齢者などが、成年後見制度を利用するにあたり、家庭裁判所への審判費用および後見人などへ支払う報酬を負担することが困難である場合、それらの費用を助成します。	審判費用などを負担することが困難な高齢者など
家族介護用品支給事業	◆内　容:介護用品の購入費を助成します。 ◆対象品:紙おむつ、尿取りパット、介護用使い捨て手袋、介護用使い捨て清拭タオル等 ◆助成額:1人年間50,000円以内	要介護4または5と認定された、介護用品の必要な高齢者を在宅で介護している家族で、市民税非課税世帯
配食サービス事業	◆内　容:栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。 ◆利用回数:必要に応じて　◆利用料:1食　500円	高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯の高齢者で、調理が困難な人
介護相談員派遣事業	◆内　容:派遣を希望する介護サービス事業所に介護相談員を派遣し、サービス利用者の話を聞いたり相談に乗り、事業者との橋渡しをすることによって利用者の疑問や不満、不安の解消を図ります。	介護保険のサービス利用者

※その他のサービスもありますので、長寿社会課高齢者福祉係および介護保険係　☎22-7851までお問い合わせください。

広　告

栄養バランスを考えた
安心・安全なお弁当
配食サービス
まごころ弁当 倉吉店
無料試食あります
1食からでもお届けします!

倉吉市
中江288-10
※定休日は日曜日(お正月の3が日はお休み致します)
お問い合わせ・ご注文は
TEL 0858-33-5958
FAX 0858-33-5838

和和企画グループ
デイサービスセンター 和
なごむ 雰囲気の中行える個別リハ

ごしごしと、綺麗なからだ保ちます 入浴タイム

みんな、和気あいあいと楽しむレクリエーション

ホームページで施設情報を更新しています。
有限会社和企画
(なごみきかく)
TEL0858-27-0301
FAX0858-27-0305
訪問介護 のぞみ
・訪問介護
・介護予防日常生活総合支援
・障がい者総合支援・移動支援
・医療ショートステイ
身体介護
生活介護
お気軽にご相談ください
TEL0858-24-6995
FAX0858-24-6994
〒682-0031倉吉市下余戸161-1
デイサービスセンターほほえみ
デイサービスセンターほほえみの6つの特徴

1.様々なイベントを開催

2.特色のある2つの空間

3.専門職によるリハビリを行っています

4.自宅のような個室風呂を完備

5.大好評!手作り昼食&おやつ
6.連絡ノートで情報共有
TEL0858-24-6125
FAX0858-24-6126
〒682-0034 倉吉市大原634-3
Instagram

倉吉市内介護保険事業所一覧

居宅介護支援事業所（申請代行者）

申請代行やケアプランの作成、サービス事業所との連絡・調整を行います。

事業所名	所在地	電話番号
居宅介護支援事業所のじま	瀬崎町2714-1	☎23-7121
居宅介護支援センターマグノリア	上井町1-2-1	☎26-3922
在宅介護支援センターせいわ	上井300	☎47-4165
居宅介護支援事業所しみず	宮川町129	☎22-6100
デイケアひまわり	東昭和町165	☎47-0002
指定居宅介護支援事業あすか	大宮41-1	☎28-1168
信生病院	清谷町1丁目286	☎26-7773
居宅介護支援事業所キラリ	見日町491	☎23-1505
ケアプランセンターわたなべ	下余戸161-1	☎26-0229
ひまわり居宅介護支援事業所	関金町関金宿1891-1	☎45-6111
つばき居宅介護支援事業所	余戸谷町3051-1	☎23-0051
居宅介護支援センターあずま園	東巌城町472	☎24-6801
居宅介護支援センター ル・サンテリオン	山根55-233	☎26-3051
指定居宅介護支援事業所 ふくもり	福守町492-1	☎28-5501
そらいろ居宅介護支援事業所	宮川町188	☎27-0530
居宅介護支援とまと	大原602	☎27-0705

※上記以外の指定居宅介護支援事業者でも作成できます。

地域包括支援センター名（担当地区）	所在地	電話番号
マグノリア地域包括支援センター（上井・西郷・灘手）	上井町1-2-1	☎26-3922
うつぶき地域包括支援センター（上北条・社・高城）	上井300	☎26-6378
倉吉中央地域包括支援センター（上灘・成徳）	宮川町129	☎22-6102
明倫・小鴨地域包括支援センター（明倫・小鴨）	瀬崎町2714-1	☎23-7106
かもがわ地域包括支援センター（北谷・上小鴨・関金）	関金町関金宿1115-2	☎45-3888

介護保険施設（各施設でショートステイも利用できます）

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設名	所在地	電話番号
ル・ソラリオン	山根55-3	☎26-0115
倉吉スターロイヤル	福守町433	☎28-6318

■介護老人保健施設（老人保健施設）

施設名	所在地	電話番号
のじま	瀬崎町2714-1	☎23-7100
うつぶき	上井301	☎26-6331
ル・サンテリオン	山根55-233	☎26-3051
ひまわり	関金町関金宿1891-1	☎45-6111

■介護医療院

施設名	所在地	電話番号
ふじい	山根43	☎27-2210

居住・居宅サービス　ケアプランにもとづいてサービスを行います

■短期入所（ショートステイ）

施設名	所在地	電話番号
ショートステイマグノリア	上井町1-2-1	☎26-3922
短期入所施設ひまわりの家	東昭和町131-1	☎24-6343

■グループホーム

予防事業	事業所名	所在地	電話番号
○	グループホーム「いわきの里」	宮川町153-7	☎47-1471
○	みのりグループホーム	福守町490-3	☎29-6138
○	グループホーム ひまわり昭和町	東昭和町143	☎48-0055
○	グループホームマグノリア	上井町1-2-1	☎26-3922
○	関金みのり グループホーム	関金町関金宿1429-2	☎45-6138
○	グループホーム ひまわり関金	関金町関金宿1886	☎45-6222
○	グループホームしみず苑	宮川町155-18	☎22-6201

広告

入所施設・在宅支援・通所介護・訪問看護

昭和町
ケアハウスひまわり昭和町
グループホームひまわり昭和町
グループホームひまわり昭和町Ⅱ
けあホームひまわり昭和町
ひまわりの家 短期入所施設サービス付き高齢者向け住宅

相談窓口 (0858)47-0000

関金
介護老人保健施設ひまわり
グループホームひまわり関金
けあホームひまわり関金

内科／内視鏡検査・がん検診・人間ドック等

倉吉シティ内視鏡クリニック KURAYOSHI CITY ENDOSCOPY CLINIC
〒682-0024 倉吉市伊木215-3
(0858)24-5500

ひまわり 安心の医療・介護ネットワーク
〒682-0804 倉吉市東昭和町165
医療法人 至誠会
社会福祉法人 親誠会

CHG コンフォート補聴器グループ
中国補聴器センター
「おもてなし」と「技術力」で多くの方に選ばれています。
顧客満足度
認定専門店
初めての方でも安心。補聴器選びは認定専門店の当社へお任せください。
至米子 JR倉吉駅 至鳥取
ホテルセントパレス 倉吉店 P
倉吉駅より徒歩約1分
(JR倉吉駅前)
倉吉市上井町1-9-9
(定休日：日曜・祝日)
テレビCM放送中！
0120-27-4033

予防事業	事業所名	所在地	電話番号
○	インターグループホーム	福守町407-12	☎29-5338
○	グループホームつばき	余戸谷町3051-1	☎23-0051
○	グループホーム華つばき	中河原771-1	☎24-6833
○	倉吉グループホーム あずま園	東巌城町472	☎24-6801
	グループホーム　かりん	西倉吉町17-4	☎24-6202
○	グループホーム ひまわり昭和町Ⅱ	東昭和町134	☎47-0011
○	グループホームそらいろ	三江1281-1	☎27-0460

◆小規模多機能型居宅介護

予防事業	事業所名	所在地	電話番号
○	小規模多機能型居宅介護事業所やしろ	西福守町658	☎29-5088
○	小規模多機能ホームつばき	余戸谷町3051-2	☎24-5331
○	地域サポートハウスしみず	宮川町153-7	☎27-0028
○	小規模多機能ホーム華つばき	中河原771-2	☎24-5564
○	小規模多機能ホームそらいろ	三江1281-1	☎27-0460

◆訪問介護(ホームヘルプ)

総合事業	事業所名	所在地	電話番号
○	ホームヘルプセンター マグノリア	上井町1-2-1	☎26-3922
○	訪問介護ステーション のじま	瀬崎町2714-1	☎23-7107
○	ホームヘルパー ステーションせいわ	上井300	☎26-5212
○	ニチイケアセンター倉吉	東巌城町120-1 1F	☎47-6347
○	ホームヘルプひまわり昭和町	伊木215-3	☎24-6141
○	ヘルパーステーション蔵まち	東巌城町219	☎24-0371
○	ヘルパーステーション こもれび	福守町492-1	☎24-5165
○	訪問介護ステーション あげい	上井町1丁目13	☎24-6702
○	訪問介護のぞみ	下余戸161-1	☎24-6995
○	こころね ヘルパーステーション	伊木217	☎24-6438

◆訪問入浴介護

予防事業	事業所名	所在地	電話番号
○	はるす・ 訪問入浴サービス倉吉	上井213-4 あっぷるビル101号	☎27-4018

◆訪問看護

予防事業	事業所名	所在地	電話番号
○	訪問看護リハビリ ステーションのじま	瀬崎町2714-1	☎23-7104
○	訪問看護リハビリ ステーションくらよし	山根43-1	☎26-1904
○	訪問看護ステーション せいわ	上井303-2	☎26-9871
○	訪問看護ステーション ひまわり	東昭和町131-1	☎47-0012
○	こころね 訪問看護ステーション	伊木217	☎24-6437
○	訪問看護ステーションしみず	宮川町129	☎27-0818
○	訪問看護ステーション のぐち	上井町1丁目8-5	☎24-6101
○	北岡病院	明治町1031-5	☎22-3176

※その他、医療機関でも利用できます。

◆訪問リハビリテーション

予防事業	事業所名	所在地	電話番号
○	訪問リハビリテーション しみず	幸町512-1	☎24-5358
○	訪問リハビリテーション ル・サンテリオン	山根55-233	☎26-3051
○	老健のじま 訪問リハビリセンター	瀬崎町2714-1	☎23-7100
○	藤井政雄記念病院	山根43-1	☎26-2111
	谷口病院	上井町1丁目13	☎26-1211
○	北岡病院	明治町1031-5	☎22-3176
○	介護老人保健施設ひまわり	関金町関金宿1891-1	☎45-6111
○	ケアステーションはるかぜ	福庭町1丁目225	☎24-6970

広　告

そらいろ
デイサービスそらいろ
デイサービスひびの
そらいろ居宅介護支援事業所
地域密着ケアホームそらいろ
株式会社 ライトアップ
倉吉市幸町532-1　TEL(0858)27-0820

あずま園
社会福祉法人
中部福祉会
グループホームあずま園
☎(0858)37-4804
FAX(0858)37-4814
北栄町東園331番地1

北栄デイサービスセンターあずま園
北栄居宅介護支援センターあずま園
東伯郡北栄町東園329番地
TEL.0858-37-4804　FAX.0858-37-4814

倉吉グループホームあずま園
デイサービスセンターあずま園
倉吉市東巌城町472番地(竹田橋西詰)
TEL.0858-24-6801　FAX.0858-24-6802

居宅介護支援センターあずま園
倉吉市福吉町1133番地
TEL.0858-22-4876　FAX.0858-22-0855

アロハデイサービスセンターあずま園
東伯郡湯梨浜町水下166番地1
TEL.0858-47-5010　FAX.0858-47-5015

はわいグループホームあずま園
はわいデイサービスセンターあずま園
アロハ居宅介護支援センターあずま園
東伯郡湯梨浜町光吉107番地35
TEL.0858-48-5666　FAX.0858-48-5665

地域密着型特別養護老人ホームはわいあずま園
東伯郡湯梨浜町長江310番地88
TEL.0858-48-6222　FAX.0858-48-6223

◆通所介護(デイサービス)

総合予防事業	事業所名	所在地	電話番号
○	デイサービスセンターマグノリア	上井町1-2-1	☎26-3922
○	倉吉スターガーデン	福守町491	☎28-5801
○	デイサービスとまと(認)	大原602	☎22-3370
○	デイサービスセンター和(なごみ)	下余戸161-1	☎27-0301
○	デイサービスセンターほほえみ	大原634-3	☎24-6125
○	倉吉市社会福祉協議会関金支所	関金町関金宿1115-2	☎45-3800
○	デイサービスセンターあずま園	東巌城町472	☎24-6801
○	倉吉デイサービスつばき	余戸谷町3051-1	☎23-0051
○	ヴェルヴェチアデイサービス　おおみや	大宮451-1	☎28-6790
○	共生ホームこころ	堺町2丁目239-87	☎27-2777
○	関金ラジュームデイサービスセンター	関金町関金宿259-1	☎45-1168
○	デイサービスセンターひかり	清谷町1-254-1	☎26-4228
○	寿々	山根585-1	☎24-5991
○	アクアサロン福守	福守町406-6	☎48-2278
○	デイサービスはるかぜ	福庭町1丁目225	☎24-6960
○	デイサービスセンターウエハラ	堺町2丁目962-2	☎22-3060
○	デイサービスひびの	円谷町508-3	☎27-0371
○	デイサービスセンター三喜苑西郷	伊木265-3	☎27-6070
○	デイサービス　そらいろ	幸町532-1	☎27-0820
○	デイサービス　ひまわり	東昭和町165	☎47-0002
○	デイサービス　だいふく	清谷町1丁目163-3	☎27-1088
○	共用型デイサービスそらいろ(認)	三江1281-1	☎27-0460

※(認)…認知症対応型通所介護事業所

◆通所リハビリテーション(デイケア)

予防事業	事業所名	所在地	電話番号
○	デイケアセンターのじま	瀬崎町2714-1	☎23-8005
○	デイケアセンター ル・サンテリオン	山根55-233	☎26-3051
○	介護老人保健施設うつぶき	上井301	☎26-6331
○	通所リハビリテーションしみず	幸町512-1	☎23-2526
○	介護老人保健施設ひまわり	関金町関金宿1891-1	☎45-6111
○	藤井政雄記念病院	山根43-1	☎26-2111

◆福祉用具貸与・販売

予防事業	事業所名	所在地	電話番号
○	あさひほーむ	昭和町2丁目236	☎23-7272
○	濱本商会	魚町2560	☎22-3103
○	ライフケアくらよし	関金町郡家721-1	☎45-1010

広　告

受けるよろこび　尽くすよろこび　愛するよろこび
社会福祉法人
福生会
三朝温泉　三喜苑
老人福祉施設・短期入所・通所介護
ケアハウス・居宅介護
〒682-0125 三朝町大字横手396番地
TEL(0858)43-3322
FAX(0858)43-3321
http://www.sankien.jp
三喜苑西郷通所介護事業所
(倉吉市伊木)
TEL(0858)27-6070

「和」発祥の地
ボン・シャンス
就労継続支援B型/生活介護
倉吉市福庭町1丁目365-2 TEL:0858-26-7530

共に働き・生きるをサポート
もなみ
就労継続支援B型/生活介護
倉吉市堺町2丁目239-38 TEL:0858-24-5527

児童からお年寄りまで
共生ホームこころ
生活介護/放課後等デイサービス/通所介護
倉吉市堺町2丁目239-87 TEL:0858-27-2777



倉吉市魚町2540
お問い合わせ・ご予約はこちら
TEL:0858-24-5753

社会福祉法人 和(なごみ)
倉吉市福庭町1丁目365-2
TEL:0858-26-7530

障がい者

身体障害者手帳
問 福祉課福祉係 ☎22-8118

身体障がいのある人が各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。(1級～6級)

■手帳交付申請に必要なもの

身体障害者診断書・意見書
印鑑
写真(たて4cm×よこ3cm、無帽正面上半身、最近撮影したもの)
個人番号(マイナンバー)がわかるもの

療育手帳
問 福祉課福祉係 ☎22-8118

知的障がいのある人が、一貫した相談・指導や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。(A～B)

■手帳交付申請に必要なもの

印鑑
写真(たて4cm×よこ3cm、無帽正面上半身、最近撮影したもの)
個人番号(マイナンバー)がわかるもの

精神障害者保健福祉手帳
問 福祉課福祉係 ☎22-8118

精神障がいのある人の社会復帰・社会参加・自立の促進や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。(1級～3級)

■手帳交付申請に必要なもの

診断書(精神障害者手帳用)または、障害年金証書(障害年金証書の理由が精神障がいであるもの)などの写し
印鑑
写真(たて4cm×よこ3cm、無帽正面上半身、最近撮影したもの)
個人番号(マイナンバー)がわかるもの

総合相談
問 福祉課福祉係 ☎22-8118

■障がい者地域生活支援センター

障害福祉サービスの利用支援、日常生活での不安や悩みなどの相談、情報提供を行います。
中部障がい者地域生活支援センター ☎26-2346
倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい ☎22-6239

■障がい者虐待防止センター(福祉課) ☎22-2733

障がい児・者のための福祉制度
問 福祉課福祉係 ☎22-8118 保険年金課給付係 ☎22-8151 子ども家庭課子ども発達・家庭支援室 ☎22-8220

制度の種類	内容			対象者
障害福祉サービス(居宅介護、生活介護、施設入所・通所など)	自宅や施設で食事などの介護を受けたり、日中活動や居住支援、療育機関への通所などのサービスを受けることができます			障がい児・者または難病患者で必要と認められる人(障がいの程度などによって利用できるサービスが異なります)
障害福祉サービス・障害児通所支援の利用計画の作成	障害福祉サービス等の利用計画の作成や利用調整を行います	障がい者	障がい児	障害福祉サービス・障害児通所支援を利用している人
	・中部障がい者地域生活支援センター ☎26-2346 FAX26-2346	○	○	
	・倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい ☎22-6239 FAX23-7122	○	○	
	・障害者支援センターくらよし ☎23-8455 FAX23-8456	○	○	
	・障がい者サポートセンター敬仁 ☎26-0480 FAX26-0483	○		
	・相談支援センター 絆 ☎24-5229 FAX24-5229	○	○	
	・相談支援事業所 えん ☎27-2777 FAX27-2778	○	○	
	・相談支援センター サポートりんくす ☎32-1001 FAX32-0989	○	○	
	・move on ☎27-0083 FAX27-0085	○	○	
	・コンサルテーションサービスEsola ☎48-6001 FAX48-6002	○	○	
補装具の給付	障がいのある部位を補うのに必要な用具の交付、または、修理のときに給付を受けることができます			身体障害者手帳の交付を受け、判定の結果必要と認められる人
自立支援医療の給付(育成医療、更生医療、精神通院医療)	障がい児・者が指定医療機関で障がいの軽減や機能回復のための治療をしたとき、医療の給付を受けることができます。			身体障がい児・者または精神障がい児・者で、特定の医療を必要とする人
特別障害者手当	著しく重度の障がい状態にあり、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者が受給できます。 月額 27,980円 支給 年4回(5・8・11・2月) ※所得制限があります			20歳以上で、政令で定める程度の障がいがあり、福祉事務所長の認定を受けた人

制度の種類	内　容	対象者
障害児福祉手当	重度の障がい状態にあり、常時介護を必要とする障がい児が受給できます。(施設入所児童を除く) 月額　15,220円 支給　年4回(5・8・11・2月) ※所得制限があります	20歳未満で、政令で定める程度の障がいがあり、福祉事務所長の認定を受けた人
特別児童扶養手当	身体または知的、精神の障がい児を養育している場合に受給できます。(施設入所児童を除く) 1級該当児1人につき月額52,500円 2級該当児1人につき月額34,970円 ※所得制限があります	身体または知的、精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育する保護者など
障がい者の医療費助成	保険診療にかかる医療費を助成します。 ※所得制限があります	・身体障害者手帳1、2級所持者 ・療育手帳A所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・療育手帳B(特別医療該当と記載のあるもの)所持者
	保険診療にかかる医療費から一部負担金(通院1回につき530円で4回を限度とする等)を差し引いた残りの額の1/2	身体障害者手帳3、4級所持者で、住民税非課税世帯の人
		療育手帳B所持者で、住民税非課税世帯の人
		精神障害者保健福祉手帳2、3級所持者で、住民税非課税世帯の人
身体障がい者の自動車改造費の助成	身体障がい者本人が運転する車で就労などのため車を改造するときや、重度の下肢・体幹・脳原性移動機能障がいの人と生計を一にする介護者が福祉車両の購入・改造をするとき、10万円を限度に助成を受けることができます。 ※所得制限・条件があります	上肢、下肢、または、体幹機能の障がいがある身体障害者手帳所持者
障がい者自動車運転免許取得費の助成	自動車運転免許を取得するとき、10万円を限度に助成を受けることができます。 ※所得制限・条件があります	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
重度心身障がい児・者等の日常生活用具の給付	障がいに応じた日常生活用具の給付を受けることができます。 ・介護保険該当者は介護保険が優先です	重度心身障がい児・者など
障がい児・者移動支援・日中一時支援事業	余暇活動など社会参加のための外出支援や日中の一時的な見守りなどのサービスを受けることができます。	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児で必要と認められる人
タクシー料金助成	重度障がい児・者は、タクシー運賃の一部について助成を受けることができます。	市内に居住し、身体障害者手帳1、2級の人、療育手帳Aの人、および精神障害者保健福祉手帳1級の人
通院費助成	通院月数と通院距離に応じて通院費を助成します。	①じん臓の機能の障がいにより人工透析療法(血液透析に限る)を受けている在宅の人 ②自立支援医療受給者証(精神通院)を所持している在宅の人 ③特定疾患医療受給者証を所持している在宅の人 ※②③については障害者手帳所持者をのぞく
点字・音声の広報	点訳、音訳した「市報くらよし」を配布します	視覚障がい者(希望者)
点字・音声図書の貸出	点訳、音訳した図書を貸出します。ご希望に応じて郵送貸出(無料)します。	視覚障がい者
対面朗読サービス	活字による読書が困難な人に、朗読協力者が資料を読むサービスです。	視覚障がい者
聴覚障がい者意思疎通支援事業	聴覚障がいに関わるコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者の派遣を行います。 申込先 鳥取県中部聴覚障がい者センター　☎27-2355　FAX27-2360	聴覚障がい者等
心身障害者扶養共済制度	心身障がい児・者の保護者が一定の掛金を納めることにより、保護者が亡くなったり重度障がい者になった場合に障がい者に年金が支給されます。 給付金月額:20,000円(一口につき)	身体障害者手帳1～3級、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者の保護者(保護者の年齢が65歳未満で、特に疾病や障がいがなく、健康な状態であること)
仕事と生活の相談窓口	障がいのある人の就労に関することや就労に伴う生活面の相談などの支援を行います。 場所:障害者就業・生活支援センターくらよし　☎23-8448	障がいのある人で、就労を考えている人

その他の障がい者福祉

問 福祉課福祉係 ☎22-8118

内容		対象	割引など	備考
JRなど運賃の割引	第1種の身体障害者手帳または、療育手帳A所持者	単独で乗車の場合	普通乗車券が半額	片道100kmを超える利用のとき
		介護人と乗車の場合	本人、介護人とも普通乗車券、定期乗車券、普通急行券、回数乗車券が半額	介護人の要件、対象等詳しくはJRにお尋ねください。
	第2種の身体障害者手帳または、療育手帳B所持者	単独で乗車の場合	普通乗車券が半額	片道100kmを超える利用のとき
		介護人と乗車の場合（12歳未満に限る）	定期乗車券が介護人のみ半額（本人については小児割引5割が適用）	介護人の要件、対象等詳しくはJRにお尋ねください。

※運賃の割引は乗車券購入時に手帳の提示が必要

バス運賃の割引	第1種の身体障害者手帳または、療育手帳A所持者が介護人と乗車するとき	本人、介護人ともに普通運賃半額	割引の対象、普通、定期運賃割引率などバス会社により取り扱いが異なる場合があります。詳しくは各バス会社などにお尋ねください。
	第2種の身体障害者手帳、療育手帳Bまたは、精神障害者保健福祉手帳所持者	本人のみ普通運賃半額	

※バス運賃の割引は降車時に手帳の提示が必要

航空運賃の割引	身体障害者手帳、療育手帳または、精神障害者手帳所持者で12才以上の本人および介護者（1人まで）	割引運賃は航空会社によって異なります。 詳しくは各航空会社などにお尋ねください。

※航空運賃の割引は航空券購入時に手帳の提示が必要

タクシー運賃の割引	身体障害者手帳、療育手帳	運賃の10％	

※タクシー運賃の割引は降車時に手帳の提示が必要

有料道路の通行料金割引	第2種の身体障害者手帳所持者が自ら自動車を運転する場合（本人運転）	半　額	手帳に有料道路割引の証明が必要です。 ETC利用登録は1台限定。ETC利用登録がない車も一般レーンにて手帳提示で利用可能。 対象となる車は本人運転と介護運転では異なります。 詳しくは各高速道路会社にお尋ねください。
	第1種の身体障害者手帳または、療育手帳A所持者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合（介護運転）		

制度の種類	内容	対象者
鳥取県ハートフル駐車場利用	ハートフル駐車場利用証の交付を受けた人は、県が協定を結んでいる施設のハートフル駐車スペースを利用できます。	身体障害者手帳所持者（障がい等級・区分により制限あり）、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、療育手帳A所持者、妊産婦、けが人、高齢者（要支援1・2、要介護度1～5）、難病者（特定疾患医療受給者）等で歩行が困難な人

内容	対象	割引など	備考
NHKテレビ放送受信料の免除	身体障害者手帳、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳の所持者が世帯構成員にあり、世帯全員が市民税非課税	全額免除	放送受信料免除申請書に福祉事務所長の証明を受けてNHKに提出してください。
	障害者手帳所持者が世帯主で受信契約者であり、視覚、聴覚障がい者または、身体障害者手帳1、2級または、重度の知的、精神障害者保健福祉手帳1級の人	半　額	

その他の障がい者福祉（税金関係）

問 税務課市民税係 ☎22-8114　中部県税事務所 ☎23-3102　倉吉税務署 ☎26-2721

障がい者やその家族は、次のような税の減免や控除を受けることができます。

◆**軽自動車税の減免**
41ページをご覧のうえ、税務課市民税係にお尋ねください。

◆**自動車税、自動車取得税の減免**
中部県税事務所で手続きをしてください。
詳しくは、中部県税事務所にお尋ねください。

◆**所得税、市県民税の控除**
障害者手帳所持者や要介護認定を受けている人で、一定の要件を満たしている人は、税の障害者控除が受けられます。
詳しくは、倉吉税務署または税務課市民税係にお尋ねください。

子ども

児童の養育者への手当

問 子ども家庭課子育て支援係 ☎22-8100
子ども家庭課子ども発達・家庭支援室 ☎22-8220

■児童手当

15歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している人が受給できます。

支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人あたり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。
※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

支給月

6月	2～5月分を支給
10月	6～9月分を支給
2月	10～1月分を支給

転出など受給者異動時は消滅月の翌月に支給します。

支給の拡充(1)支給期間が中学生までから高校生年代まで
(2)所得制限の撤廃
(3)第3子以降の児童に係る支給額が月額3万円
(4)支給月が年3回から年6回(偶数月)
※拡充は令和6年10月分(12月支給)からの予定

■児童扶養手当

児童を監護し、生計を同じくしている母子家庭の母、父子家庭の父または養育者が、次のいずれかに該当する18歳以下(18歳に達した後最初の3月31日まで、中程度以上の障がいがあるときは20歳未満)の児童を養育している場合に受給できます。

①父母が離婚した児童
②父または母が死亡、または生死不明である児童
③父または母が重度の障がいを有する児童
④父または母が1年以上拘禁されている児童　など

児童1人のとき	43,160円(月額) 所得制限を受けるとき 10,180～43,150円(月額)
児童2人のとき	10,190～5,100円加算
児童3人目以降	児童が1人増すごとに 6,110～3,060円加算

※所得によって制限を受けます。
※支給開始月から、5年または、支給要件に該当した月から7年を経過したときは、手当額が一部停止(2分の1の減額)になることがあります。対象者には、おおむね該当月の2か月前に通知が届きます。必要な書類を期限までに提出すれば、手当の一部停止にはなりません。

■特別児童扶養手当

身体または精神に中程度以上の障がいを持つ児童(20歳未満)の父もしくは母、または、父母にかわって児童を養育している人が受給できます。

54ページをご覧ください。

医療費助成

問 保険年金課給付係 ☎22-8151

■小児の医療費助成

市内に住所を有する18歳に達した年度末までの人の医療費を助成しています。ただし、保険診療に限ります。

※助成の方法など、詳しくは保険年金課へお尋ねください。

◆受診時に、特別医療費受給資格証を提示すると、通院・入院・薬局が無料になります。(現物給付)

※令和6年3月31日以前の受診はひとり親家庭等医療費助成(58ページ)の負担額と同様です。
また、県外の医療機関で診療を受けたときは、市役所で申請が必要です。(償還払い)

■特定疾病

20歳未満の小児慢性特定疾病に罹患している人(一部疾病によっては20歳以上も対象)に、医療費を助成しています。

未熟児養育医療

問 子ども家庭課すこやか支援係 ☎27-0031

出生時の体重が2000g以下または身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする場合に、医療費を公費で負担します。

子どもに関する相談は

問 子ども家庭課 ☎22-8100

72ページをご覧ください。

保育園・認定こども園

問 子ども家庭課子育て支援係 ☎22-8100

■入園申し込み

入園、保育料などは子ども家庭課子育て支援係へお尋ねください。

■公立保育園

名　称	所在地	電話番号
西郷保育園	下余戸129-1	☎26-2646
社保育園	国分寺342-11	☎28-1755
北谷保育園	沢谷289-1	☎28-1416
上小鴨保育園	鴨河内1731-1	☎28-0306
灘手保育園	尾原500-15	☎22-5405
小鴨保育園	中河原551-1	☎28-2836
高城保育園	上福田1104	☎28-2202
関金保育園	関金町関金宿2830-2	☎45-2853

■私立保育園

名　称	所在地	電話番号
向山保育園	和田東町917	☎23-0836
めぐみ保育園	仲ノ町742-2	☎22-3488
上北条保育園	新田360-1	☎26-0066
西倉吉保育園	西倉吉町2-23	☎28-2228
うつぶき保育園	東昭和町177-1	☎22-2933
あゆみ保育園	海田西町2丁目251	☎26-0638
みのり保育園	西福守町595	☎28-0018
ひまわり保育園	みどり町3180-1	☎23-0999
ババール園	山根425-3	☎26-0211
上井保育園	福庭町2丁目152	☎26-0868

認定こども園

問子ども家庭課子育て支援係　☎22-8100

■私立認定こども園

名　称	所在地	電　話
鳥取短期大学附属こども園	福庭854	☎26-9101
聖テレジアこども園	福吉町1376-6	☎22-4659
認定こども園倉吉幼稚園	仲ノ町742-1	☎22-4680
倉吉東こども園	上井781-1	☎26-3436
認定こども園倉吉愛児園	東町342	☎22-3072
どんぐりこども園	上灘町41-1	☎22-0252

◆一時預かり(有料)
就労・急病・出産・介護など育児ができないときに利用できます。くわしくは、各保育園、認定こども園に直接お尋ねください。(実施していない園もあります)

病児保育施設(きらきら園)

問子ども家庭課子育て支援係　☎22-8100
「きらきら園」　☎23-3321

病気の回復期に至らず集団保育が困難な場合に一時的に預かります。(有料)
・場　所　東昭和町　鳥取県立厚生病院内

病後児保育施設(すくすく園)

問子ども家庭課子育て支援係　☎22-8100
「すくすく園」　☎22-6231(野島病院代表)

病気回復期の児童を保護者が就労などにより自宅で保育できない場合に一時的に預かります。(有料)
・場　所　瀬崎町　野島病院

児童館・児童センター・児童集会所

名　称		施設の所在地	電話番号
上井児童センター	公立	大平町360-1	☎26-9985
倉吉東児童センター	私立	上井781-1	☎26-3543
上灘児童センター	私立	上灘町41-1	☎22-4545
中央児童館	公立	鍛冶町1丁目2971-2	☎22-8452
福吉児童センター	公立	福吉町2丁目1514-7	☎22-0233
社児童センター	私立	西福守町594	☎29-6338
北谷児童集会所	公立	福富268-5	☎28-6523
高城児童センター	公立	上福田1103	☎28-5588
上米積児童センター	公立	上米積788-3	☎28-3370
小鴨児童センター	公立	小鴨568-2	☎28-3396
関金児童館	公立	関金宿200-1	☎45-2732

放課後児童クラブ

名　称		実施場所	所在地
上北条児童クラブ	私立	上北条放課後児童クラブ室	新田422-1
ポプラ学級	公立	上井児童センター	大平町360-1
倉吉東学童クラブ	私立	倉吉東児童センター	上井781-1
倉吉東第2学童クラブ	私立	河北小学校地内専用施設	海田西町1丁目130
ぶるーむ学級1組	私立	上灘児童センター	上灘町41-1
ぶるーむ学級2組	私立	上灘小学校	上灘町136
西郷児童クラブみらい	私立	西郷小学校地内専用施設	下余戸114
成徳学童クラブ	私立	打吹小学校	仲ノ町733
明倫児童クラブ	公立	明倫小学校	余戸谷町3059
みのりクラブ	私立	社児童センター	西福守町594
社児童クラブ	私立	社ふれあい会館	国分寺342-2
灘手児童クラブ	私立	旧灘手小学校	尾原500
北谷児童クラブ	公立	北谷児童集会所	福富268-5
高城児童クラブ	公立	高城児童センター	上福田1103
おがもさんさん児童クラブ	私立	さんさんプラザ倉吉	生田692-4
小鴨児童クラブ	公立	小鴨児童センター	小鴨568-2
上小鴨学童クラブ	私立	あたごふれあい人権文化センター	鴨河内1818-2
関金児童クラブ	公立	関金小学校	関金町関金宿666

子育て支援センター

地域における子育て支援の充実のため、子育てに関する相談や情報提供を行っています。

名　称	所在地	電話番号
のびのび子育て支援センター	上井781-1 倉吉東こども園	☎26-3436
倉吉市子育て総合支援センター「おひさま」	上灘町9-1	☎22-3914

◆倉吉市ファミリー・サポート・センター(有料)
子育てのお手伝いをしてくださる人(提供会員)と子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)との相互援助活動を行う会員組織です。
倉吉市ファミリー・サポート・センター
(倉吉市子育て総合支援センター内)　☎24-5355

公園

地区名	公園名称(通称)	遊具	便所	水道
上北条	大塚公園	○		
	小田東第一公園	○		
	小田東第二公園	○		

広　告

「分かる」と「解ける」にこだわる個別指導
個別指導リーバ

小学生・中学生対象
倉吉市上井町1丁目6-24
(上井第1公園向かい)
TEL:0858-26-5735

地区名	公園名称(通称)	遊具	便所	水道
上井	與三治公園	○		
	福庭東公園1	○		
	海田東公園	○		
	河北地区第2号公園(日下公園)	○		
	海田西町公園	○		
	河北地区第1号公園	○		
	柳町第1団地公園	○		
	旭西第1公園	○		
	上井東公園	○	○	○
	上井西公園	○	○	○
	七峰公園	○	○	○
	河北中央公園	○	○	○
	大平山公園		○	○
西郷	虹ヶ丘町公園(B)	○		○
上灘	円谷公園	○	○	○
	米田町公園	○		
	西田井公園	○	○	○
	下田中公園	○	○	○
	畑ヶ田公園	○	○	○
	下田中町公園	○		
	史跡大御堂廃寺跡歴史公園	○	○	
	上灘中央公園	○	○	○
	昭和町公園	○	○	○
	深田公園	○	○	○
	千人破戸公園	○	○	○
	田内公園	○		
成徳	湊町公園	○		
	打吹公園	○	○	○
	宮川公園	○	○	○
	研屋町公園	○		○
	明治町公園	○	○	○
明倫	福吉町2丁目公園	○		○
	福吉町公園	○		
	旭田公園	○		○
	鍛冶町公園	○		
	八幡公園	○	○	○
	みどり町第2公園	○		○
社	和田東町公園	○		
	秋喜公園	○		
	秋喜新町公園	○		
	秋喜新町公園2	○		
	福守公園	○		
	馬場町公園	○		
	秋喜西町公園	○		○
北谷	横谷公園	○		
高城	上米積公園	○		
	上米積第2公園	○		○
	妻ノ神公園	○		
	勝負谷公園	○		
	高城公園	○		
小鴨	長坂新町公園	○		○
	東鴨新町公園	○		○
	天神野公園	○		
	中河原二公園	○		
	生田第2公園	○		
上小鴨	生竹公園	○		
	上小鴨公園	○		○
関金	関金三号公園	○		
	関金総合運動公園	○	○	○

ひとり親家庭等

児童扶養手当

問 子ども家庭課子ども発達・家庭支援室 ☎22-8220

児童を監護し、生計を同じくしている母子家庭の母、父子家庭の父または養育者が、18歳以下(18歳に達した後最初の3月31日まで。中程度以上の障がいがあるときは20歳未満)の児童を養育している場合に受給できます。

56ページをご覧ください。

資金の融資

問 子ども家庭課子ども発達・家庭支援室 ☎22-8220

■母子父子寡婦福祉資金

◆対 象 者　母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、40歳以上の配偶者のいない女性

※母子家庭の母、父子家庭の父:20歳未満の児童を扶養している人。

※寡婦:かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある人。

◆償還方法　期間内に原則として月賦

ひとり親家庭等医療費助成

問 保険年金課給付係 ☎22-8151

18歳に達した年度末までの人の養育者(所得税非課税世帯)の人の医療費助成をしています。ただし、保険診療に限ります。

- 受診時に、特別医療費受給資格証を提示すると、通院1回530円、入院1日1,200円の負担になります。院外薬局は無料です。(現物給付)

また、県外の医療機関で診療を受けたときは、市役所で申請が必要です。(償還払い)

自立支援教育訓練給付金

問 子ども家庭課子ども発達・家庭支援室 ☎22-8220

ホームヘルパーの講座など、職業能力の開発のための指定講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、教育訓練終了後に支給される手当です。

高等技能訓練促進費等給付金

問 子ども家庭課子ども発達・家庭支援室 ☎22-8220

看護師、介護福祉士など、資格取得を目的とする養成機関において修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に対して支給される手当です。また、養成機関への入学時における入学支援終了一時金を終了後に支給します。

母子家庭等日常生活支援事業

問 子ども家庭課子ども発達・家庭支援室 ☎22-8220

一時的な病気や技能習得のための通学、冠婚葬祭などで家事やお子さんの保育などが困難になった場合、家庭生活支援員を派遣し、支援を行います。

◆対象者　母子家庭、父子家庭、寡婦

※必要最低限の範囲内で延長することができます。

※派遣対象家庭はあらかじめ介護人派遣対象名簿への登録が必要です。

※所得に応じた自己負担があります。

ひとり親家庭児童小中学校入学支度金

問 子ども家庭課子ども発達・家庭支援室 ☎22-8220

ひとり親家庭で児童が、小・中学校に入学する場合、入学支度金を支給します。(所得税非課税世帯)

◆支給額　10,000円

遺族年金

問 倉吉年金事務所 ☎26-5311

国民年金または厚生年金保険に加入していた人が亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族年金には、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなった人の年金の加入状況などによって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。

亡くなった人の年金の納付状況・遺族年金を受け取る人の年齢・優先順位などの条件をすべて満たしている場合、遺族年金を受け取ることができます。

すまいのこと

問 子ども家庭課子ども発達・家庭支援室 ☎22-8220
建築住宅課 ☎22-8175

■母子生活支援施設

18歳未満の子どもがいる母子家庭で、生活が不安定であったり、住宅環境などで子どもに十分な養育環境が与えられない場合、母と子が一緒に利用できる児童福祉施設です。

■公営住宅の優先入居

優先された市営住宅の募集がある場合は、優先世帯(母・父子家庭)として申し込みできます。

その他の優遇制度

問 NTT西日本　局番なしの「116」　携帯電話から ☎0800-2000116
JR倉吉駅 ☎26-1360

■電話を設置するときの優遇処置

NTT西日本へお問い合わせください。

■JR通勤定期の割引

JR窓口へお問い合わせください。

その他の福祉制度

生活保護

問 福祉課生活保護係 ☎22-8199

さまざまな理由により生活が苦しく、あらゆる努力をしてもなお生活ができないときに、困っている人(世帯)の状況や程度に応じてその足りないところを補い、最低限度の生活を保障しながら生活の自立を援助する制度です。

生活保護は、世帯内(同じ家に住んでいる人全員)の人数や年齢などにより、国が定めた基準によって計算された月ごとの最低生活費と、世帯全体の収入を比べ、最低生活費よりも少ない場合に、その足りない分が保護費として支給されます。

また、受給中はケースワーカーが生活の維持・向上等を図るため、世帯の状況に応じて相談・助言等を行います。

なお、生活保護は、原則として個人単位ではなく、世帯単位で適用されます。

就学援助(要・準要保護制度)

問 教育総務課 ☎22-8165

経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助するものです。

戦傷病者および戦没者の遺族への援護

問 福祉課福祉係 ☎22-8118

福祉課福祉係へお尋ねください。

社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉を推進・支援する団体です。地域の福祉に関するご相談やサービスについて、気軽にお問い合わせください。

〒682-0872　倉吉市福吉町1400(倉吉福祉センター内)　☎22-5248　FAX22-5249

◆関金支所

〒682-0411　倉吉市関金町関金宿1115-2(倉吉市高齢者生活福祉センター内)　☎45-3800　FAX45-2533

■地域福祉活動

◆福祉協力員活動事業

一人暮らし高齢者等で日常生活の安否確認が必要な人への声かけや見守りを行います。

◆ふれあい・いきいきサロン事業

ご近所の「仲間づくり」「憩いの場」として、子どもからお年寄りまでが気軽に、楽しく、交流を行います。

■支え愛マップづくり

自治公民館単位で支え愛活動を推進するため、災害時の避難支援や、平時の見守り、支え愛の充実を図るための支え愛マップづくりを支援します。

■倉吉市ボランティアセンター事業

ボランティアに関する相談の受付けや活動の調整、ボランティアの育成・活動支援や情報提供を行っています。また、ボランティア活動保険の加入についても随時受付けています。

■あんしん相談支援センター(73ページ)

■福祉バス事業

福祉団体等が実施する研修、社会参加、また保育所、学校が行う地域福祉活動や福祉教育活動などに利用できます。

■団体事務局の運営

倉吉市共同募金委員会／日本赤十字社鳥取県支部倉吉市地区／倉吉市老人クラブ連合会／倉吉市身体障害者福祉協会／倉吉市手をつなぐ育成会／倉吉市母子寡婦福祉連合会／倉吉市精神障がい者家族会／倉吉市地区地域福祉連絡協議会／倉吉市社会福祉施設連絡協議会

健康

妊娠・出産・育児の相談

問子ども家庭課　☎27-0031

妊娠・出産・育児の相談は、子育て世代包括支援センター「くらっこ」☎27-0031　へ

母子健康手帳および妊婦一般・歯科健康診査受診票の交付

問子ども家庭課　☎27-0031

母子健康手帳の交付および市内に住所を有する妊婦さんに妊婦一般健康診査受診票・妊婦歯科検診受診票を交付します。

えっぐクラブ（母親・両親学級）

問子ども家庭課　☎27-0031

妊婦さんとそのご家族を対象に妊娠・出産に関する情報発信します。

乳児訪問

問子ども家庭課　☎27-0031

赤ちゃん誕生後に市の保健師または母子保健推進員（保健師または助産師）が家庭に訪問し、赤ちゃんとお母さんの相談に応じたり、乳児一般健康診査受診票などをお渡しします。

こんにちは赤ちゃん訪問

問子ども家庭課　☎27-0031
子育て総合支援センター　☎22-3914

保健師または母子保健推進員の訪問後、保育士による家庭訪問を実施します。

赤ちゃんとの遊び方・ベビーマッサージの指導のほか、お子さんやお母さんの悩みや相談などをお気軽にお話しください。

乳幼児健診

問子ども家庭課　☎27-0031

乳児訪問でお渡しした乳児一般健康診査受診票を使用する医療機関での個別健診と集団健診があります。

種　類	対　象	場　所	ご案内
3～4か月児健診	生後3～4か月の乳児	協力医療機関	乳児訪問時に乳児一般健康診査受診票をお渡しします
6か月児健康診査	生後6か月の乳児	伯耆しあわせの郷	＊保護者に通知します 8か月までは受けることができます。
9～10か月児健診	生後9～10か月の乳児	協力医療機関	乳児訪問時に乳児一般健康診査受診票をお渡しします
1歳6か月児健康診査	1歳6か月の幼児	伯耆しあわせの郷	＊保護者に通知します 1歳11か月までは受けることができます。
3歳児健康診査	3歳の幼児		＊保護者に通知します 3歳11か月までは受けることができます。

離乳食講習会

問子ども家庭課　☎27-0031

離乳食について、講義と実習を行います。
※保護者に通知します。

フッ化物歯面塗布

問口腔衛生センター　☎22-5472

種　類	対　象		場　所	ご案内
フッ素塗布	月1回	市内在住で希望する未就学児	中部歯科医師会口腔衛生センター	歯科診察後に実施 ＊申込が必要 （申込先：口腔衛生センター☎22-5472）

広　告



アロハこどもクリニック

HPはコチラ



診療科目
小児科
アレルギー科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
8:30~12:00	●	●	●	／	●	●	／
14:00~15:00	▲	▲	▲	／	▲	▲	／
15:00~18:00	●	●	●	／	●	■	／

●一般外来
▲予防接種・健診・アレルギー診療
■土曜日は17:00まで









湯梨浜町はわい長瀬549-14
TEL 0858-35-5474

予防接種

予防接種一覧表（定期予防接種）

協力医療機関で接種します。

問子ども家庭課　☎27-0031

予防接種名	対象者
ヒブ	生後2月～生後60月未満の人
小児用肺炎球菌	生後2月～生後60月未満の人
B型肝炎	生後12月未満
4種混合　（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）	生後2月～生後90月未満の人
BCG	生後3月～生後12月未満の人
麻しん・風しん	1期　生後12月～生後24月未満の人
	2期　5歳以上7歳未満の人で、小学校就学前の1年間にある人（年長児）
水痘	生後12月～生後36月未満の人
日本脳炎	1期　生後6月～生後90月未満の人 2期　9歳～13歳未満の人 ※特例 ・平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、第1期・2期が終了していない人は、20歳未満まで未接種分を受けることができます。
2種混合　（破傷風・ジフテリア）	11歳～13歳未満の人
子宮頸がん予防	小学6年生～高校1年生相当の女子
ロタウイルス	1価ワクチン　生後6週から24週未満
	5価ワクチン　生後6週から32週未満

令和6年4月より、5種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ）ワクチンが定期接種に導入されました。

問健康推進課　☎27-0030

予防接種名	対象者
高齢者等インフルエンザ	①65歳以上の人 ②60歳～65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障がいおよびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する人
新型コロナワクチン	
高齢者用肺炎球菌	①65歳の人 ②60歳～65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障がいおよびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを有する人

※対象者には通知します。

健康づくりに関すること

がん検診・各種健診　問健康推進課　☎27-0030

■各種がん検診・検査

検診名	対象年齢	会　場
胃がん検診	40歳以上	集団健診または医療機関
肺がん検診（結核検診） 結核検診の対象は65歳以上		
大腸がん検診		
前立腺がん検診	50歳以上の男性	
子宮がん検診	20歳以上の女性	
乳がん検診　※2年に1回	40歳以上の女性	

検診名	対象年齢	会　場
肝炎ウイルス検診	40歳～74歳の人 今までに検診を受けたことのない人	集団健診または医療機関
特定健診	40歳～74歳の国民健康保険加入者	
長寿健診	後期高齢者医療保険加入者	
人間ドック	40歳～74歳の国民健康保険加入者	医療機関
脳ドック	40歳～74歳の国民健康保険加入者	
歯周疾患検診	本年度中に40、50、60、70歳になる人	歯科医療機関

こころの健康づくり

相談窓口

問健康推進課　☎27-0030

随時、相談を受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

各種助成

任意予防接種費助成

おたふくかぜワクチン、風疹ワクチンの予防接種費を助成します。

問子ども家庭課　☎27-0031

インフルエンザワクチンの予防接種費を助成します。

問健康推進課　☎27-0030

不妊・不育治療費助成金

問子ども家庭課　☎27-0031

不妊・不育治療を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るために、保険対象とならない不妊・不育治療に要する費用の一部を助成します。

詳しくはお問い合わせください。

妊孕性（にんようせい）温存治療費の助成

問子ども家庭課　☎27-0031

若年のがん患者の人が将来子どもを出産することができる可能性を温存するため、妊孕性温存療法により凍結した検体を用いて生殖補助医療を行う場合、費用の一部を助成します。

いざというとき

休日急患診療

■休日急患診療のご案内

◆日曜、休日の急患診察（内科・小児科・歯科）を受けたい場合は…

診療科目	内科・小児科	歯　科	小児科
診療場所	中部休日急患診療所 （倉吉市旭田町18） 中部医師会館内	鳥取県中部歯科医師会立 口腔衛生センター （倉吉市東巌城町68）	鳥取県立厚生病院 （倉吉市東昭和町150）
診療日	日曜日、祝日、休日 12月31日、1月2日、1月3日 （元日除く）	日曜日、祝日、休日、盆 12月31日～1月3日	日曜日、祝日、休日 12月31日～1月3日
診療時間	9:00～21:00	9:00～15:00	10:00～22:00
電話番号	☎22-5780	☎22-5472	☎22-8181

◆急な病気やケガ等、救急車を呼ぶか、医療機関を受診するかなど判断に迷ったときは…。

とっとりおとな救急ダイヤル　#7119　ダイヤル回線・IP電話からは 0857-26-7990

とっとり子ども救急ダイヤル　#8000　ダイヤル回線・IP電話からは 0857-26-8990



生活環境

ごみ

ごみの分別

問 環境課 ☎22-8168

家庭のごみは、きちんと分別し、決められた収集場所に出しましょう。
※ごみ収集日については、毎年度お配りする日程表や市ホームページの日程表をご確認ください。
※ごみの詳しい分別区分については、倉吉市ごみ分別収集てびき「ごみの区分と出し方」をご覧ください。

可燃(もえる)ごみ

◆生ごみ　◆貝殻　◆ゴム・革製品　◆プラスチック製品
◆カセット・ビデオテープ　◆菓子・食品・衣類などのビニールやセロファン製の袋　◆はき物類　◆布地・はぎれ・綿
◆下着類　◆使い捨てカイロ　◆少量の草・落ち葉
◆板切れ・植木の枝葉(太さ5cm幅10cm長さ50cm以内)
◆使い捨てライター　◆CD・DVD
◆その他指定袋に入る燃えるごみ

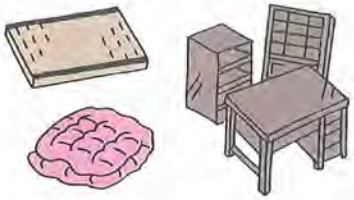


☆出し方のポイント☆
○指定袋への氏名の記入については、自治公民館にご確認ください。
○指定袋以外で出されたものは収集しません。
○生ごみは、十分に水切りをして出してください。
○指定袋に不燃ごみ、びん類、缶類等を入れないでください。
○指定袋の口は、ガムテープで止めないで、結びしろを使って結んでください。
○再生可能な紙、布類、牛乳パック類、発泡スチロール、食品用トレー等は、再生資源に出してください。

可燃性(もえる)粗大ごみ

◆木製家具　◆布団・電気毛布　◆プラスチック製品
◆カーペット・電気カーペット・じゅうたん(縦横80cm×長さ2m以内にする)
◆障子・畳・ふすま等の建具(3枚程度)

★幅80cm以内　長さ2m以内のもの



収集日当日の8:00までに
年3回

☆出し方のポイント☆
○食器棚、水屋等のガラス戸は外してください。
○可燃物と不燃物の両方が使われているものは、できるだけ分別して出してください。分別できないものは、不燃性粗大ごみに出してください。
○引越し等で多量にでる場合は、ほうきリサイクルセンターに直接持ち込んでください。(有料)

不燃(もえない)ごみ

◆金属製の調理器具(なべ・やかん・フライパン等)
◆茶碗・皿・土鍋等の陶磁器類　◆金属製のキャップ(ふた)
◆割れた鏡・ガラス・びん　◆傘の骨　◆化粧品やドレッシング等の空きびん・食用油の缶

☆一斗缶(23cm×23cm×35cm)より小さな燃えないごみ

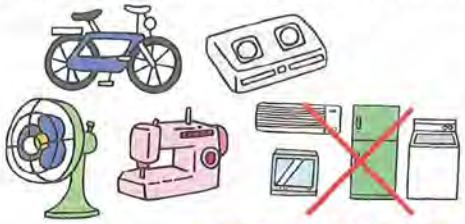


☆出し方のポイント☆
○ナイロン袋等から出して、コンテナに入れてください。
○化粧品・食用油・ドレッシング・農薬等のびんや缶は不燃ごみに出してください。
○飲料用・食品用のびん類や缶類を混入しないでください。
○スプレー缶、カセットガスボンベを混入しないでください。

不燃性(もえない)粗大ごみ

◆一斗缶以上の電気製品(テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機・パソコンを除く)
◆金属製の家具(机・いす等)　◆自転車
◆トタン(3枚程度)　◆ガステーブル
◆チャイルドシート　◆一斗缶
◆ストーブ・ファンヒーター(油や電池を抜いて)

☆一斗缶以上で幅80cm長さ2m以内のもの



収集日当日の8:00までに
年3回

☆出し方のポイント☆
○テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機・パソコンは、不燃性粗大ごみに出さないでください。
○引越し等で多量にでる場合は、ほうきリサイクルセンターに直接持ち込んでください。(有料)

有害ごみ



◆蛍光灯・蛍光管・電球型蛍光灯　◆電池類(充電池を除く)　◆充電池一体型製品

☆出し方のポイント

収集日の前夜にコンテナに入れて出してください。
○蛍光灯・蛍光管・電球型蛍光灯は購入時の箱か新聞紙に包んで出してください。割れたものも同様です。
○電池類は、＋極－極にテープを貼って絶縁してから出してください。
○無理に分解はせず充電池一体型製品だけ出してください。充電器などは小型家電で出してください。
○充電池のみを出すことは出来ません。JBRC協力店(家電量販店等)に引き取ってもらってください。

びん類

◆飲料用・食品用のびん



☆出し方のポイント☆

○ふたを外し、できるだけラベルをはがして、中を洗ってから、コンテナに入れてください。
○プラスチック製のふたは可燃ごみ、金属製のふたは不燃ごみに出してください。
○化粧品・食用油・ドレッシング・農薬等のびんは不燃ごみに出してください。
○ナイロン袋等から出して、コンテナに入れてください。
○不燃ごみや缶類を混入しないでください。
○コンテナに入れる量は2分の1程度にしてください。
○4ℓ以上のびんは、不燃ごみに出してください。
○一升びんやビールびんは、できるだけ販売店に引き取ってもらうか廃品回収に出すようにしてください。

小型家電

◆ラジオ　◆電卓　◆アイロン　◆時計　◆ドライヤー　◆延長コード(長さ50cm以内に束ねる)など

○小型家電の収集日前夜に、コンテナに入れて出してください。
(日程表でご確認ください)
○個人情報が登録出来る機器はステーション回収できません。
○詳細な品目は、ホームページ・ちらしをご確認ください。



缶類(スプレー缶含む)

◆飲料用・食品用の缶



◆スプレー缶・カセットガスボンベ



☆出し方のポイント☆

○ふたを外し、中を洗ってから、コンテナに入れてください。
○プラスチック製のふたは可燃ごみ、金属製のふたは不燃ごみに出してください。
○食用油の缶は、不燃ごみに出してください。
○ナイロン袋等に入れないでください。
○不燃ごみやびん類を混入しないでください。
○4ℓ以上の缶は、不燃ごみに出してください。

紙　類

★新聞・チラシ類

新聞とチラシは、一緒に束ねて出せます。



★雑誌類

○週刊誌　○パンフレット　○紙箱
○包装紙　○はがき etc



ダイレクトメールのナイロン袋、金属やプラスチックを外す

★段ボール



月1回
再生資源は、収集日当日の8:00までに

○新聞・チラシ類と雑誌類、段ボールを混ぜないでください。
○油紙やカーボン紙等は、可燃ごみに出してください。

布　類

★布類　○古着　○毛布
○カーテン(レースを除く)
○タオル

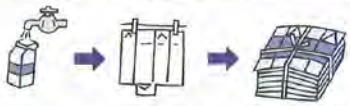
古着は着られる状態のものを出す



○綿入りの製品は回収できません。
○ひもで結ぶか透明な袋に入れて出してください。

牛乳パック類

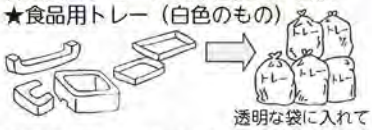
★500ml以上の牛乳・ジュース類のパック



○中を洗い、開いて乾かし、ひもで束ねて出してください。
○汚れたものや内側にアルミ箔、ロウ紙が貼ってあるものは可燃ごみに出してください。

発泡スチロール・トレー

★発泡スチロール製の包装材・容器
★食品用トレー(白色のもの)

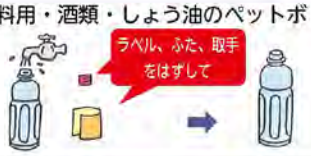


透明な袋に入れて

○食品用トレーは、白色のものが対象です。
○汚れたものや色つき食品用トレー、カップ麺等の容器は、可燃ごみに出してください。

ペットボトル

★飲料用・酒類・しょう油のペットボトル



○必ずキャップを外して、中を洗い、ラベルを取り除いてから専用ネットに、つぶさないでバラで入れてください。

広　告

営業品目

・総合環境事業
・廃棄物収集運搬処理業
・廃棄物リサイクル事業
・清掃等サービス事業　他

お見積り・ご相談は無料で承ります!

三光株式会社

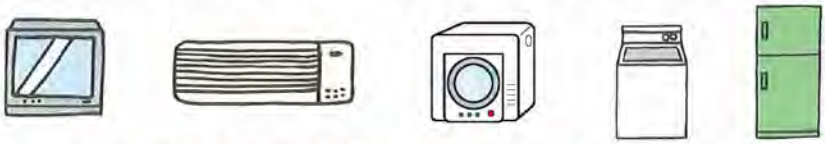
倉吉営業所
倉吉市和田東町146番地3
0858-27-0270
(受付時間／9:00～17:00)

廃食用油(使用済てんぷら油)

植物性のてんぷら油は、回収ボックス内のタンクに入れてください。
回収ボックス設置場所:上北条コミュニティセンター・上井コミュニティセンター・西郷コミュニティセンター・成徳コミュニティセンター・明倫コミュニティセンター・灘手コミュニティセンター・社コミュニティセンター・北谷コミュニティセンター・高城コミュニティセンター・小鴨コミュニティセンター・上小鴨コミュニティセンター・倉吉交流プラザ玄関・市役所本庁舎東側・旧水道局庁舎・関金庁舎玄関

家電リサイクル　※不燃性粗大ごみに出さないでください

テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)　エアコン　衣類乾燥機　洗濯機　冷蔵庫　冷凍庫



リサイクル料金と
収集運搬料金が必要です

○買い替えをする店、購入した店、家電リサイクル協力店(HP参照)等に引取りを依頼してください。

家庭系パソコンの回収・リサイクル

※不燃性粗大ごみに出さないでください

デスクトップパソコン本体　ノートパソコン
液晶ディスプレイ　CRTディスプレイ



◆デスクトップパソコン本体　◆ノートブックパソコン　◆液晶ディスプレイ

◆CRTディスプレイ　◆液晶ディスプレイ一体型パソコン　◆CRTディスプレイ一体型パソコン

○直接パソコンメーカーに回収を申込み、指示に従いリサイクルをしてください。
○PCリサイクル開始(2003年10月1日)以前に購入されたパソコンは、「回収再資源化料金」が必要です。
○回収するメーカーがない使用済パソコン(自作パソコン、倒産したメーカー、輸入販売会社のパソコン等)は、「一般社団法人　パソコン3R推進協会」が有償で回収します。

一般社団法人　パソコン3R推進協会
ホームページ→

※一部のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

○小型家電回収ボックスの投入口に入るものは、ボックス回収もできます。
回収ボックスの設置場所:市役所(本庁舎・第2庁舎・関金支所)、各コミュニティセンター

ほうきリサイクルセンターに直接搬入するもの(有料)

ソファ・ベッド等 スプリング入りのもの **健康器具類** マッサージ機など	燃えるものと燃えないものを分解して搬入
金属類、浴槽 タイヤチェーン、ジャッキ、鉄アレイ、ダンベル、浴槽、風呂釜等 **ケース、物置等** 陳列棚、ショーケース、スチールロッカー、物置、流し台等 **小型農業用機器** 草刈機、リヤカー、チェーンソー等 **消火器(1～10型)** **オイルタンク・ドラム缶**	一般家庭から出たもの 消火器は中が空のもの ドラム缶は半分以下に切断
大型の楽器 オルガン、エレクトーン	ピアノは搬入できないので専門業者に依頼

指定ごみ袋の販売

市役所売店、関金支所、市内のスーパー、コンビニエンスストア、商店、郵便局などでごみ袋は10枚1組、または50枚1組で販売しています。

- 大袋1枚　31円　(寸法:縦830mm×横650mm×厚0.035mm)
- 小袋1枚　21円　(寸法:縦680mm×横500mm×厚0.035mm)

専門業者等に引取りを依頼するもの

自動車・オートバイ等の部品 タイヤ、ホイール、ホイールキャップ、キャリヤー、バッテリー等	自動車修理店、販売店、産業廃棄物処理業者に依頼
金属塊・多量の鉄くず **頑強な機械類** 鎖塊、鉄骨材料、鉄筋、ガス管等	資源回収業者に依頼
建築廃材(建物の解体撤去に伴い発生したもの)、がれき類 タイル、シャッター、トタン、断熱材、石膏ボード、土、砂、コンクリート、ブロック、レンガ等	産業廃棄物処理業者に依頼
農薬・劇毒物(容器を含む)	JA、購入先に依頼
農業資材・農業用機具 ハウスパイプ、ビニール類、結束バンド、トラクター、動力噴霧器等	JA、産業廃棄物処理業者、又は資源回収業者に依頼
医療廃棄物　注射針、点滴びん等	
爆発・火災等の危険性を有し、施設損傷の恐れのあるもの 固形燃料、火薬、発炎筒、金属粉等	産業廃棄物処理業者に依頼
多量の廃油	ガソリンスタンド、購入先に依頼

広　告



ほうきリサイクルセンター(ごみ処理施設)

問 ほうきリサイクルセンター ☎26-9890
環境課 ☎22-8168

ほうきリサイクルセンターに直接搬入することもできます。

◆場　　所　倉吉市巌城1637-9
◆搬入時間　月～金曜日…8:30～16:30
　　土曜日…8:30～11:30

※日曜日、祝日は基本的に休みですが、特別搬入日もありますのでお問い合わせください。

ほうきリサイクルセンターごみ処理手数料

種類	区分	現行	R6.10月から	R7.4月から	R8.4月から
可燃ごみ	重量10kg増すごとに	125円	180円	240円	310円
可燃性粗大ごみ	重量10kg増すごとに	167円	240円	310円	410円
不燃ごみ	重量10kg増すごとに	177円	250円	330円	430円
不燃性粗大ごみ	重量10kg増すごとに	177円	250円	330円	430円
びん	重量10kg増すごとに	177円	250円	330円	430円
缶	重量10kg増すごとに	31円	50円	60円	80円
ペットボトル	重量10kg増すごとに	31円	50円	60円	80円
犬・猫等の死体	1頭につき	534円	760円	990円	1,300円

ごみの野焼き、小型ごみ焼却炉の使用の禁止

問 環境課 ☎22-8168

低温でごみを燃やすことにより、人体に有害なダイオキシンが発生しますので、ごみは燃やさずに指定ごみ袋で分別して出してください。

ごみ集積場整備費補助金

問 環境課 ☎22-8168

ごみ集積場の新設・改築をする場合、その経費の3分の1以内(限度額7万円)を補助します。

※工事着工までにご相談ください。

収集用具などの貸与

①不燃物・びん・缶用・小型家電(コンテナ)
②ペットボトル用ネット
③ブルーシート(資源ごみの雨よけ用等)
④ごみ散乱防止用ネット

リサイクル

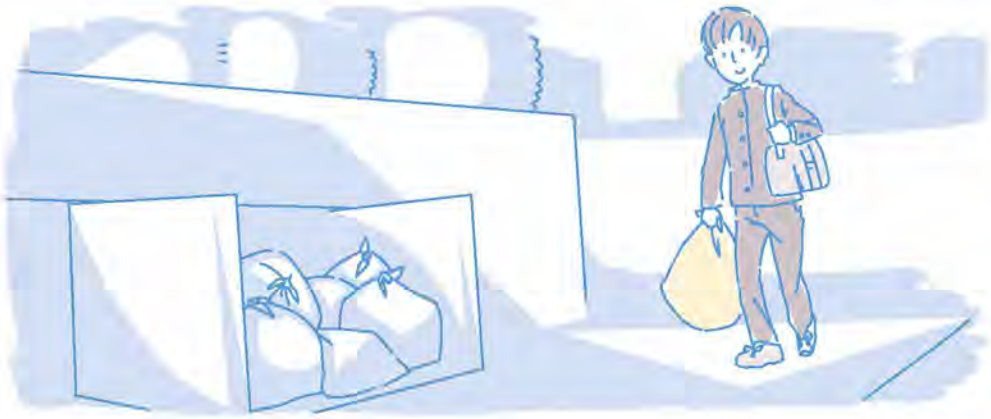
資源ごみ回収報奨金

問 環境課 ☎22-8168

資源ごみ回収に協力する団体(子ども会、自治公民館等)に対し、報奨金を交付しています。詳しくは、環境課にお問い合わせください。

報奨金交付対象品目・報奨金単価

品　目	報奨金単価
古紙類(新聞紙・雑誌・段ボール等)	3円／kg
金属類(アルミニウム類等)	2円／kg
ビン類(一升ビン・ビールビン等)	4円／本



生活衛生

環境美化　問 環境課　☎22-8168

清潔で住みやすいまちづくりを推進するため、地域の自治活動による水路の清掃、空き地などの除草作業などを行うとともに、空き缶およびたばこのポイ捨てなどごみの不法投棄の防止活動や、ごみの持ち帰り運動を行っています。

■ごみゼロ全市一斉清掃

毎年春と秋に、地域の清掃を市民をあげて実施しています。清掃活動にご協力ください。

■清掃活動などの支援

①生活排水溝土砂運搬用トラックの配車
②清掃活動に伴う、刈草・剪定くず回収用コンテナの配車
③清掃活動に伴う、ごみ処理手数料の市費負担
④清掃活動に伴う、ごみ袋の提供
⑤不法投棄防止看板の提供
⑥犬のふん害防止看板の提供

し尿くみ取り　問 環境課　☎22-8168

し尿のくみ取りは、次の業者が行っています。

◆(株)クラエー宮川事業所
倉吉市宮川町2丁目48-1　☎27-0210
◆倉吉環境事業(有)
倉吉市金森町19-1　☎22-5868

市役所環境課、関金支所、市内の「し尿処理券販売店」でし尿処理券を購入し、くみ取り時にくみ取り量に応じたし尿処理券を、くみ取り業者に渡してください。
※「し尿処理券販売店」は、環境課にお問い合わせください。

◆手数料(従量制)
※し尿処理券995円/90リットル
90リットルあたり995円。ただし、90リットルに満たない場合は、90リットルとみなします。
※し尿くみ取り予定日は、ホームページまたは予定表をご覧ください。

改葬(遺骨の移動)の手続き　問 環境課　☎22-8168

既に埋葬・埋蔵・収蔵されているご遺骨等を、他の墓地・納骨堂に移すことを「改葬」といいます。

改葬には、「墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)」の規定に従った手続きが必要です。

手続きなど詳しくは、環境課にお問い合わせください。

犬を飼うことになったら　問 環境課　☎22-8168

生後91日以上たった犬は、登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。
※登録は、その犬の生涯に1回だけで、生後91日以上の犬を飼い始めたら、市役所に申請することとなっています。

■狂犬病予防注射について

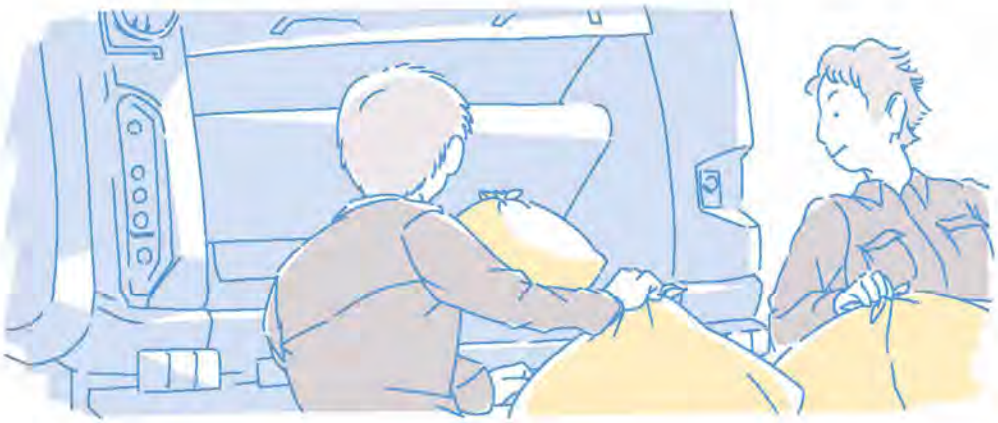
毎年4月から6月の間に予防注射を受けなければなりません。かかりつけまたは近隣の動物病院で接種をしてください。集合注射も実施していますので詳しくは広報紙などで確認してください。

■指定動物病院でも登録・注射済票の交付ができます。

◆持っていくもの
①注射のお知らせの通知(登録されている犬の場合)
②手数料
◆手数料など
- 登録手数料　3,000円
- 予防注射料　2,750円
- 予防注射済票の交付手数料　550円

■次のときは、届け出が必要です。

①飼い主が変わったとき(犬の所有者の変更)
②飼い主の住所などが変わったとき
③犬が死亡したとき
※これらの届けは、集合注射の会場でもできます。



水道・下水道

水道料金と下水道使用料

問 上下水道局お客様センター　☎27-1132(いいみず)

■水道・下水道の各種手続き

水道又は下水道を新たに使用されたり、使用を中止されたり、名義や送付先を変更されたりする場合は、届出が必要です。届出が遅れたり、必要な届出がされていなかったりすると、後々のトラブルのもとになりますので、必ず届出をしてください。届出は、上下水道局お客様センター窓口にお越しくださるか、郵送またはファクシミリで受付けています。電話、電子メールでの受付はしていません。

■料金等のお支払い

水道料金・下水道使用料は、一括請求します。

お支払いには、金融機関の口座から自動的に納付できる口座振替が便利です。ご利用の手続きは、指定の金融機関窓口でお願いします。

納入通知書でのお支払いは、上下水道局お客様センター窓口の他、コンビニエンスストア、指定の金融機関、市役所関金支所でも承ります。

■料金等の算出

水道料金は、2か月に1回(水道メーターの口径が40mm以上の上水道事業区域は、毎月)水道メーターを検針し、その使用水量の2分の1相当量分の料金と量水器(水道メーター)使用料の合計を1か月分として検針月とその翌月にそれぞれ請求します。

下水道使用料は、原則として水道から出た水が汚れ、下水道に流れるという考え方から、1か月当たりの水道使用水量を基に算出します。

水道料金(1か月につき)

<一般料金>

	水道の使用水量	金額(税込み)
基本料金	0㎥から　8㎥まで	737.0円
超過料金 1㎥当たり	9㎥から　20㎥まで	127.6円
	21㎥から　100㎥まで	159.5円
	101㎥以上	168.3円

<団体料金>

	水道の使用水量	金額(税込み)
基本料金	0㎥から　10㎥まで	1,210.0円
超過料金 1㎥当たり	11㎥から　100㎥まで	163.9円
	101㎥以上	188.1円

<量水器使用料>

口径	金額(税込み)
13mm	88円
20mm	176円
25mm	198円
30mm	264円
40mm	407円

口径	金額(税込み)
50mm	2,200円
75mm	2,860円
100mm	3,630円
150mm	6,600円

下水道使用料(1か月につき)

	排除汚水量	金額(税込み)
基本使用料	0㎥から　10㎥まで	1,430.0円
超過使用料 1㎥当たり	11㎥から　20㎥まで	210.1円
	21㎥から　50㎥まで	222.2円
	51㎥から　100㎥まで	240.9円
	101㎥から　250㎥まで	264.0円
	251㎥から　1,000㎥まで	275.0円
	1,001㎥以上	284.9円

広　告

地球にやさしい 心地よさと安心感
TBUILD株式会社
鳥取県東伯郡湯梨浜町南谷429
鳥取県東伯郡琴浦町中尾205
☎(0858)53-6500
下水宅内工事　建築工事
リフォーム工事　土木工事
管・水道施設工事　造園工事
鳥取県知事許可(般-3)第 6725 号

有限会社
昇和設備
鳥取県知事許可(般)第6491号
給排水設備・空調設備
下水道設備 設計、施工
TEL(0858)35-4643
FAX(0858)35-5408
湯梨浜町上浅津
135-6

水道・下水道工事
空調設備
有限会社
長谷川商店
お気軽にご相談ください!
倉吉市清谷町2-80
☎0858-27-6000

給水装置又は排水設備の工事をするとき

問 上下水道局工務課給排水係　☎27-0631

■市が指定した工事業者へ依頼してください

宅地内の給水装置又は排水設備の工事（修繕も含む。）をするときは、必ず市が指定した工事業者（指定業者）に依頼してください。指定業者は、法律や条例で定められた基準に合った給水装置又は排水設備を設置するために必要な技術を習得しています。なお、指定業者の一覧は市のホームページで確認できます。また、上下水道局でも一覧表を配布しています。

■不審な調査・点検業者に注意

宅地内の排水管又はます等の調査点検を名目に訪問し、清掃や修繕が必要などと言い、不必要な契約を迫る悪質な業者に関する相談が寄せられています。

- 倉吉市が業者に依頼して、排水設備を清掃・修繕することはありません。
- 業者が訪ねてきたときは、身分証明書の提示を求めるなど、身元を確認し、本当に必要か家族や周囲の人に相談しながら、あわてずゆっくり考えましょう。
- 清掃・修繕が必要なときでも、複数の業者から見積もりをとるなど内容をよく確認して、あわてて契約しないようにしましょう。

給水装置の管理

問 上下水道局工務課給排水係　☎27-0631

■宅地内で蛇口を閉めても水が止まらないとき

宅地内で蛇口の水が止まらないときは、止水栓を閉めることで水を止めることができます。止水栓は、水道メーター付近に設置してあります。修繕は、工事業者（指定業者）へ依頼してください。

■冬場、気温が氷点下になると、水道管が凍結し、断水や水道管の破損が多くなります。次のようなことを実施し、宅地内の水道管を適切に管理してください。

①保温材で露出している水道管を巻くなどの凍結対策
②止水栓の位置と動作（きちんと水が止められるか）の確認
③積雪時の止水栓ボックス、メーターボックス周辺の除雪
④宅地内での漏水の有無の確認

道路上などで漏水を発見した場合

問 上下水道局工務課給排水係　☎27-0631

すぐに上下水道局へお知らせください。

公共下水道又は集落排水

問 上下水道局工務課給排水係　☎27-0631

■下水道への接続をお願いします

下水道は、使用できるようになった区域の皆さんが接続してこそ、河川などの水質保全につながるものです。すでに下水道が使える区域のご家庭でまだ接続が済んでいない場合は、速やかな接続をお願いします。

■水洗便所改造資金融資

問 上下水道局業務課お客様係　☎27-0633

下水道に接続するため、従来のくみ取り便所やし尿浄化槽を廃止して便器や洗浄用具などの改造、これに伴う排水設備の新設または改造をする人に、ご希望に応じて金融機関へ融資の斡旋をします。

- ◆融 資 額　1件あたり10万円以上100万円以内（1万円単位、上限は融資対象工事費）
- ◆融資利率　無利子
- ◆返済方法　60か月以内に元金均等月賦償還（ただし、1か月1万円以上）
- ◆融資時期　工事完了検査に合格した後から

浄化槽（合併処理浄化槽）

問 環境課　☎22-8168

合併浄化槽は、「し尿」だけでなく、台所・風呂・洗濯などの「生活雑排水」を家庭ごとに処理することができます。

■設置工事費の助成制度

助成の対象となるのは、倉吉市の行政区域のうち、公共下水道事業認可区域と集落排水整備区域などを除いた地域で、住宅に類する既存の建物に合併処理浄化槽を設置する人になります。

◆補助金の額

くみとり式便所および単独浄化槽からの転換

5人槽	587,000円（上限額）
6～7人槽	713,000円（上限額）
8人槽～50人槽	1,001,000円（上限額）
宅内配管工事費	300,000円
単独浄化槽撤去費	120,000円
くみ取り槽撤去費	90,000円

※新築住宅に対する補助金は令和4年度末で廃止されました。

■保守点検・清掃などについて

浄化槽は、年3～4回以上の保守点検と年1回以上の清掃、法定検査が義務付けられています。

- ◆保守点検　・知事の登録を受けた保守点検業者
- ◆清　　掃　・（株）クラエー　☎27-0210
  ・倉吉環境事業（有）　☎22-5868
- ◆法定検査に関する問い合わせ
  ・（公財）鳥取県保健事業団　☎0857-23-4843

広 告

IRUKA

有限会社 いるか設備

〒682-0723
鳥取県東伯郡湯梨浜町久留20-11
TEL(0858)35-5065

住宅

市営住宅

問 鳥取県住宅供給公社中部事務所 ☎26-8501

■入居できる人は

①同居している親族がいる人、または同居しようとする親族がいる人(一定の条件を満たせば一人でも入居できる場合があります)
②収入が公営住宅法に規定する金額を超えない人
③住居に困っていることが明らかな人
④市町村税を滞納していない人
⑤暴力団員でない人
※①～⑤すべてに該当しなければなりません。

■申し込みに必要な書類

書　類	交付場所	備　考
申込書	鳥取県住宅供給公社中部事務所	
住民票謄本	市民課市民サービス係	
市・県民税課税証明書	市民課市民サービス係	
納税証明書	税務課資産税係	
源泉徴収票	勤務先	
固定資産証明書、または賃貸借契約書の写し	税務課資産税係(固定資産証明書)	持家がないことがわかるもの

※追加書類が必要な場合があります。
※連帯保証人が必要です。(独立した生計を営む人で収入がある人)連帯保証人の確保が困難な場合は、家賃債務保証業者による家賃債務保証が必要です。

県営住宅

問 鳥取県住宅供給公社中部事務所 ☎26-8500

■入居できる人は

①同居している親族がいる人、または同居しようとする親族がいる人(一定の条件を満たせば一人でも入居できる場合があります)
②収入が公営住宅法に規定する金額を超えない人
③住居に困っていることが明らかな人
④暴力団員でない人
※①～④すべてに該当しなければなりません。

■申し込みに必要な書類

書　類	交付場所
申込書	鳥取県住宅供給公社中部事務所
住民票謄本	市役所市民課市民サービス係
市・県民税課税証明書	市役所市民課市民サービス係
源泉徴収票	勤務先
固定資産証明書、または賃貸借契約書の写し	持家がないことがわかるもの

※追加書類が必要な場合があります。
※連帯保証人が必要です。(独立した生計を営む人で収入がある人)

新しく家を建てたいとき、解体するとき

問 建築住宅課建築指導係 ☎22-8175

住宅などを建てるときや増築するときは、建築確認申請が必要です。

一定規模以上の住宅の新築、解体を行うときは、解体(除去)届、建設リサイクル法届出が必要です。

■家を建てたい土地を探しているとき

問 財政課管財係 ☎22-8163

市内の市有地を公売しています。売却土地や手続きの方法は、ホームページをご覧になるか、財政課までお問い合わせください。

■家を建てたい土地が農地のとき

問 農業委員会事務局 ☎22-8171

農地を農地以外の目的で使用するときは転用許可が必要です。また、転用しようとする農地が農用地区域内にあるときは、転用許可の前に農用地区域から除外する必要があります。(農林課 ☎22-8157)

広　告

土地建物(アパート含)
買取と管理と仲介



へいわ

post@jheiwa.com

倉吉市八屋226-6

TEL 0858 26 4421

免許番号 鳥取県知事(13)第464号

土地・建物・アパートの仲介

アレックス
Alex
アレックス

宅地建物取引業 鳥取県知事(4)第1281号

〒682-0806 鳥取県倉吉市昭和町2丁目119-1

TEL:0858-23-0011

E-mail:info@alexda.jp

倉吉市アレックス 検索

農地

■農地を売買、相続するとき

問 農業委員会事務局　☎22-8171

- 農地または採草放牧地について、売買、交換、贈与または賃借権、使用貸借権の設定をするときは農業委員会の許可が必要です。
- 農地または採草放牧地を相続したときは、法務局での相続登記手続きに併せて、農業委員会への届出が必要です。

■農地を転用するとき

問 農業委員会事務局　☎22-8171

- 農地を住宅等の建物敷地、資材置場、駐車場、植林など、農地以外のものに転用するときは、農業委員会を通じて県の許可を得る必要があります。
- 許可なく転用を行うことは禁止されています。申請から許可まで時間を要しますので、転用を計画されたときは早めにお手続きください。

農地の転用で、申請地が農業振興地域の農用地区域内の農地である場合、事前に除外または用途変更の手続きが必要です。農振除外の申し出は随時受け付けていますが、手続きが完了するまでに約6か月程度必要です。

また、転用（農振除外）予定地の位置、目的、理由などによっては、農振除外できない場合がありますので、具体的に転用を計画される前に必ずご相談ください。

詳しくは、農林課までお問い合わせください。（農林課☎22-8157）

ポスターやチラシ等の掲示

問 管理計画課　☎22-8174

ポスターやチラシ等を一定期間掲示（屋外広告物の設置）する場合、許可が必要な場合があります。

道路

道路

■道路の窓口

種　類		管理しているところ	電話番号
市道		市役所建設部管理計画課 〃　建設課	☎22-8174 ☎22-8169
農道		市役所建設部地域整備課	☎27-0516
林道			
県道		中部総合事務所 県土整備局 維持管理課	☎23-3216
国道	313号 179号	中部総合事務所 県土整備局 維持管理課	☎23-3216

■市道の占用（管理計画課）
農道・林道の占用（地域整備課）

道路に看板や排水管、工事用足場などを設置し道路を使用または占用する場合は、各道路管理者の許可が必要です。設置する場所や構造には一定の制限がありますので、事前に手続きを行ってください。

なお、工事の際には、警察の道路使用許可も必要ですので、倉吉警察署へお問い合わせください。

■ガードレール・カーブミラーなどを壊したとき（建設課・地域整備課）

ガードレール、カーブミラーなどを壊したときは、各道路管理者へ届け出をしてください。

■街路灯の不点灯や点きっ放し（建設課・地域整備課）

各道路管理者へお知らせください。

■市道等からの乗入口、道路法面の埋立（管理計画課・地域整備課）

住宅建設などにより、市道等からの乗入口の設置、宅地造成工事による道路法面の埋立など道路管理者以外が実施する工事については、道路管理者の承認が必要になります。この場合、歩行者の安全確保のため乗入口の位置、幅など一定の制限がありますので、工事着手前に道路管理者へ手続きを行ってください。

■道路の穴あきなど（建設課・地域整備課）

道路の穴あき、段差、陥没、法面の崩壊などを発見したときは、各道路管理者にご連絡ください。

■道路の反復通行（管理計画課・地域整備課）

同じ道路を、一定期間繰り返し車両を通行させるときは、事前に道路管理者へ手続きを行ってください。

■道路に関する要望（建設課・地域整備課）

道路の改良工事や道路側溝整備などの要望は、地元自治公民館長を通じて連絡をお願いします。

■道路・歩道の除雪（建設課）

道路や歩道の除雪は、各道路管理者が行っていますが、バス路線、主要道路を優先に除雪しています。委託業者数や保有除雪機械の関係で除雪をしない道路があります。

市では、小型除雪機を地区公民館を中心に配備し、保護者や地区の人で通学路等の除雪に使用していただいています。自治公民館が機械を使用して行う除雪については報償金制度があります。

※道路上の動物の死骸は、市道については環境課で処理しています。（☎22-8168）

■農業用　原材料支給及び機械借上げ制度（地域整備課）

農業用施設を管理している団体（自治公民館・農事組合・土地改良区等）を対象に、施設の維持修繕費用として、原材料費上限130,000円（消費税込み）、機械借上げ上限110,000円（消費税込み）がご活用いただけます。（年度1回）

■林業用　原材料支給及び機械借上げ制度（地域整備課）

林業用施設を管理している団体（自治公民館・森林生産組合等）を対象に維持修繕費用として、原材料費上限100,000円（消費税込み）、機械借上げ上限100,000円（消費税込み）がご活用いただけます。（年度1回）

水路

■河川・水路の窓口

占用・使用など河川に関することは、各河川管理者へお問い合わせください。

種　類	管理しているところ	電話番号
準用河川、普通河川 水路	市役所建設部建設課	☎22-8169
農業用用排水路	土地改良区（地域整備課）	☎27-0516
2級河川	中部総合事務所 県土整備局維持管理課	☎23-3216
1級河川	倉吉河川国道事務所 天神川出張所 中部総合事務所 県土整備局維持管理課	☎23-6551 ☎23-3216

相談・行政情報

相談

市民相談（相談無料）

相談名	日　時	相談員・相談場所	内　容
消費生活相談	火～土曜日 9:00～17:30 月・祝日の翌日 8:30～17:00	中部消費生活センター （倉吉交流プラザ2階）	悪質商法や訪問販売、契約関係など消費生活全般トラブルについて ☎22-3000（相談専用） 電話での相談の他、面談での相談も可能。 ※月・祝日の翌日は電話相談のみ
市民生活相談	毎週月～金曜日 8:30～17:15	市民生活相談窓口	日常生活全般の困りごとなどについて ☎22-2717（相談専用）
行政相談	毎月18日	倉吉市役所（第2庁舎）	役所など行政への要望、意見、苦情や、暮らしの中で起こる相談ごとについて ※相談日が、土日、祝日の場合は、変更になります。 問い合わせ　総務課　☎22-8112
	毎月最終金曜日	倉吉市高齢者 生活福祉センター	

子育てに関するあらゆる相談窓口

子どもに関するあらゆる相談	子ども家庭課	月～金曜日：8:30～17:15	☎22-8120
	子育て総合支援センター「おひさま」	火～土曜日：9:30～16:00	☎22-3914
	児童家庭支援センター くわの実	月～金曜日：8:30～17:30	☎24-6306
不登校に関する相談	学校教育課	月～金曜日：8:30～17:15	☎22-8166
	中部子ども支援センター	月～金曜日：9:00～17:00	☎24-6780
妊娠・出産・子育てなど	子ども家庭課	月～金曜日：8:30～17:15	☎27-0031
ひとり親家庭のあらゆる相談	子ども家庭課	月～金曜日：8:30～17:15	☎22-8120
児童虐待の相談	倉吉児童相談所	月～金曜日：8:30～17:15 （夜間休日：電話対応可）	☎23-1141
	子ども家庭課		☎22-8120
DVに関する相談	子ども家庭課	8:30～17:15 夜間等は転送対応	☎22-8120
	鳥取県男女共同センター よりん彩相談室	火～日曜日9:00～17:00 （第3木曜日除く）	☎23-3939
	鳥取県中部総合事務所 県民福祉局 地域福祉課DV・ひきこもり担当	8:30～17:15	☎23-3147



警察総合相談・警察安全相談

■一人で悩まずご相談ください

家庭内の暴力や子どもの非行、ストーカー、防犯対策、交通に関することなど、事件や事故には至っていないが不安や危険を感じていることなど、どこに相談してよいのか分からず一人で悩んでいませんか。警察では、相談窓口に専任相談員を配置しています。

秘密は厳守しますので安心してご相談ください。

倉吉警察署 警察安全相談所	倉吉市清谷町1丁目10番地 倉吉警察署	☎26-7110 (代表)
鳥取県警察本部 警察総合相談	鳥取市東町1丁目271番地 鳥取県警察本部	#9110 ☎0857-27-9110

■被害相談窓口

警察は各種の相談窓口を設け、被害者からさまざまな相談に応じています。

被害者本人からだけでなく、ご家族や友人からのご相談も受け付けています。

また、警察だけでは対応できないことについては、専門の機関をご紹介いたしますので、どこに相談したらよいかわからない場合にも、警察の相談窓口をぜひ、ご利用ください。

■性犯罪に関する相談窓口をご存知ですか?

性犯罪被害者にとって、警察への届出は大変勇気がいることです。

警察では、性犯罪被害で悩んでいる人のために、警察本部内に『性犯罪110番』を設置し、相談に応じています。性犯罪に関するあなたの悩みについて女性警察官が親身になって相談に応じます。(夜間・休日は、男性警察官が相談を受けることもあります)

次の被害者をださないためにも、あなたからの相談をお待ちしています。

◆性犯罪被害相談電話(24時間受付)
#8103(ハートさん)※通話料無料
☎(0857)22-7110(FAX兼用)
☎0120-28-7110※通話料無料

暴力団・行政対象暴力に関する相談

■不当な要求で悩んだり困っている時、迷っている時は

暴力団・エセ右翼など、反社会的勢力などによる不当要求で悩んだり困っているとき、迷っているときは、どんなことでも早めに警察または公益財団法人鳥取県暴力追放センターへご相談ください。

◆連絡先
鳥取県警察本部捜査第2課
(0857)23-0110(代)または最寄りの警察署
公益財団法人鳥取県暴力追放センター
所在地:鳥取市本町3丁目201番地　鳥取商工会議所内
フリーダイヤル:0120-198930(イイクラシヤクザゼロ)
ホームページアドレス:https://boutsui-tottori.jp

少年サポートセンター

■困ったときの相談は

「友達のこと、家族のこと、学校のことで、困っている。」、「とてもつらい目にあったけど、誰にも話せない…でも誰かにこの気持ちを聞いてほしい。」

相談の窓口は、こちらです。

- 東部少年サポートセンター　☎0857-22-1574
- 少年サポートセンター中部分室　☎0858-22-1574
- 西部少年サポートセンター　☎0859-31-1574
- ヤングメールyoungmail@pref.tottori.lg.jp

法務局による人権相談

問 鳥取地方法務局倉吉支局　☎22-4108

鳥取地方法務局では、人権についての困りごと、心配ごとなど、暮らしの中で起こる様々な問題、いじめ、差別、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力等の悩み事について、法務局職員や人権擁護委員が面談や電話で相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は厳守します。

■常設相談所　(法務局内)8:30~17:15(土・日・祝日除)

鳥取地方法務局倉吉支局　倉吉市駄経寺町2丁目15

■電話相談　受付8:30~17:15(土・日・祝日除)

- みんなの人権110番　☎0570-003-110
- こどもの人権110番　☎0120-007-110(フリーダイヤル)
- 女性の人権ホットライン　☎0570-070-810

■インターネット人権相談(24時間受付)

- パソコン、携帯、スマホから

あんしん相談支援センター

問 倉吉市社会福祉協議会　☎24-6265

■相談のご案内

開所時間　8:30~17:30(土・日・祝日除)
場所　倉吉福祉センター

■専門相談

時間　13:00~15:00
場所　倉吉福祉センター
※事前に予約が必要です。

相談種別	相談曜日	相談内容	相談員
公証相談	第3木曜日	公証遺言、任意後見制度	公証人
税相談	4・7・10・1月 第1水曜日	税金に関すること	税理士

■生活困窮者自立支援事業

仕事が見つからない、住む所がない、食べる物がないなど、生活する上での困りごとを、専門の相談支援員が関係機関と連携しながら、就労や経済的自立、生活の安定に向けた相談支援を行います。

■多機関協働事業

複合的・複雑化した課題を抱える相談者に対し、多機能で連携し包括的に対応できるよう、必要な支援をコーディネートします。

■資金貸付事業

高齢者や障がい者世帯、低所得世帯に対して、一時的に必要な資金の貸付や、必要な相談支援を行います。

■日常生活自立支援事業

認知症や障がいにより判断能力が不十分な人の金銭管理や、福祉サービスを利用する際のお手伝いを行います。

■成年後見事業

倉吉市社会福祉協議会が法人として、認知症や障がいにより判断が難しい人の、財産管理や生活全般の支援を行います。

成年後見に関する相談

相談機関	電話番号	受付時間
あんしん相談支援センター	24-6265	8:30～17:30
中部成年後見支援センター	22-8900	9:00～17:00

外国の方の相談窓口

■相談機関

鳥取県国際交流財団（倉吉事務所）
月～金曜日　8:30～17:15
ＨＰ:http://www.torisakyu.or.jp/ja/
☎23-5931

人権に関する相談

■機関相談

相談名	相談機関	電話番号	内　容
人権相談	倉吉市人権政策課	☎22-8130　FAX22-8230	人権にかかわる総合相談
	倉吉市人権文化センター	☎・FAX22-4768	
	やまびこ人権文化センター	☎・FAX28-4265	
	さわやか人権文化センター	☎・FAX28-2017	
	はばたき人権文化センター	☎・FAX22-0232	
	あたごふれあい人権文化センター	☎・FAX28-5440	

奨学資金貸与制度

問 教育総務課　☎22-8165

名　称	対　象	貸与月額	貸与期間	募集期間	備　考
倉吉市奨学資金	学校教育法に規定する短大・大学・大学院・専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のみ）に修学する者	50,000円	貸与を受けることとなった月から在籍する学校の正規の修業年限終了月まで	毎年4/1～4/20頃 ※別に予約採用制度有り	3か月毎に貸与。 無利子
磯野長蔵記念 三松奨学育英奨学金					

情報公開・個人情報保護

情報公開制度

問 総務課法制係　☎22-8112

倉吉市では、平成13年に倉吉市情報公開条例を制定し、公文書の開示請求の制度を設けるなど市民の皆さんの市政に関する知る権利を尊重する取組を行っています。

■開示請求の対象となる公文書

市の職員が職務上作成・取得した文書・図表・地図・写真・パソコンのデータなど（公文書）で、業務で組織的に用いるものとして保有しているものが開示請求の対象となります。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍など販売することを目的として発行されているものや図書館、博物館などの市の施設において市民の皆さんに利用していただくことを目的とするものは、対象外となります。

■開示請求対象となる機関

開示請求の対象となる市の機関（公文書開示請求書の宛先）は、次のとおりです。
市長　教育委員会　選挙管理委員会　公平委員会
監査委員　農業委員会　公営企業管理者　議会

■公文書の開示

原則として、市の保有する公文書は全て公開することとしており、可能な限り開示請求に応じています。ただし、公文書に個人情報や次のような情報の記載がある部分は、開示できません。また、公文書が存在しているかどうかを答えるだけで開示できない情報を開示することと同様の結果となる場合は、開示請求自体を拒否させていただくことがあります。

◆開示できない情報（例）
- 法令や条例により公にできないとされている情報
- 特定の個人が識別される、または個人の権利利益を害するおそれがある情報
- 法人等に不利益を与えるおそれがある情報
- 市の機関や国、県等の審議、検討、協議に支障を及ぼすおそれがある情報
- 市の機関や国、県等の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

■開示請求の手続き

情報公開窓口（総務課法制係）にお問い合わせください。手続きについて説明します。また、市のホームページにも情報公開制度について掲載しています。こちらで公文書開示請求書をダウンロードして、必要事項を記入の上、情報公開窓口に提出することもできます。

■開示までの期間

公文書開示請求書を受け付けた日から15日以内に開示するかどうかを決定し、その後に開示します。なお、公文書開示請求書に不備があるときは、その不備がある部分を訂正されるまで受け付けることができません。

また、開示請求のあった文書が多量である場合は、開示するかどうかの決定を延長するときがあります。

■開示の方法

開示するかどうかの決定、開示する日時や場所を書面で通知します。

閲覧、写し（複写又はスキャニングしたデータをCD-Rに保存したもの）の交付、視聴などできる限りご希望の方法で開示します。

また、写しを郵送することもできます。

■開示の費用について

手数料はかかりませんが、写しの交付の場合は、写しを作製する費用(A4サイズ1枚当たり10円など)をいただきます(両面の場合は、2枚分の費用になります)。また、郵送を希望する場合の郵送料は、請求者の負担になります。

写しの交付　⇒　コピー代(モノクロ10円/枚、カラー20円/枚)
CD-R(100円/枚)
郵送料　⇒　請求者実費負担

■開示請求の件数および処理状況

これまでの開示請求の件数およびその処理状況を市のホームページに掲載しています。

■開示しない決定などに対する審査請求について

開示しない決定など、市の機関が行った公文書の開示に関する決定等に不服がある場合は、その機関に対し行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

手続きについては、情報公開窓口にお問い合わせください。

個人情報保護制度

問 総務課法制係　☎22-8112

倉吉市では、個人情報の保護に関する法律等に基づき、次のとおり個人情報を取り扱うこととしています。

■個人情報の保有・取得の制限

個人情報を保有するに当たっては、その利用目的を明らかにし、その利用目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により取得します。

■個人情報の利用・提供の制限

原則、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的に利用・提供しません。

■個人情報の適正管理

保有する個人情報は、常に正確かつ最新の状態に保つよう努めます。

漏えい、滅失、毀損などの防止のため、必要な措置を講じます。

必要のなくなった個人情報は、速やかに処分します。

■個人情報の保有状況の公表

保有する個人情報を業務に利用するために整理したものを「個人情報ファイル」といいます。このファイルの保有状況を常に把握し、個人情報ファイル簿として公表します。

■市の職員の責務

市の職員は、業務において知り得た個人情報を特別な理由なく他人に知らせません。

市の職員は、取得した個人情報を不当な目的に使用しません。

■皆さんが利用できる制度

ご自身の個人情報で市の保有するもの(保有個人情報)について、市の機関に対して、開示、訂正または利用の停止が請求できます。個人情報保護窓口(総務課法制係)にお問い合わせください。また、市のホームページにも個人情報保護制度について掲載しています。こちらで個人情報開示請求書などをダウンロードして、必要事項を記入の上、個人情報保護窓口に提出することもできます。

◆保有個人情報の開示
保有個人情報の開示を請求できる制度です。
原則として、本人のみ請求することができます。

◆保有個人情報の訂正
保有個人情報の内容が事実でない場合は、内容の訂正を請求することができます。

◆保有個人情報の利用停止
保有個人情報が不正に取得、保有、利用または提供されていた場合は、その利用を停止するように請求することができます。

◆開示請求などの件数および処理状況
これまでの保有個人情報の開示請求などの件数およびその処理状況を市のホームページに掲載しています。

■審査請求について

保有個人情報の開示、訂正または利用停止について市の機関が行った決定に不服がある場合はその機関に対し、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

手続きについては、個人情報保護窓口にお問い合わせください。

広報広聴

広報紙

問 企画課広報係　☎22-8161

倉吉市では、毎月1日に「市報くらよし」を発行し、自治公民館などを通して、配付しているほか、市ホームページでもご覧いただけます。

また、市内の公共施設や店舗などにも置いています。詳しい設置場所は、市ホームページをご覧ください。

視覚障がい者への広報

問 企画課広報係　☎22-8161

「点字市報くらよし」「音声市報くらよし」を作成していますので、企画課に申し込んでください。視覚障がいの人には、無料で郵送しています。

ケーブルテレビによる広報(日本海ケーブルネットワーク)

問 企画課広報係　☎22-8161
日本海ケーブルネットワーク(株)　☎26-6131

番組名	放送日時	内容など
行政情報番組	毎日4回(15分間) ① 6:40～ ②12:40～ ③18:40～ ④20:40～	倉吉市からのお知らせ(イベント情報など)
スクロール放送	24時間	
緊急放送	災害など緊急時	被害情報・避難情報など
議会中継	3、6、9、12月議会(定例会)の一般質問、議案質疑	終了後、同日1回再放送

倉吉市ホームページ

問 企画課広報係　☎22-8161

各種手続きの方法、各種申請書の様式、広報紙の閲覧、お知らせ、募集など、常に最新情報をお知らせしています。

倉吉市メール配信サービス

問 企画課広報係　☎22-8161

倉吉市メール配信サービスでは、防災情報のほか、イベント情報や防犯情報などさまざまな情報を、登録された皆さんに電子メールで配信します。携帯電話でも受信できます。

■本サービスの利用

1	下欄アドレス宛に空メール(件名・本文を入力しないメール)を送信してください。
2	送信元のアドレスへ、登録・変更用メールが返信されますので、メールに記載されたＵＲＬへアクセスしてください。
3	表示される登録画面で、ご希望のジャンルを選択して「確認」ボタンを押してください。 ※複数のジャンルを選択することも可能です。
4	確認画面が表示されますので、内容を確認して「登録」ボタンを押してください。
5	登録完了画面が表示されます。これで登録完了です。

■登録・変更用アドレス
kurayoshi@xpressmail.jp

←QRコード

■解除用アドレス
kurayoshi-d@xpressmail.jp

←QRコード

※登録について
"¥"を含むメールアドレスは、本サービスへの登録ができません。
登録アドレスにメールを送信しても返信がない場合は、次のことを確認して再度送信してください。
- 登録用メールアドレスを確認する。
- 新着メールの問い合わせを実施する。
- 迷惑メールの設定を確認する。
「@xpressmail.jp」からのドメイン許可、URLつきメールの許可

◆配信される情報：配信される情報は次のとおりです。
- 防災　・イベント
- 教室・講座（各種教室・講座の参加者募集も含む）
- 福祉（福祉サービス、助成金の申請方法など）
- 健康（健診案内、健康に関するイベントの案内など）
- 子育て支援　・介護予防（介護予防教室の案内など）
- 若者定住　・UJIターン
- 地域防犯（不審者・不審電話情報など）

■注意事項
- 収集したメールアドレスは、本メール配信以外の用途には利用しません。
- 本サービスの利用は無料ですが、通信費は利用者負担となります。
- 通信環境などによって、通知メールの受信に時間がかかる場合があります。
- 本サービス内容は、予告なしに内容を変更または削除する場合があります。
- システムメンテナンスおよびシステム異常で、サービスを停止する場合があります。
- 本サービスから送信したメールがエラーとなって戻ってきた場合は、利用の解除手続をとらせていただく場合があります。
- 配信されるメールへの返信は受け付けていません。

倉吉市公式LINE受信設定

問 企画課広報係　☎22-8161

倉吉市LINE公式アカウントを友だち登録し、受信設定を行うと、自分が知りたい情報を選択して受け取れます。

■友だち追加の方法
QRコードを読むか、LINEアプリで「倉吉市」を検索して友だち追加ボタンを押してください。

■受信設定の方法
倉吉市LINE公式アカウントのトーク画面でメニューを開き、「受信設定」ボタンを押してください。その後、画面の指示に従って操作してください。

◆受信できる情報
- 新型コロナ　・防災・気象・防犯
- 移住・定住　・イベント　・子育て
- 健康・医療　・職員採用情報

※受信設定で入力した情報はメッセージ送信のためだけに利用され、市が個人と紐づけることはありません。

資料・統計

資料・統計

問 企画課　☎22-8161

各種統計調査の結果や毎月の人口動態、そのほか国、県、民間団体などで、刊行している統計書があります。資料の閲覧、電話での問い合わせなどができます。

「倉吉市市勢要覧」

問 企画課　☎22-8161

市の主要な統計調査結果を集計したものです。

◆主な内容　気温と降水量、人口の推移、産業別人口の推移、行政機構など

移住・定住

くらよし空き家バンク

問 しごと定住促進課　☎27-0501

■賃貸や売却が可能な「空き家」をご紹介ください
倉吉市では市内にある空き家を有効活用して、定住促進と地域の活性化を図るためIJUターンや県内での住み替えを考えている人々へ市内の空き家（賃貸・売却が可能な物件）を紹介する「くらよし空き家バンク制度」に取り組んでいます。
こうした取り組みにより多くの人が倉吉市に移住されています。特に、移住希望者からの中古住宅に対する関心は高く、条件にかなう物件さえあれば倉吉市に住みたいという人はたくさんいらっしゃいます。
皆様が知っておられる「賃貸や売却が可能な空き家」に関する情報をお寄せください。

■くらよし空き家バンクの利用のながれ
1　まずはしごと定住促進課にご相談ください。
↓
2　空き家の現地確認
職員が現地に出向き、空き家の状態を調査します。
↓
3　空き家バンク登録準備
登録が可能であると判断したら、仲介業者を決定し、空き家の賃貸や売却価格などの条件を整理していきます。
↓
4　空き家バンク登録・空き家情報の公開
整理した空き家情報を「くらよし空き家バンク」に登録し、インターネット等で情報提供します。
↓
5　入居者・購入者の募集
登録した空き家は、市外からの移住やUターン等を希望される人に市役所の相談窓口で紹介します。

県外移住者、若者への支援制度

問 しごと定住促進課　☎27-0501

■Uターン者も移住者支援制度が使えます
県外から移住された人や若者を対象にさまざまな支援制度を設けています。
- 市内事業者に正社員として就職した35歳未満の移住就職者を対象に奨学金返還を最大8年間支援
- 市内事業者への就職を機に、市内へ転入された人の賃貸住宅の家賃の一部を、事業者を介して最長1年間補助
- 39歳以下の世帯員がいる2人以上の世帯を対象に奨励金を支給
- 39歳以下の夫婦の住宅購入費、リフォーム費、家賃、敷金、引越し費用等を支援
- 住宅の新築・購入費用の一部を補助
- 空き家バンク物件の購入、家賃、家財処分費用を支援

※上記以外にも支給要件があります
※詳しくは、しごと定住促進課にお問合せください。

議会・選挙・監査

議会

問 議会事務局 ☎22-8145

市議会のしくみ

市議会は、市民の代表である市議会議員で構成され、市政の方針や予算など、行政の重要な事項を審議・決定する機関です。

倉吉市議会では、3月、6月、9月、12月の年4回の定例会と、必要に応じて臨時会が開かれます。会議の種類には、議員全員で構成される「本会議」のほか、審議事項の予備審査・調査を行う「委員会」があります。倉吉市議会の委員会には、3つの常任委員会と議会運営委員会、必要に応じて設置される特別委員会があります。

会議録

本会議の会議録(質問、答弁など)は、本会議閉会後、約2か月後に完成します。倉吉市ホームページの市議会会議録検索システムのほか、市立図書館でご覧になれます。

テレビ放送

倉吉市議会では、定例会審議のうち一般質問、議案質疑、付議議案の討論・採決をケーブルテレビにより放送しており、生放送のほか、当日19:00から録画放送を行っています。放送時間は議事の都合により変更される場合がありますのでご注意ください。

また、一般質問は手話通訳を行っています。

傍聴

本会議及び委員会は原則どなたでも傍聴できます。傍聴を希望される人は、議場入口に備え付けてある傍聴人受付簿に住所、氏名、年齢を記入してください。ただし、傍聴席では飲食や喫煙はできません。

請願・陳情

市政について要望があるときは、請願書や陳情書を議長に提出することができます。請願書及び陳情書のうち必要と認められたものは、本会議に提出され審議されます。

- 請願は、日本国憲法第16条で保障された国民の基本的権利で、その方式や処理の手続きが定められています。提出するには、請願者のほか、1名以上の紹介議員が必要です。
- 陳情は、方式や処理の手続きが定められていません。請願と違って、紹介議員が必要ありませんが、本会議に提出されないこともあります。

■作成・提出にあたって

1. 文書は、日本語で作成してください。また、用紙はA4サイズを使用してください。
2. 内容は、具体的に記載してください。異なる性質の事項については、別々に提出してください。
3. 国などへの意見書の提出を伴うものは、意見書の案を添えてください。
4. 請願書には、1名以上の紹介議員が必要です。

※詳しい内容は、議会事務局にお問い合わせください。

選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎22-8147

選挙人名簿の登録

選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていないと投票することはできません。選挙人名簿は、毎年3月・6月・9月・12月のそれぞれ1日と、選挙時に登録されます。

選挙人名簿の登録は住民基本台帳に基づいて行われますので、住所を移したら、すみやかに市民課に届け出をしてください。

■登録の要件

①倉吉市に住所を有すること。
②満18歳以上の日本国民であること。
③住民票が作成された日(転入の場合は転入届をした日)から引き続き3か月以上倉吉市の住民基本台帳に記録されている人であること。

期日前投票

投票日に学校や仕事、旅行や冠婚葬祭などの予定が入っていて投票に行けない人は、期日前投票ができます。

■期日前投票ができる期間・場所

選挙の公示(告示)の翌日から投票日前日まで、所定の期日前投票所で行ってください。

曜日に関係なく8:30から20:00までできます。
(投票所により期間や時間が異なる場合があります)

不在者投票

投票期間中、選挙人名簿登録地(倉吉市)以外の市町村に滞在している人は滞在先の市町村の選挙管理委員会で、不在者投票施設に指定されている病院・施設などに入院・入所されている人はその施設内で、不在者投票ができます。

また、郵便等による不在者投票制度もあります。これは、身体に重度の障がいがある人が、自宅などで投票用紙に記載し、郵便等によって投票するものです。障がいの程度は法で定められています。この制度により投票するためには「郵便等投票証明書」の交付を受けるなど、あらかじめ手続きが必要です。

在外選挙制度

仕事や留学などで海外に住んでいる人が、外国にいながら参議院議員選挙、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に投票できる制度で、事前の登録が必要です。

在外投票ができるのは、日本国籍を持つ有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている人です。

在外選挙人名簿への登録には「出国時申請」と「在外公館申請」の2つの方法があります。

寄付の禁止

政治家や候補者が、選挙区内にある人に対して寄付や贈り物をすることはもちろん、有権者がこれらを求めることも禁止されています。

- 入学祝、卒業祝、病気見舞い
- 葬式や開店祝の花輪
- お祭りの寄付や差し入れなど
- 地域の運動会などへの飲食物の差し入れ
- お中元やお歳暮

} などの提供

監査

監査委員制度と監査委員

■監査委員制度

市の行財政の公平かつ効率的な運営を確保するため、財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について監査する機関として、法律（地方自治法第195条）に基づき監査委員制度が設けられています。

■監査委員

監査委員は、人格が高潔で、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する人、および市議会議員のうちから、市長が市議会の同意を得て選任しています。

倉吉市の監査委員は、条例により3人で、識見を有する委員から選任される代表監査委員が置かれています。

識見監査委員　　2人（任期　4年）
議会選出監査委員　1人（任期　議員の任期）

主な監査等の種類

■定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行および経営に関する事業の管理等が適正かつ効果的に行われているかについて年1回期日を定めて監査します。

■随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要と認めるとき、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について監査します。

■行政監査（地方自治法第199条第2項）

監査委員が必要と認めるとき、財務に関する執行が法令等によって適正に処理されているか、費用対効果など経済性・効率性・有効性といった観点から監査します。

■決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

市長から審査に付された一般・特別会計や公営企業会計の決算、および証書類などの計数を確認するとともに、適正で経済的かつ効率的な予算の執行が行われているかを審査します。

■基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

決算審査に併せて、特定目的の定額の資金を運用するための基金の運用状況について審査します。

■健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、および公営企業における資金不足比率が、適正に算定されているかを審査します。

■例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者、公営企業管理者の保管する現金出納について、保管状況、および出納事務が適正に行われているか、毎月例日を定めて検査します。

■財政的援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項）

監査委員が必要と認めるとき、または市長の要求に基づき、市が補助金、資本金など出資して財政的援助をしている団体、公の施設の指定管理者など、これらの財政的援助団体等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを監査します。

■住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

市長や市の職員等による財務会計上の行為について、違法・不当な公金の支出等があると認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合、その事項について行う監査です。

住民監査請求について

問 監査委員事務局　☎22-8147

1. 住民監査請求

市長や市の職員等について違法または不当な市の財務会計上の行為があると認めるとき、これを証明する書面を添えて監査委員に監査を求め、必要な処置を講ずるよう請求することができます。

2. 監査請求できる人

倉吉市内に住所を有する人

3. どのような場合に監査請求できるのですか

請求できるのは次にあげる財務会計上の行為です。

(1)違法もしくは不当な公金の支出
(2)違法もしくは不当な財産の取得、管理、処分
(3)違法もしくは不当な契約の締結、履行
(4)違法もしくは不当な債務その他の義務の負担
(5)1～4の行為が相当の確実さで予想される場合
(6)違法もしくは不当に公金の賦課、徴収を怠る事実
(7)違法もしくは不当に財産の管理を怠る事実

※なお、上記行為のあった日から1年以上経過している場合（6.7を除く）には、監査請求することはできません。ただし、正当な理由があるときはこの限りではありません。

4. どのようにして監査請求するのですか

(1)監査する事項について、書面を作成して申し出ることになっています。
（倉吉市職員措置請求書）
(2)上記(1)にその事実を証する書面を添付することが必要です。
（事実証明書）新聞記事の写しなど

文化

指定文化財と各種ご案内（令和6年4月現在）

国指定文化財

種別	分類	名称
重要文化財	建造物	長谷寺本堂内厨子
	彫刻	大日寺木造阿弥陀如来坐像／大慈寺木造持国天立像・木造増長天立像／地蔵院木造地蔵菩薩半跏像
	考古資料	伯耆国分寺古墳出土品／上野遺跡出土子持壺形須恵器・脚付子持壺形須恵器／野口一号墳出土須恵器／谷畑遺跡出土祭祀遺物
重要有形民俗文化財	民俗	倉吉の鋳物師（斎江家）用具および製品
史跡	史跡	三明寺古墳／大原廃寺塔跡／伯耆国分寺跡／阿弥大寺古墳群／伯耆国府跡（国庁跡・法華寺畑遺跡・不入岡遺跡）／大御堂廃寺跡
天然記念物	植物	波波伎神社社叢

国選定文化財

種別	分類	名称
重要伝統的建造物群保存地区		倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区

県指定文化財

種別	分類	名称
保護文化財	建造物	永昌寺十三重塔／鳥飼家住宅附家相図／長谷寺本堂および仁王門／桑田家住宅および醤油醸造施設／高田酒造（高田家住宅および醸造施設）／小川家住宅
	彫刻	八屋木造秋葉大権現／勝宿禰神社木造稲荷像／神庭神社木造稲荷像／不入岡の石仏／極楽寺木造日光菩薩立像・木造月光菩薩立像／伯耆国分寺石仏／大日寺木造薬師如来立像／胎蔵寺銅造誕生釈迦仏立像／小田出土銅造誕生釈迦仏立像／小鴨神社木造狛犬／大日寺石造大日如来坐像／大日寺木造菩薩形立像／吉祥院鉄造白山本地仏像
	工芸品	大岳院三彩稜花刻花文盤／長谷寺梵鐘／地蔵院宋青磁香炉
	工芸品および考古資料	地蔵院擬宝珠
	古文書	定光寺山名氏尼子氏文書附尼子経久肖像画／小鴨神社小鴨元清家臣連署起請文木札
	絵画	定光寺五百羅漢図
	考古資料	北野出土埴輪人物／向山142号墳出土埴輪鹿／小田出土袈裟襷文銅鐸／阿弥大寺弥生墳丘墓群出土遺物／不入岡遺跡古墳時代竪穴住居出土遺物／大御堂廃寺跡出土遺物／史跡伯耆国府跡出土八稜鏡鋳型
無形文化財	工芸技術	絣（福井貞子）／木工芸（福田豊）／染織（吉田公之介）／陶芸（河本賢治）
無形民俗文化財	民俗芸能	さいとりさし
有形民俗文化財	民俗資料	長谷寺の絵馬群／鳥取県の絣関係資料
史跡	史跡	石塚廃寺塔跡／福庭古墳／大日寺古墓群
天然記念物	植物	大日寺の大イチョウ／関金のシイ
名勝	庭園	桑田氏庭園／高田氏庭園／小川氏庭園

市指定文化財

種別	分類	名称
有形文化財	建造物	永昌寺石造宝塔／一石彫成五輪塔／旧牧田家住宅（主屋・付属屋）
	彫刻	下古川薬師堂木造薬師如来坐像附天部形体部および菩薩像／極楽寺木造薬師如来坐像／満正寺木造地蔵菩薩立像／大滝山観音堂木造十一面千手観音立像／長谷寺木造十一面観音菩薩坐像／胎蔵寺木造大日如来坐像／山名寺木造阿弥陀如来及両脇侍立像／誓願寺木造阿弥陀如来立像
	美術工芸品	小鴨神社三十六歌仙額
	絵画	舞楽青波図屏風／春宵宜行図屏風
無形文化財	芸能	高城牛追掛節
無形民俗文化財	民俗	みつぼし踊り（福光伝承）／生田の管粥神事／関金御幸行列／倭文神社大名行列
史跡	史跡	国分寺古墳／家ノ後口古墳群／大宮古墳／三度舞大将塚古墳（弥生墳丘墓）／上神大将塚古墳／藤井谷廃寺塔跡／倉吉荒尾家墓所附位牌群／広瀬廃寺跡

国登録文化財

種別	分類	名称
登録有形文化財	建造物	協同組合倉吉大店会（旧第三銀行倉吉支店）／旧高田酒造醸造蔵／旧倉吉町水源地ポンプ室・量水室／豊田家住宅（久米郡倉吉駅）／清水川第一堰堤／清水川第二堰堤／清水川第三堰堤／清水川第五堰堤／清水川第六堰堤／小鴨川第一号堰堤／小鴨川第二号堰堤／小鴨川第三号堰堤／倉吉市役所本庁舎／山陰民具店舗兼主屋／大社湯（第三鶴の湯）浴場および主屋／飛龍閣／矢城家住宅／丸井家住宅／旧小倉家住宅／賀茂神社本殿／旧髙多家住宅
登録有形民俗文化財	民俗	鳥取の二十世紀梨栽培用具／倉吉の千歯扱きおよび関連資料
登録記念物	名勝	小川氏庭園

主な史跡のご案内

- **伯耆国分寺跡**（国史跡）　倉吉市国分寺・国府
  天平13年（741）聖武天皇の発願により全国の国ごとに造営された国立の寺院跡。
  寺域約2.9ヘクタール、東西182m、南北160m。主要建物の遺構は、南門、金堂、講堂、塔などがある。
- **伯耆国府跡**（国庁跡・法華寺畑遺跡・不入岡遺跡）（国史跡）
  倉吉市国府・国分寺・不入岡
  国庁跡は奈良から平安時代にかけて伯耆国を治めた役所跡。法華寺畑遺跡は国分寺跡と同じ8世紀中頃に造られ、当初は役所として使用され、後に国分尼寺に転用されたと推定される。不入岡遺跡は奈良から平安時代に存続し、前身国庁か郡衙から後に国府に関連する倉庫に転換されたと考えられる。
- **大御堂廃寺跡**（国史跡）　倉吉市駄経寺町2丁目
  7世紀中頃に造られた山陰地方を代表する最古級の寺院跡。発見された土器から、「久米寺」という寺名で、国府のおかれた久米郡の郡名寺院であると推定される。建物配置は川原寺式で、長大な上水道設備を完備していた。

施設案内・利用について

◆倉吉淀屋[市指定有形文化財](旧牧田家住宅)　倉吉市東岩倉町
倉吉に現存する最古の町家建物。淀屋の屋号を称する牧田家は、初代仁右衛門(1720年没)から8代孫三郎(1895年)まで続き、大坂(阪)の豪商淀屋との関わりがあったといわれている。開館時間　9:00～17:00　休館日:年末年始・木曜日(催しのある時は開館する場合あり)

◆防災センターくら用心　倉吉市東仲町
平成15年に倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区で発生した火災跡地を市民の義援金等で購入し復興された町家建物。地元で自主防災会が結成され、地域の防災拠点となっている。開館時間　9:00～17:00

◆鳥飼家住宅[県指定保護文化財]　倉吉市関金町関金宿
江戸時代に大鳥居村の庄屋だった鳥飼家の住宅。平成3年に現在地の関金宿に移築。江戸時代中期頃建築の入母屋風茅葺屋根の建物。要事前予約。

※いずれの施設も、ご利用については文化財課(☎22-4419 FAX22-2303)まで

各種届出について

問文化財課　☎22-4419　FAX22-2303

◆埋蔵文化財
各種開発にあたっては、必ず事前に埋蔵文化財の包蔵地かどうかを確認してください。なお、調査には時間を要する場合が多いので、計画段階で早めにお問い合わせください。

◆伝統的建造物群保存地区において造作の変更等を行う場合
瓦や屋根・外壁の修繕を行ったり、配色を変えるなど外観に変更を及ぼすような場合、事前に現状変更申請が必要になります。

◆特別天然記念物オオサンショウウオ
別名ハンザキとも呼ばれ、約3千万年前から姿をほとんど変えていないため「生きた化石」と呼ばれており、絶滅が危惧されている生物です。本市でも生息が確認されていますので、発見した場合は浅く水を張った水槽等で保護の上ご連絡ください。

博物館

問博物館　☎22-4409

開館時間・休館日

◆開館時間　9:00～17:00
最終入館は16:30

◆休館日　毎週月曜日(催しにより開館する場合あり)
ただし、月曜日が祝日の場合は翌日
祝日の翌日
年末・年始(12月29日～1月3日)

入館料

- 一般　220円(160円)
- 高校生・大学生　110円(50円)
(　)内は20名以上の団体料金
- 中学生以下　無料
- 70歳以上　無料
- 障がいのある人・要介護者およびその介助者　無料
- 特別展の時は別途指定料金

「前田寛治大賞」「菅楯彦大賞」

郷土ゆかりの洋画家・前田寛治、日本画家・菅楯彦の画業を顕彰し、現在活躍中の若手作家による表現を通して後世に伝える美術賞を創設しています。また、彫刻のあるまちづくりを目指して倉吉:緑の彫刻賞を活用しながら緑の彫刻プロムナードや小・中学校、倉吉駅前広場などに彫刻を設置しています。

常設展示

美術部門では、洋画家・前田寛治、日本画家・菅楯彦、人間国宝(木工芸)・大坂弘道をはじめ郷土ゆかりの作家の作品を展示しています。考古部門では、重要文化財3件を中心に旧石器時代から平安時代までの遺跡出土品を展示しています。民俗部門は、千歯扱き、太一車、倉吉絣、郷土玩具、倉吉にかかわりの深い農具や民具などを展示しています。

倉吉市美術展覧会

倉吉市を中心に県中部地域で芸術創作活動をする人たちの発表の場であり、芸術活動の振興を図ることを目的とします。日本画・洋画・版画・彫刻・工芸・写真・書道・デザインの8部門からなり、毎年6月頃に開催。

倉吉市創作文華展

倉吉市美術展覧会以外の部門で芸術創作活動をする人たちの発表の場であり、幅広い芸術振興を図ることを目的とします。俳画・水墨画・ちぎり絵・切り絵・押し絵・絵手紙・押し花絵・その他の8部門からなり、毎年3月頃に開催。

倉吉博物館講座

博物館が収蔵する資料などをもとに、郷土の歴史や文化、自然を学ぶ講座を年約10回、各地区コミュニティセンターなどに出かけて開催します。

自然科学系事業

動植物の観察や天体観測など四季折々に自然ウォッチングを年11回開催しています。
また、夏休みには自然科学展を開催しています。

生涯学習

問社会教育課　☎22-8167

生涯学習講座

倉吉の風土、歴史、文化、産業、人物などを再発見し、新たな価値を見出す学習講座を開催します。

◆時　期　9月から11月頃(5回程度・現地研修含む)
◆場　所　倉吉交流プラザほか

鳥取看護大学・鳥取短期大学公開講座(委託事業)

鳥取看護大学・鳥取短期大学の専門性を活かした講座を開催します。

◆時　期　6月から9月頃(5回程度)
◆場　所　倉吉交流プラザ

倉吉市人材銀行

人材銀行に登録された、優れた知識や技能を習得している人々を市内の地域活動団体や教育機関などが主催する地域の諸活動、学級講座に指導者として派遣します。

子ども会の育成・支援

子どもの手による主体的な子ども会活動を目指して、子ども会リーダー研修会および指導者・育成者研修会の開催や各種研修会の案内を行ないます。

夏休み子ども体験教室

小・中学生を対象とした倉吉の歴史や文化を知り、体験する教室を開催します。

◆時　期　夏休み期間中

放課後子ども教室(子どもいきいきプラン事業)

子どもたちのコミュニケーション能力の向上や豊かな心身の育成など、将来社会で生きていく上で必要な主体性・社会性・創造性等の生きる力を育むため、異年齢・異世代並びに地域住民との交流による様々な学習活動、スポーツ・文化活動、野外体験活動等を実施します。

◆時　期　放課後、土・日および祝日、長期休暇
◆場　所　小学校、コミュニティセンター等

コミュニティセンター事業

市内13地区コミュニティセンターでは、各種学級講座を開催しています。詳しくは各コミュニティセンターだよりまたはホームページをご覧ください。

市民スポーツ大会

◆時　期　毎年10月スポーツの日に開催(一部種目を除く)
◆競技種目　ゲートボール、クレー射撃、テニス、フットサル、ソフトテニス、壮年野球、グラウンド・ゴルフ、マラソン、ラージボール卓球、ソフトボール、バドミントン、バレーボール、バウンスボール、卓球、ソフトバレー、水泳、ペタンク、ファミリーバドミントン

各種スポーツ教室

■市営温水プール教室

幼児から高齢者まで個々の運動レベルに合わせた各種教室を行っています。

プール・スタジオで爽快な汗を流し、健康づくり・体力づくりをはじめてみませんか。

◆場　所　倉吉市営温水プール
◆期　間　随時
◆対　象　幼児(3歳以上)から高齢者まで

※詳細は市営温水プールへお問い合せください。☎0858-47-1186

図書館

問 市立図書館　☎47-1183　FAX47-1180
せきがね図書館　☎45-2523　FAX45-2521

開館時間

- 9:00～18:00

休館日

- 毎週月曜日(祝日は開館)
- 祝日の翌日(土曜日、日曜日は開館)
- 年末、年始(12月29日～1月3日)
- 資料整理日(毎月最終木曜日)
- 特別資料整理期間(年10日以内、その都度お知らせします)

利用できる人

- 市内に在住、通勤、通学している人
- その他、館長が特に適当と認めた人

※年齢の制限はありません(赤ちゃんからお年寄りまで)

借りるとき

「図書館利用者カード」が必要です。

◆カードを作るには
住所と名前が印字されたもの(運転免許証など)が必要です。
印鑑は必要ありません。

借りられるもの

種　類	貸出数	期　間
本・雑誌	10冊まで	14日
CD・カセット	2点まで	14日

返すとき

カウンターの他に本館、分館、市内4か所の返却ポストでも返すことができます。

※視聴覚資料・相互貸借資料は、カウンターに直接返してください。返却ポストに返却できません。

その他

①おはなしかい
毎月第2、4日曜日　11:00～11:30
②むかし話をきく会
毎月第2土曜日　11:00～11:30
③あかちゃんのおはなしかい
毎月第1日曜、第2、4水曜日　10:30～11:00
④せきがね館おはなしかい
毎月第3土曜日　10:30～11:00
⑤せきがね館あかちゃんのおはなしかい
毎月第3水曜日　10:30～11:00
⑥音読教室　毎月第3木曜日　10:30～11:30
⑦ブックスタート(毎月6か月児健診・1歳6か月児健診時)
⑧インターネット閲覧　※申し込みが必要です。
⑨放送大学鳥取学習センター　倉吉教室
⑩教科書センター
⑪講演会、原画展、各種展示会などは随時開催しています。

障がい者サービス

身体に障がい等があり図書館の利用が困難な人へ録音図書等を貸出します。

程度に応じて郵送貸出(無料)が可能です。

無料相談会　※申し込みが必要です

知財・ビジネス共同相談会　毎月第1水曜日
起業・経営なんでも相談会　毎月第4日曜日
就農相談会　年3回
行政書士相談会　年6回
行政書士相談会(外国人に関係した相談)　年6回
働き始めるための出張相談会　毎月第2土曜日

レファレンス・サービス

調べたいこと、知りたいことなど、お気軽にご相談下さい。
本、新聞、論文、インターネットなどの情報を提供します。

公共施設

食彩館

飲食物販施設

■施設名　倉吉パークスクエア食彩館
■住　所　倉吉市駄経寺町198-2
■連絡先　倉吉市観光交流課　☎0858-22-8158

■規模および内容
倉吉パークスクエアのグルメ＆ショッピングゾーン。
◆駐車場　777台(無料)
※倉吉パークスクエア駐車場を利用

(飲食物販)

店舗名	営業時間	内　容	定休日	電話番号
ラーメン専門店 ゆめや	11:00～21:00 (ラストオーダー20:30) 月・水曜日～16:30 (ラストオーダー15:30)	いつでも旬の、じげの味。地元で生まれ育った“ゆめや”のらーめんです。ラーメン、餃子、チャーハン、唐揚、ビール、ジュースなど。	年中無休	☎24-0050 FAX同
パン工房　papan	11:00～16:00 なくなり次第、 閉店します	北海道産小麦100%使用し、一つ一つ手作りのパンを販売しています。	月・火曜日	☎22-0757 FAX同
カレーショップ てけてけ	11:00～ 売れ切れ次第終了	地元の契約業者から仕入れた安心な素材にこだわり、20種類のスパイスで作ったカレーはコクに加えてまろやかです。	月(祝日の場合は翌日)・木曜日	☎22-6500 FAX同
気まぐれ屋	11:00～15:00 17:00～21:00	弁当、定食、うどん、そば、おでん、総菜、魚の大衆食堂。弁当、総菜の持ち帰り、配達もできます。	無休	☎24-0080 FAX24-0081
バイキング レストラン LOOSE	11:00～15:00 17:30～22:00	自家栽培の野菜や果物、地元野菜の手作りバイキング	昼(不定休) 夜(月曜日、祝日の場合は翌日)	☎23-0234

(その他)

店舗名	営業時間	内　容	定休日	電話番号
いきいき広場 エッグ・ジョイ	10:00～18:30 (休憩時間13:00～14:00)	医療機器・健康食品・美容品の販売	土・日曜日 祝日	☎22-6830 FAX同
LISIL	10:00～18:00	美容院(予約制) 世代問わずご利用O.K.	月曜日	☎23-0170
RIZE Fitness Personal Training GYM	10:00～22:00	年齢問わず3ヶ月～4ヶ月で5kg～10kgのダイエットをサポートします。また肩こり・腰痛・猫背・O脚・X脚の改善も同時に行います。	日曜日	☎24-1722

※社会情勢などにより営業時間等変更している場合がありますので、ご注意ください。

伯耆しあわせの郷

施設名	所在地	規模および内容	備　考
伯耆しあわせの郷 ☎0858-26-5581 FAX0858-26-5633 E-mail:info@shiawasenosato.jp	〒682-0044 倉吉市小田 458	中研修室　32人　小会議室　24人 大会議室　81人　大研修室　123人 小研修室　45人　娯楽室　20畳 調理実習室　94㎡　トレーニングルーム　174㎡ シャワールーム　55㎡　農産物加工室　72㎡ 郷土玩具工房　68㎡　郷土民具工房　68㎡ 陶芸工房　68㎡　染色工房　67㎡ 織物工房　48㎡　展示ホール　168㎡ レストラン　215㎡　イベントホール　346㎡ テニスコート　2面　ゲートボール場　4面 多目的広場　3,000㎡ 多目的活動室　51人、多目的研修室　20人	◆利用時間 9:00～20:00 ◆休館日 月曜日 (祝日の場合は翌日) 年末年始 (12月29日～1月3日) ◆利用申請書あり ◆減免制度あり

※関連施設は記載しておりません。

倉吉市文化活動センター

■住　所　倉吉市住吉町77番地1

■連絡先
☎・FAX　0858-23-6095
mail　hinadorilab@gmail.com

■倉吉市文化活動センターのご案内

◆施設情報

開館時間	火曜日から土曜日9:00～22:00 日曜日は、〔4月～ 9月〕9:00～18:00、 〔10月～3月〕9:00～17:00
休館日	月曜日（月曜日が祝日でも休館とする） 夏季休業（8月13日～15日） 年末年始（12月29日～1月3日）
管理者	指定管理者　HiNADORI lab.（ヒナドリラボ）

◆施設概要

内容	◆会議室（7部屋）　用途に合わせた各種会議や教室等に使用できます。 ◆和室（2部屋）　◆調理実習室 ◆音楽室　楽器練習、バンド練習が可能です。 ◆大会議室　大規模な会議だけでなく小規模発表会にも使用できます。 ◆軽運動室　ダンス、体操などにご利用できます。 ◆ギャラリー　1階ギャラリーを使用した個人・団体問わず展覧会や企画展が可能です。 ◆デジタル制作ラボ　最新のPCソフトを使用したデジタル制作が可能です。写真加工、動画編集、イラスト製作、音楽制作等。（有料・詳しくはお問い合せください） ※各種文化教室も実施していますので詳しくはお問い合わせください。
駐車場	41台（倉吉市成徳コミュニティセンターと共用）
冷暖房	全室
その他の設備	給湯室（1階、2階）、障害者トイレ（1階）、車いす1台、コピー（白黒1ページ10円、カラー1ページ50円）、電話1回10円、FAX1回10円。

◆施設利用について

予約について	直接窓口にお越しいただくか、お電話でご予約の上、利用許可申請書を提出してください。
予約キャンセルについて	利用許可証発行の後、7日前までは利用料の50%、6日前までは利用料の100%をお支払いいただきます。
利用料金の支払いについて	ご利用当日に窓口で現金にてお支払いください。お振込等は事前にご相談ください。

◆利用料金表（1時間につき）

区分		金額
1階	第1活動室	420円
	第2活動室	210円
	調理実習室	420円
	小和室	210円
2階	和室	420円
	第1活動室	420円
	第2活動室	210円

区分		金額
2階	第3活動室	210円
	第4活動室	210円
	第5活動室	210円
	音楽室	420円
3階	大会議室	420円
	軽運動室	420円

◆備考
1. 1時間未満の端数は、1時間とする。
2. 冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割に相当する額を加算する。
3. 営利、非営利を問わず入場料や参加費等を徴収する利用については、利用料に10割の加算をいたします。

倉吉市関金都市交流センター

■住　所　倉吉市関金町関金宿1139

■連絡先　TEL／0858-45-2000
FAX／0858-45-3747
mail／onsen@yumeikan.com

URL

■規模および内容

◆交流ホール
音響・照明装置を完備した固定席266席のホール。

◆体験ホール
郷土資料の展示や各種イベント等に使える多目的ホール。囲炉裏を囲んでの、集会や研修としても利用できます。

◆駐車場
大型3台、普通車90台

■備考（利用時間、開館日等）

◆利用時間　10:00～21:00
◆休 館 日　毎週月曜日（祝日の場合は翌日）
◆料　　金　・交流ホール2,200円～（午前利用）
・体験ホール1,100円～（午前利用）

エキパル倉吉

施設名	所在地	規模および内容	備　考
エキパル倉吉　多目的ホール （管理事務所／倉吉駅ビル2階） ☎0858-24-5963 FAX0858-24-6652 E-mail:info@yuyuekisha.com	〒682-0021 倉吉市 上井 195番地 12号 （倉吉駅 ビル1階）	◆施設概要 多目的ホール169.74㎡　スクール形式　102名 ロの字形式　54名　シアター形式　160名 ・無線LAN完備 ◆会場利用料（1時間単位） ・非営利目的　1,200円（税込） ・営利目的　2,200円（税込） ◆備品 ・テレビ会議システム ・映像設備（プロジェクター・電動スクリーン・WEBカメラ） ・再生装置（ブルーレイディスク） ・音響装置（ワイヤレスマイク3本・ピンマイク1本） ・展示パネル・ステージ・演台 会議・作品展・イベントなどにご利用いただけます。	◆利用時間 9:00～19:00 （休館日12月31日～1月3日） ◆駐車場 倉吉駅南口駐車場 （多目的ホール利用者には無料対応）

産業振興施設

展示施設

■施設名　まちかどステーション
■住　所　倉吉市大正町1067-29
■連絡先　指定管理者:㈱エバークリーン
☎26-1375(予約受付:平日8:30～17:00)

■規模および内容
◆面　　積　300㎡(ホール270㎡、ステージ30㎡)
◆専用駐車場　乗用車15台
※その他専用以外に近接して乗用車30台収容の駐車場あり。
◆施設設備
定格電圧:AC100-200V共用　確定電流75A
音響・マイク:CD/MDデッキ1台　マイク3本(ワイヤレス2本、コード付1本)
机・イス:机80台、イス200脚
冷　暖　房:送風機4台、赤外線ヒーター2台有り
※ストーブを持ち込む場合は事前に届出をしてください。

■備考(利用時間、開館日など)
◆使用時間　9:00～22:00
◆使用料
販売を伴う場合1時間につき1,100円(税込)
販売を伴わない場合1時間につき550円(税込)
使用料は原則、利用前に支払いをお願いします。(後払いは別途協議)

道の駅

■施設名　道の駅「犬挟(いぬばさみ)」
■住　所　倉吉市関金町山口2030-46
■連絡先　TEL／(0858)45-1313
FAX／(0858)45-1300
mail／inubasari@ncn-k.net

URL

■規模および内容
◆特産品販売コーナー
◆お土産部門　山陰の特産品・お土産
◆生産物部門　関金、蒜山など生産者直の新鮮野菜・果物など
◆加工品部門　地元の生産者が手づくりした美味しい加工品
◆食堂あり
◆観光情報ステーション、休憩所
道の駅スタンプ、観光パンフレット、インターネット(無料)など
◆駐車場
全41台(大型10台、普通車29台、身体障害者用2台)

■備考(利用時間、開館日など)
◆営業時間　9:00～18:00(12月～3月　17:00まで)
◆定休日　1月1日
※営業時間等は状況により変更あり。

■ドッグラン
◆利用時間　9:00～16:00
◆入場料　1匹につき500円
※ご利用はお申込み(必要書類等あり)が必要です。

観光施設

温泉施設

施設名	所在地	規模および内容	備考(利用時間、開館日など)
せきがね湯命館 ☎0858-45-2000 FAX0858-45-3747 E-mail:onsen@yumeikan.com	倉吉市関金町関金宿1139	関金温泉にある日帰り温泉入浴施設 ◆岩風呂・木風呂 露天、サウナなど、湯めぐりができます。 岩風呂と木風呂は、週替わりで男湯と女湯になります。 ◆休憩室 広い畳の休憩室は無料で利用できます。 個室の休憩室は有料(2時間1,580円)で利用できます。 ◆お食事処《白金食堂》 お食事だけでも利用できます。 法事・慶事などの個室利用や、団体での利用も大歓迎です。 ※マイクロバスでの送迎も承りますのでご相談ください。 ◆癒しの空間 マッサージコーナー、リラックスルーム、バランス整体など、1日ゆっくり過ごせます。 ◆駐車場　大型3台、普通車90台	◆営業時間 10:00～21:00 (受付は20:30終了) ◆定休日 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日) ◆料金 大人(中学生以上)　820円、 小人(小学生)　410円、 幼児　無料 (倉吉市民) 大人　510円、 小人　260円 (証明書が必要) ※回数券 大人(11枚綴り)　5,200円、 小人(11枚綴り)　2,600円 (倉吉市民) 大人(12枚綴り)　5,000円 小人(12枚綴り)　2,500円 ・購入には証明書が必要

コミュニティセンター・社会教育施設

施設名	所在地	規模および内容	備　考
倉吉交流プラザ （交流プラザ）☎0858-47-1181 （図書館）☎0858-47-1183 FAX0858-47-1180 （交流プラザ） E-mail:kouryuu@city.kurayoshi.lg.jp （図書館） E-mail:library@city.kurayoshi.lg.jp 交流プラザ　図書館	〒682-0861 倉吉市駄経寺町187-1 （倉吉パークスクエア内） 併設施設 ◆倉吉市立図書館 ◆中部消費生活相談室 ◆倉吉地区少年補導センター	1F 図書館　1,322㎡ 2F 自習室（第1研修室）　113㎡ ※第1研修室の使用のない日に限る 子ども交流室　78㎡ 第1研修室　60人 第2研修室　20人 ボランティア交流室　14人 情報交流室　20人 視聴覚ホール　150人	図書館 ◆利用時間　9:00～18:00 ◆休館日 毎週月曜日、祝日の翌日 毎月最終木曜日（他の休館日と重なる場合はその前週の木曜日） 年末年始、特別資料整理期間 交流プラザ ◆申請不要（使用簿記入） ◆利用時間　9:00～18:00 ◆使用申請書　要（有料） ◆利用時間　9:00～22:00 ◆休館日 月曜日（祝日の場合は翌日） 国民の祝日の翌日　年末年始
上北条コミュニティセンター ☎0858-26-1763 FAX0858-26-3515 E-mail:kokamiho@ncn-k.net	〒682-0003 倉吉市新田422-1	第1・2会議室　100席 第1会議室　60席 第2会議室　40席 第3会議室（和室）　24.5帖 視聴覚室　24席 図書コーナー 調理実習室　15席	◆利用時間　9:00～22:00 ◆休館日　土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ◆受付時間　9:00～17:00（平日） ◆利用申請書あり ◆有料（減免制度あり）
上井コミュニティセンター ☎0858-26-1736 FAX0858-26-3621 E-mail:koagei@ncn-k.net	〒682-0042 倉吉市大平町360-1 併設施設 ◆上井児童センター	多目的ホール（1・2・3）　180席 中会議室（1・2又は2・3）　120席 第1会議室　60席 第2会議室　60席 第3会議室　60席 和室1　15帖 和室2　15帖 視聴覚室　30席 研修室　18席 図書室 調理実習室	
西郷コミュニティセンター ☎0858-26-2046 FAX0858-26-3653 E-mail:kosaigou@ncn-k.net	〒682-0031 倉吉市下余戸118-1	大会議室（和室）　63帖 小会議室　30席 和室会議室　10帖 図書室　20席 調理実習室　20席	
上灘コミュニティセンター ☎0858-22-0640 FAX0858-23-6012 E-mail:kouwana@ncn-k.net	〒682-0811 倉吉市上灘町9-1	会議室1・2　159席 会議室1　100席 会議室2　42席 和室1　15帖 和室2　12帖 視聴覚室　30席 研修図書室　24席 調理実習室　40席	
成徳コミュニティセンター ☎0858-22-1301 FAX0858-23-3653 E-mail:koseitok@ncn-k.net	〒682-0817 倉吉市住吉町77-1	大・中会議室　100席 大会議室　50席 中会議室　50席 第1会議室（和室）　21帖 第2会議室（和室）　21帖 第3会議室　10席 視聴覚室　15席 図書コーナー 調理研修室　25席	
明倫コミュニティセンター ☎0858-22-0642 FAX0858-23-6015 E-mail:komeirin@ncn-k.net	〒682-0872 倉吉市福吉町2-1674	会議室1・2　100席 会議室2　70席 会議室1　30席 和室　10帖 研修室　18席 視聴覚室　20席 学習相談室　6席 展示コーナー　6席 図書コーナー 調理実習室　20席	

施設名	所在地	規模および内容	備　考
灘手コミュニティセンター ☎0858-22-5401 FAX0858-23-6021 E-mail:konadate@ncn-k.net	〒682-0904 倉吉市尾原500	大会議室　80席 中会議室　60席 小会議室　6席 和室1　10帖 和室2　10帖 調理実習室　20席	◆利用時間　9:00～22:00 ◆休館日　土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ◆受付時間　9:00～17:00（平日） ◆利用申請書あり ◆有料（減免制度あり）
社コミュニティセンター ☎0858-28-2155 FAX0858-28-6031 E-mail:koyasiro@ncn-k.net	〒682-0943 倉吉市国分寺74-1	大会議室（1・2・3）　150席 第2・3会議室　54席 第1会議室　24席 視聴覚室　30席 研修室（和室）　24帖 図書コーナー 調理室　30席	
北谷コミュニティセンター ☎0858-28-0969 FAX0858-28-6032 E-mail:kokitada@ncn-k.net	〒682-0604 倉吉市福本226-1	大会議室　90席 和室　10帖 会議室　20席 展示室　30席 調理実習室　14席	
高城コミュニティセンター ☎0858-28-0950 FAX0858-28-6033 E-mail:kotakasi@ncn-k.net	〒682-0642 倉吉市上福田480	大広間（和室）　77帖 和室　15帖 相談室　12席 調理実習室　10席	
	〒682-0642 倉吉市上福田1105 （高城ふれあいセンター）	大会議室　27席 中会議室　24席 小会議室　6席	
小鴨コミュニティセンター ☎0858-28-0964 FAX0858-28-6034 E-mail:koogamo@ncn-k.net	〒682-0856 倉吉市中河原772-6 併設施設　◆やまびこ人権文化センター	大会議室　100席 小会議室（和室）　10帖 談話室　15席 応接室　10席 和室会議室（やまびこ）　35帖 図書室 調理実習室（やまびこ）	
上小鴨コミュニティセンター ☎0858-28-0953 FAX0858-28-6035 E-mail:kokamio@ncn-k.net	〒682-0934 倉吉市上古川216-3	会議室1・2　100席 会議室1　70席 会議室2　30席 視聴覚室　24席 和室1　15帖 和室2　15帖 図書スペース 調理実習室　25席	
関金コミュニティセンター ☎0858-45-2119 FAX0858-45-6003 E-mail:kosekigane@ncn-k.net	〒682-0402 倉吉市関金町大鳥居193-1 関金総合文化センター内		◆事務室開室時間 9:00～17:00（平日）

■コミュニティセンターとは

コミュニティセンターは、「社会教育法」に基づく公民館とみなして設置された地域活動の拠点です。
地域のみなさんが、交流・地域づくり・福祉活動などを通じて、話し合い、学びあいながら、心のふれあいを深める場です。
さらに、交流を深めるなかで、より充実した生活と、より豊かな地域をつくりだすことを目指しています。
また、グループやサークルなどの自主活動、地域住民の集会の場としても、利用できます。

■利用できない場合

特定の政党、特定の宗教の利害に関する目的での利用は出来ません。

公共施設

体育施設

■小・中学校の体育館および運動場等の利用について

学校が休みのときや、夜間等、学校教育に支障のない範囲で、利用ができます。
※詳しくは倉吉市教育委員会事務局にお問い合わせください。

◆利用時間および使用料について

区　分	学校施設使用料（4時間につき）	附属設備使用料
屋内運動場および武道館	440円	1　電灯（既設設備使用）1時間につき330円 2　照明（映画を含む。）1時間につき330円
教室（1室につき）	330円	冷暖房機　1時間につき　110円
屋外運動場	440円 屋外照明灯送電中止のため利用不可	

※学校施設の使用料は4時間単位での算出となります。
※電灯、照明、冷暖房機の使用料は1時間単位での算出となります。
例）30分の使用　→ 1時間で算出
1時間30分の使用 → 2時間で算出
※ただし、屋外運動場の照明使用料は30分単位での算出となります。

◆利用手続きなどについて

■定期的な利用　問社会教育課　☎22-8167

次の①～⑮の施設の問い合わせ先
倉吉スポーツセンター　☎0858-22-5674／FAX0858-22-5684

施設名	所在地	規模および内容	備　考
①倉吉市営野球場	倉吉市湊町518	両翼92m　中堅120m 本部席、トイレ（身障者用あり）、観覧席上屋 LEDスコアボード、スタンド、夜間照明 ダッグアウト、バックスクリーン、放送設備	◆利用時間　8:30～21:30 ◆利用許可申請書あり ◆有料（減免制度あり）
②倉吉市営庭球場	倉吉市葵町664	人工芝コート10面（うち、夜間照明施設4面） 練習コート1面、スタンド、トイレ、管理棟（更衣室）	
③倉吉市営関金テニス場	倉吉市関金町関金宿1620	人工芝コート4面 クラブハウス （器具庫、更衣室、トイレ、ロッカー） 夜間照明	◆利用時間　8:30～22:00 ◆利用許可申請書あり ◆有料（減免制度あり）
④倉吉市営関金野球場	倉吉市関金町関金宿1620	両翼92m・センター120m メインスタンド、674席、ダッグアウト スコアボード、バックスクリーン、夜間照明 器具庫、トイレ（身障者用あり）、更衣室 放送設備	
⑤倉吉市営関金ラグビー場	倉吉市関金町関金宿1620	12,000㎡全面スポーツ芝 ラグビーコート（114m×68m） ゴール（高さ9m）1組 スコアボード1個 夜間照明 クラブハウス（更衣室、シャワー室、トイレ、多目的トイレ、倉庫） ※サッカー、グラウンドゴルフ等多目的に利用可能	
⑥東巌城町河川敷スポーツ広場	倉吉市東巌城町	面積　12,000㎡	◆利用時間　8:30～19:00 ◆利用許可申請書あり ◆無料
⑦倉吉スポーツセンター体育館	倉吉市葵町591-1	平屋建500㎡ フロア405㎡（15m×27m） 器具室、更衣室 バレーボールコート1面、バドミントンコート2面 卓球台、バスケットコート1面、ソフトバレーコート2面	◆利用時間　8:30～22:00 ◆利用許可申請書あり ◆有料（減免制度あり）

施設名	所在地	規模および内容	備　考
⑧倉吉市営体育センター	倉吉市葵町602-4	平屋建1,118㎡ フロアー936㎡(26m×36m) 器具室、更衣室 バレーボールコート2面、バスケットボールコート1面 フットサルコート(半面可)、バドミントンコート4面、 ソフトバレーコート4面、 ハンドボールコート1面、卓球	◆利用時間　8:30～22:00 ◆利用許可申請書あり ◆有料(減免制度あり)
⑨倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿1560-18	957.6㎡(28m×34.2m) バスケットボールコート2面、バレーボールコート2面 バドミントンコート6面、テニスコート1面、フットサルコート1面 器具庫、トイレ(身障者用あり)、更衣室	
⑩倉吉スポーツセンター	倉吉市葵町591-1 併設施設 ◆合宿所	鉄筋コンクリート3階建　1,234㎡ 1階　517.5㎡ 2階　357.0㎡ 3階　359.5㎡ 宿泊室11室(6人×11室)　定員84人 事務室、浴室、談話室、監督室、トイレ 宿直室、食堂、研修室、調理室	◆開館時間　8:30～22:00 ◆休館日　年末年始(12月29日～1月3日) ◆利用許可申請書あり ◆有料(減免制度あり)
⑪倉吉市営武道館	倉吉市葵町593	1,456㎡ 柔道2面、剣道2面、事務室、講師室	◆利用時間　8:30～22:00 ◆利用許可申請書あり ◆専用利用のみ有料(減免制度あり)
⑫倉吉市営陸上競技場	倉吉市葵町698	1周400m 3種公認、全天候舗装 トイレ(多目的トイレ)、スタンド、器具庫	
⑬倉吉市営射撃場(クレー射撃)	倉吉市葵町690-1	トラップ5射台 管理棟、簡易トイレ	◆利用時間　9:00～17:00 ◆利用許可申請書あり ◆有料(減免制度あり)
⑭倉吉市営関金屋根付多目的広場	倉吉市関金町関金宿1734-1	1,536㎡(64m×24m) ゲートボールコート3面、夜間照明施設、トイレ、その他多目的に利用可能	◆利用時間　8:30～22:00 ◆利用許可申請書あり ◆有料(減免制度あり)
⑮倉吉市営相撲広場	倉吉市葵町711	相撲場1面、上屋 スタンド2(30人×7＝210人)、420人収容	◆利用時間　8:30～19:00 ◆利用許可申請書あり ◆有料(減免制度あり)
倉吉市関金B＆G海洋センター艇庫 ☎0858-28-6322 休館中(倉吉スポーツセンター) ☎22-5674	倉吉市関金町松河原106-985	カヌー1人乗り20艇 カヌー2人乗り1艇 ボート3艇	◆開館期間 4月1日～9月30日 ※水位、天候状況によって変更有 ◆開館時間　9:00～17:30 ◆休館日　毎週月曜日、火曜日 ◆有料(減免制度あり)
倉吉市営温水プール ☎0858-47-1186 FAX0858-47-1187 E-mail:info@kurayoshi-pool.info	倉吉市駄経寺町198-2(倉吉パークスクエア内)	遊泳プール(25m×5コース　水深1.05～1.15m) 流水プール(全周67m×幅2.5m　水深1.0m) 幼児プール(40㎡　水深30cm) ウォータースライダー(全長61m　高さ7m) リラクゼーションプール(65㎡水深0.5～1m6種類) 採暖室、身体障がい者専用更衣室、水泳用具販売、受付、ロビー、ドリンク販売、フィットネススタジオ	◆利用時間　10:00～21:00(10/1～3/31　10:00～20:00) ◆有料(減免制度あり)

教育施設

学　校		郵便番号	住　所	電話番号	FAX
市立小学校	西郷小学校	682-0031	下余戸114	26-3020	26-5999
	河北小学校	682-0016	海田西町1丁目130	26-1630	26-6921
	明倫小学校	682-0853	余戸谷町3059	22-6175	23-4497
	打吹小学校	682-0824	仲ノ町733	22-6173	23-4495
	上灘小学校	682-0811	上灘町136	22-4772	23-4493
	小鴨小学校	682-0856	中河原775-1	28-0965	28-3632
	久米小学校	682-0642	上福田722-2	28-0961	28-6242
	社小学校	682-0943	国分寺88	28-0951	28-5444
	上北条小学校	682-0003	新田405-1	26-6355	26-6307
	関金小学校	682-0411	関金町関金宿666	45-2556	45-2822
市立中学校	東中学校	682-0881	宮川町2丁目76	22-6295	23-4498
	西中学校	682-0851	西倉吉町170	28-2841	28-5630
	久米中学校	682-0946	横田568-1	28-1241	28-1242
	河北中学校	682-0021	上井430	26-1341	26-6922
	鴨川中学校	682-0402	関金町大鳥居25-1	45-2555	45-2589
県立高校	倉吉東高等学校	682-0812	下田中町801	22-5205	22-5206
	倉吉西高等学校	682-0925	秋喜20	28-1811	28-1812
	倉吉農業高等学校	682-0941	大谷166	28-1341	28-1342
	倉吉総合産業高等学校	682-0044	小田204-5	26-2851	26-2852
私立高校	学校法人松柏学院 倉吉北高等学校	682-0018	福庭町1丁目180	26-1351	26-4683
養護学校	県立倉吉養護学校	682-0836	倉吉市長坂新町1231	28-3500	28-1144
大学	県立農業大学校	682-0402	倉吉市関金町大鳥居1238	45-2411	45-2412
	鳥取短期大学	682-8555	倉吉市福庭854	26-1811	26-1813
	鳥取看護大学	682-8555	倉吉市福庭854	27-2800	27-2803
専門学校	倉吉総合看護専門学校	682-0805	倉吉市南昭和町15	22-1041	23-5953

主な官公庁の施設など

施設名	郵便番号	住　所		電話番号	FAX番号
鳥取中部ふるさと広域連合	689-2111	東伯郡北栄町土下112	代表	36-5211	36-1016
			中部創生課	(総務係) 36-5212	
				(企画係) 36-5213	
			税務課	(管理係) 36-1013	
				(徴収係) 36-1011	
			環境福祉課	(環境係) 36-1022	
				(福祉係) 36-1023	
			会計契約課	36-5233	
(一社)鳥取中部観光推進機構 鳥取中部国際観光サポートセンター	682-0022	倉吉市上井町2丁目1-2		24-5024	24-5074
ほうきリサイクルセンター	682-0801	倉吉市巌城1637-9		26-9890	26-5862
中部クリーンセンター	682-0044	倉吉市小田468-1		26-0519	26-9480

施設名	郵便番号	住　所	電話番号	FAX番号
消防局	682-0922	倉吉市福守町415-2	29-5119	29-7750
災害情報テレホンサービス	682-0025	倉吉市福守町415-2	29-7119	
倉吉消防署	682-0025	倉吉市八屋307-4	26-2122	26-2120
西倉吉消防署	682-0855	倉吉市生田693-1	28-2110	28-4568
鳥取中部ふるさと斎場	682-0813	倉吉市円谷町346-1	24-6321	24-6322
中部休日急患診療所	682-0871	倉吉市旭田町18	22-5780	
エースパック未来中心	682-0816	倉吉市駄経寺町212-5	23-5390	47-0255
エースパックなしっこ館	682-0816	倉吉市駄経寺町198-4	23-1174	47-1174
男女共同参画センターよりん彩	682-0816	倉吉市駄経寺町212-5(エースパック未来中心内)	23-3901	23-3989
相談電話			23-3939	
消費生活センター 中部消費生活相談室	682-0816	倉吉市駄経寺町187-1(倉吉交流プラザ2階)	22-3000	
鳥取県中部総合事務所	682-0802	倉吉市東巌城町2	22-8141	23-3425
倉吉保健所			23-3122	23-4803
県立厚生病院	682-0804	倉吉市東昭和町150	22-8181	22-1350
県立倉吉体育文化会館	682-0023	倉吉市山根529-2	26-4441	26-4447
鳥取地方検察庁倉吉支部 倉吉区検察庁	682-0822	倉吉市葵町719	23-0831	
倉吉簡易裁判所	682-0824	倉吉市仲ノ町734	22-2911	
鳥取家庭裁判所倉吉支部				
鳥取地方裁判所倉吉支部				
鳥取地方法務局倉吉支局	682-0816	倉吉市駄経寺町2丁目15	22-4108	22-4109
倉吉公共職業安定所 (ハローワーク倉吉)	682-0816	倉吉市駄経寺町2丁目15	23-8609	22-6494
県立倉吉ハローワーク	682-0023	倉吉市山根557-1 パープルタウン1F	24-6112	24-6113
倉吉労働基準監督署	682-0816	倉吉市駄経寺町2丁目15	22-6274	22-6275
倉吉総合労働相談コーナー			22-5640	
倉吉税務署	682-8522	倉吉市上井587-1	26-2721	
国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	682-0018	倉吉市福庭町1丁目18	26-6221	26-6299
〃天神川出張所	682-0803	倉吉市見日町123	23-6551	23-6553
日本年金機構倉吉年金事務所	682-0023	倉吉市山根619-1	26-5311	26-1742
ねんきんダイヤル(年金相談)			0570-05-1165	
自衛隊鳥取地方協力本部 倉吉地域事務所	682-0816	倉吉市駄経寺町2丁目15	47-3250	47-3250
倉吉警察署	682-0017	倉吉市清谷町1丁目10	26-7110	26-7110
上灘交番	682-0802	倉吉市東巌城町201	22-2110	
打吹交番	682-0887	倉吉市明治町2丁目41-5	22-2341	
倉吉駅前交番	682-0021	倉吉市上井205-6	26-0069	
上福田駐在所	682-0642	倉吉市上福田520-2	28-0047	
上小鴨駐在所	682-0846	倉吉市鴨河内1100-8	28-0122	
関金駐在所	682-0402	倉吉市関金町大鳥居11	45-3358	
鳥取森林管理署倉吉森林事務所	682-0022	倉吉市上井町1丁目2-1	26-2090	
鳥取森林管理署関金森林事務所	682-0411	倉吉市関金町関金宿906-2	45-2252	
鳥取県中部森林組合	682-0034	倉吉市大原1034-1	22-6622	22-6672
倉吉市シルバー人材センター	682-0816	倉吉市駄経寺町2丁目8-1	22-0870	23-6101
倉吉公証役場	682-0816	倉吉市駄経寺町2丁目15-1	22-0437	22-0437
JA鳥取中央本所	682-0867	倉吉市越殿町1409	23-3000	23-3070
倉吉商工会議所	682-0887	倉吉市明治町1037-11	22-2191	22-2193
県立皆成学園	682-0854	倉吉市みどり町3564-1	22-7188	22-7189
県立中部療育園「ぐんぐんぱあく」	682-0021	倉吉市上井503番地1	27-0780	27-0781

Kurayosi City

生活ガイドINDEX

身近な医療機関がわかる

医療機関ガイド

日々の生活に役立つ

暮らしの知識



公益社団法人 鳥取県中部医師会 92

鳥取県中部歯科医師会 94

鳥取県薬剤師会 中部支部 96

医療マップ 98

倉吉商工会議所 102

葬儀・お墓・相続について 104

住まいの基礎知識 106

解体のこと 110

空き家にしないためには 111

※生活ガイドでは、暮らしに役立つ情報を掲載しています。
※地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。



広告

株式会社 秋山建設
鳥取県知事許可(一般)第7103号
代表取締役 秋山 浩二
建設業
【土木工事業/とび・土工工事業/舗装工事業】
土木、建築各種基礎工事・外構工事
〒682-0931 鳥取県倉吉市小鴨1304-9
TEL(0858)28-0404
FAX(0858)28-3979
携帯090-4808-7939
E-mail:akiyamaks@ybb.ne.jp

公益社団法人 鳥取県中部医師会

ごあいさつ

会長　安梅 正則

倉吉市の皆さん、こんにちは、鳥取県中部医師会会長の安梅正則です。

今般、「くらよしし　倉吉便利帳」が更新し発刊され、生活に役立つ各情報が皆様の元に提供されることになり、医師会としても中部地域にある医療機関の情報をお知らせすることになりました。

健康を維持・増強する為の医療を提供することは、医師会としての責務であり、住民の皆様が安心安全で適切な医療を受けることが出来るよう努力しております。

中部医師会は、鳥取県中部地域の1市4町にある医療機関で構成されており、うち倉吉市内には９病院３８診療所あり、日々住民の方々の診療に当たるとともに各種検診・保健事業などに積極的に取り組んでおります。さらに病気療養や健康不安などの相談の窓口として、活動しております。

また、中部医師会は休日急患診療所を開設し日曜祝祭日の午前9時～午後9時まで主に内科小児科の患者さんを診療しており、救急病院の負担軽減を図っております。さらに、三朝町に医師会立三朝温泉病院を運営しており、中部地域だけで無く県外からも患者さんが受診しており、温泉を利用した特徴的な診療を行っております。内科や整形外科的な機能回復訓練等で在宅復帰し、さらに訪問看護・訪問リハビリなど行って安心して自宅生活が出来るよう取り組んでおります。あわせてご利用願えれば幸甚です。

何かお聞きになりたい方は中部医師会のホームページ、又は直接、中部医師会にお問い合わせください。

鳥取県中部医師会

		病院名	住所	TEL (0858)
倉吉市	1	安梅医院	倉吉市関金町大鳥居215-1	45-2554
	2	あけしまレディースクリニック	倉吉市幸町507-18	22-6311
	3	石津クリニック	倉吉市昭和町1丁目210	23-4133
	4	井東医院	倉吉市上灘町172	22-5133
	5	上野医院	倉吉市東昭和町38	47-6555
	6	打吹公園クリニック	倉吉市仲ノ町770	22-3790
	7	うなてクリニック	倉吉市宮川町256-2	24-6133
	8	大石医院	倉吉市西倉吉町22-10	28-1100
	9	大津医院	倉吉市福吉町1389-5	22-3003
	10	大山クリニック	倉吉市丸山町476-3	28-3821
	11	岡本小児科医院	倉吉市昭和町1丁目61	22-1051
	12	おはだのことクリニック	倉吉市昭和町2丁目155-1	24-5237
	13	音田内科	倉吉市東町435	22-2328
	14	垣田病院	倉吉市上井302-1	26-5211
	15	門脇内科医院	倉吉市山根586	26-0607
	16	かほく耳鼻咽喉科クリニック	倉吉市福庭町2丁目173-3	27-1567
	17	河本医院	倉吉市津原392-2	23-5392
	18	北岡病院	倉吉市明治町1031-5	22-3176
	19	倉吉シティ内視鏡クリニック	倉吉市伊木215-3	24-5500
	20	倉吉病院	倉吉市山根43	26-1011
	21	清水病院	倉吉市宮川町129	22-6161
	22	信生病院	倉吉市清谷町1丁目286	26-7773
	23	すおうメンタルクリニック	倉吉市下田中907	47-6006
	24	谷口病院	倉吉市上井町1丁目13	26-1211
	25	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	22-8181
	26	鳥取県立中部療育園	倉吉市上井503-1	27-0781
	27	鳥飼内科	倉吉市昭和町1丁目62	23-2822
	28	西倉吉クリニック	倉吉市秋喜185-3	27-1800
	29	西田内科	倉吉市上井町1丁目142	26-6205
	30	新田内科クリニック	倉吉市生田360-1	48-2132

		病院名	住所	TEL (0858)
倉吉市	31	ぬの皮膚科医院	倉吉市東巌城町54	23-1771
	32	のぐち内科クリニック	倉吉市上井町1丁目8-5	24-6101
	33	野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	22-6231
	34	野田外科医院	倉吉市堺町3丁目73-1	22-4734
	35	はしもと整形外科	倉吉市宮川町176-11	22-7211
	36	はまよしレディースクリニック	倉吉市清谷町1丁目248-1	27-0701
	37	福嶋整形外科医院	倉吉市伊木262-2	26-2711
	38	ふくらクリニック	倉吉市山根532	26-6356
	39	藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	26-2111
	40	まつい眼科クリニック	倉吉市昭和町2丁目151	22-1333
	41	まつだ小児科医院	倉吉市新町3丁目1178-3	22-2959
	42	宮石クリニック	倉吉市福庭町1丁目141	26-3814
	43	みらい内科クリニック	倉吉市昭和町2丁目233	27-1144
	44	もりしたクリニック	倉吉市清谷町1丁目215	27-0777
	45	森広眼科	倉吉市上井町1丁目156-4	26-8718
	46	森脇クリニック	倉吉市新町3丁目1081-4	22-3387
	47	山本内科医院	倉吉市宮川町2丁目76	22-5455
	48	レディースクリニックひまわり小笹産婦人科	倉吉市南昭和町27-1	47-6060
琴浦町	49	赤碕診療所	東伯郡琴浦町赤碕1920-74	55-0624
	50	赤碕内科外科クリニック	東伯郡琴浦町赤碕1848	55-1321
	51	岡田医院	東伯郡琴浦町徳万176-2	53-1155
	52	せのお小児科内科医院	東伯郡琴浦町赤碕1984-10	55-7100
	53	中本内科医院	東伯郡琴浦町八橋1740	53-1315
	54	浪花整形外科	東伯郡琴浦町徳万539-6	53-0500
	55	林原医院	東伯郡琴浦町赤碕1092	55-0305
	56	森本外科・脳神経外科医院	東伯郡琴浦町逢束1210	53-0121
	57	吉中胃腸科医院	東伯郡琴浦町丸尾102-1	53-1215
北栄町	58	高見医院	東伯郡北栄町国坂720	36-2011
	59	武信眼科	東伯郡北栄町由良宿1624-1	37-5722
	60	宮川医院	東伯郡北栄町瀬戸45-2	37-2038
三朝町	61	中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田690	43-1321
	62	湯川医院	東伯郡三朝町三朝967-1	43-3399
	63	吉水医院	東伯郡三朝町本泉419-1	43-3232
湯梨浜町	64	アロハこどもクリニック	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬549-14	35-5474
	65	上原整形外科医院	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬680-13	35-3811
	66	こどもクリニックおんだ	東伯郡湯梨浜町田後340-5	47-5181
	67	土井医院	東伯郡湯梨浜町龍島508-1	32-0717
	68	みはらクリニック	東伯郡湯梨浜町田後222-1	35-2733
	69	吉田医院	東伯郡湯梨浜町泊750	34-2020

中部休日急患診療所

診療科目　内科・小児科
診察時間　日・祝日
9:00 ～ 12:30（受付12:00）
13:30 ～ 17:00（受付16:30）
18:00 ～ 21:00（受付20:30）
電　　話　中部休日急患診療所　0858-22-5780
鳥取県中部医師会　0858-23-1321



所在地　倉吉市旭田町18　鳥取県中部医師会館内

鳥取県中部歯科医師会

休日急患歯科診療所

・日曜、祝祭日、年末年始(12月31日～1月3日)
お盆(8月13日～8月15日)
午前9時～午後3時まで

・倉吉市東巌城町68番地
口腔衛生センター(鳥取県中部歯科医師会館内)
☎0858-22-5472



地域歯科医療連携室(訪問歯科診療相談窓口)

●寝たきりの方、要介護、障がい者の方などが対象となります。
(通院できる方は対象になりません。)

・口腔ケア・入れ歯・むし歯などでお困りの方、お気軽にご相談ください。
・訪問歯科診療所をご紹介いたします。
連 絡 先:鳥取県中部歯科医師会内　地域歯科医療連携室
☎0858-24-5460(専用)　FAX0858-24-5460(専用)
対応時間:平日の午前9時～午後5時まで
相談費用:無料



イベント

●倉吉市民健康づくり

・倉吉市民を対象に、歯と口についての各種相談、歯科健康診断、フッ化物歯面塗布を行っております。
日時:10月の最終日曜日　午前9時～11時30分まで
場所:鳥取県中部歯科医師会館　口腔衛生センター(倉吉市東巌城町68番地)
費用:無料

●歯と口の健康週間フェア

・中部1市4町を対象に、歯と口についての各種相談、歯科健康診断、フッ化物歯面塗布を行っております。
日時:6月4日～6月10日の間の日曜日
午前9時～11時30分まで
場所:鳥取県中部歯科医師会館　口腔衛生センター
(倉吉市東巌城町68番地)
費用:無料



鳥取県中部歯医者さんリスト

		歯科医院名	住　所	電話番号
倉吉市	1	あけしま歯科	倉吉市幸町507-20	22-0555
	2	うつぶき歯科クリニック	倉吉市鍛冶町1丁目2971-50	23-7570
	3	大月歯科医院	倉吉市上井333-16	26-2172
	4	小川歯科医院	倉吉市関金町関金宿246-1	45-3418
	5	かどわき歯科クリニック	倉吉市上井364-5	26-8148
	6	河崎歯科医院	倉吉市福庭町2丁目13	26-5568
	7	きしだ歯科クリニック	倉吉市福庭町1丁目222	24-5588
	8	木本歯科医院	倉吉市昭和町1丁目174	22-1217
	9	くまの歯科医院	倉吉市西町2702	22-2802
	10	しばた歯科	倉吉市清谷町1丁目8-1	26-7080
	11	たけ歯科医院	倉吉市駄経寺町2丁目40-2	24-5804
	12	谷口歯科医院	倉吉市昭和町1丁目21	22-1141
	13	ちか歯科クリニック	倉吉市西福守町592-1	28-1234
	14	花池デンタルクリニック	倉吉市生田356-2	48-2220
	15	浜吉歯科クリニック	倉吉市清谷町1丁目193-2	27-0811
	16	パープル歯科クリニック	倉吉市山根540-1	24-6022
	17	ひぐち歯科クリニック	倉吉市明治町2丁目43	22-2667
	18	ひまわり歯科医院	倉吉市井手畑69-3	47-4600
	19	福島歯科医院	倉吉市伊木241-13	26-1991
	20	藤井政雄記念病院附属歯科クリニック	倉吉市山根43-1	26-4276
	21	松本歯科医院	倉吉市住吉町58	22-4675
	22	三代歯科医院	倉吉市上井町2丁目8-21	26-0819
	23	森本歯科医院	倉吉市明治町1031-26	22-2007
	24	山中歯科医院	倉吉市東巌城町170	22-7256
	25	やまもと歯科医院	倉吉市東町351-2	22-3344
	26	よしい歯科医院	倉吉市東巌城町101	23-1411
東伯郡	27	あだち歯科医院	東伯郡湯梨浜町中興寺358-1	32-2181
	28	くらしげ歯科クリニック	東伯郡湯梨浜町田後221-6	35-5160
	29	谷口歯科医院	東伯郡湯梨浜町久留181	35-2071
	30	石亀歯科医院	東伯郡琴浦町徳万491-7	53-0100
	31	岡本歯科医院	東伯郡琴浦町浦安102-2	52-3427
	32	くにたけ歯科クリニック	東伯郡琴浦町八橋79-9	52-3003
	33	ながれ歯科クリニック	東伯郡琴浦町赤碕1800-40	55-7717
	34	船木歯科クリニック	東伯郡琴浦町赤碕1087-9	55-2251
	35	えりぃ歯科クリニック	東伯郡北栄町弓原293-2	36-6560
	36	仲歯科医院	東伯郡北栄町由良宿1144-1	37-2174
	37	橋本歯科医院	東伯郡北栄町由良宿552	37-2013
	38	ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大瀬1195-3	43-2255
	39	ララ歯科クリニック	東伯郡三朝町大瀬1076-4	43-2221

鳥取県薬剤師会 中部支部



お薬に対する知識やご利用方法を記載、
処方されたお薬を記録していく手帳です。
治療やお薬の処方に、お役に立ちます。

ご希望の方は受付へ
お申し出ください。

「おくすり手帳」の普及を促進しています

1．あなた自身の情報欄
いざというとき、あなたを助ける書き込み欄です。アレルギー歴・副作用歴・主な既往歴が記載できます。

2．災害時に役立つお薬手帳
災害時にはお薬手帳があれば、お薬手帳の情報から、かかりつけの病院でなくても、別の医療機関で定期薬を処方してもらえます。

3．電子お薬手帳
現在は電子お薬手帳があり、スマートフォンにアプリをダウンロードすれば、紙の手帳を持ち歩かなくても良いので便利です。

4．マイナンバーカードの提示
マイナンバーカードを薬局、病院に提示することで、オンライン資格確認を行い、お薬の重複を防ぐことができます。

5．受診記録
複数の医療機関を受診している場合でもお薬手帳は必ず一つにまとめましょう。

鳥取県薬剤師会 中部地区薬局

	薬局名	住 所	TEL	FAX	郵便番号
1	アイ調剤薬局	湯梨浜町はわい長瀬680-15	35-3877	35-5246	682-0722
2	アイ・プラス薬局宮川店	倉吉市宮川町174-15	27-0071	27-0072	682-0881
3	あかさき薬局	琴浦町赤碕1984-8	55-1901	55-1913	689-2501
4	あかり薬局	倉吉市福庭町2-173-2	27-1977	27-1988	682-0018
5	あすなろ薬局	倉吉市上井町1-12-7	48-9500	48-9501	682-0022
6	杏　薬局	倉吉市上井町1-137	48-9213	48-9223	682-0022
7	生田調剤薬局	倉吉市生田360-3	48-2080	48-2081	682-0855
8	ウエルシア薬局倉吉厚生病院東口店	倉吉市東巌城町173	24-2310	24-2309	682-0802
9	ウエルネス薬局八屋店	倉吉市八屋195-7	27-0268	27-0269	682-0025
10	小鴨薬局	倉吉市丸山町477-2	28-3755	28-6601	682-0852
11	小鴨薬局昭和店	倉吉市昭和町2-1	22-6711	22-6741	682-0806
12	かじか調剤薬局	三朝町山田683-1	43-5050	43-5052	682-0122
13	加藤調剤薬局	倉吉市山根531-4	26-6565	26-8178	682-0023
14	加藤調剤薬局一本木店	倉吉市山根637-5	26-5580	26-5910	682-0023
15	加藤調剤薬局ふくば店	倉吉市福庭町1-111	48-1550	48-1551	682-0018
16	共創未来倉吉宮川薬局	倉吉市宮川町131-7	22-8899	47-1166	682-0881
17	倉吉薬局	倉吉市南昭和町17	22-1351	23-5648	682-0805
18	こざくら薬局	倉吉市昭和町2-155	24-6602	24-6603	682-0806
19	ことうら薬局	琴浦町逢束1212-1	53-6021	53-6022	689-2304
20	小林薬局	倉吉市明治町1032-6	23-1231	23-1235	682-0887
21	小林薬局東町店	倉吉市東町435-10	23-1234	23-7123	682-0823
22	小林薬局マロニエ店	倉吉市昭和町1-25-1	23-1233	23-1236	682-0806
23	小林薬局ロータリー店	倉吉市昭和町1-211-2	23-1225	23-1226	682-0806
24	さくら薬局	倉吉市東昭和町158-2	47-1055	47-1056	682-0804
25	すばる薬局	三朝町山田677-5	27-0805	27-0806	682-0122
26	スマイル薬局	倉吉市上井町１丁目8-30	24-6255	24-6256	682-0022
27	セイビ堂薬局	倉吉市宮川町129	23-2950	23-2954	682-0881
28	大陽堂薬局本店	倉吉市上井27-1	26-5418	26-2618	682-0021
29	大陽堂薬局新町店	倉吉市新町3-1081-6	23-5117	23-5118	682-0861
30	大陽堂薬局山根店	倉吉市山根415-4	27-4335	27-4336	682-0023
31	田中薬局清谷店	倉吉市清谷町1丁目215	27-0555	27-0102	682-0017
32	田中薬局松崎店	湯梨浜町龍島486	48-6866	48-6855	689-0714
33	中部薬局赤碕店	琴浦町赤碕1848-11	55-2100	55-2118	689-2501
34	トマト薬局	琴浦町徳万176-5	52-1670	52-1671	689-2303
35	西倉薬局	倉吉市秋喜152-4	28-3222	28-3510	682-0925
36	のぞみ薬局	湯梨浜町大字田後223-1	47-5077	47-5078	682-0721
37	ハワイ調剤薬局	湯梨浜町はわい長瀬615-6	35-6060	35-6061	682-0722
38	パンダ薬局	倉吉市堺町3丁目70番地	24-5503	24-5543	682-0885
39	ひかり調剤薬局	倉吉市東巌城町56	23-0081	23-0091	682-0802
40	ひらふく薬局八橋店	琴浦町八橋1703-6	53-6136	53-6139	689-2301
41	北斗調剤薬局	倉吉市新町3-1177-1	23-5082	23-5083	682-0861
42	マキタ薬局	倉吉市上井302-5	27-4555	27-4556	682-0021
43	まつもと薬局	琴浦町赤碕1091-5	55-2032	55-2065	689-2501
44	みどり薬局	倉吉市東昭和町33番1	47-6101	47-6102	682-0804
45	ミナミ薬局	倉吉市上井町1-12	26-3733	26-3734	682-0022
46	明治町薬局	倉吉市明治町1031-34	47-3500	47-3501	682-0887
47	山田薬局	倉吉市上灘町171	23-6539	23-6540	682-0811
48	やまざくら薬局	倉吉市山根539-4	24-6866	24-6822	682-0023
49	やもり薬局	琴浦町赤碕1144-4	55-0482	55-7229	689-2501
50	ゆかわ薬局	倉吉市昭和町2-70	27-2556	27-2566	682-0806
51	梨花調剤薬局津原店	倉吉市津原392-4	27-0155	27-0156	682-0951

医療マップ 1

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

小児科・アレルギー科

まつだ小児科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM8:30～12:00	○	○	○	○	○	※
PM3:00～ 6:00	○	○	○	／	○	2:30～4:00 乳児健診 4:00～5:00 予防接種

乳幼児健診：PM1:30～3:00（要予約）・予防接種（要予約）
※土曜日の診療はPM1:00までです。（午後は予約の乳児健診・予防接種のみとなります。）

予約受付TEL0858-23-5489

倉吉市新町3丁目1178-3 TEL:0858-22-2959 FAX:0858-22-2977

まつだ小児科医院 検索



うなてクリニック

診療科目 内科・外科・消化器内科・肛門外科　院長 宇奈手 一司

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30～13:00	●	●	●	●	●	●
15:00～18:30	●	●*	/	●	●	/

＊毎週火曜日午後診は15:00～17:30　休診日/水・土曜日午後、日曜日、祝日

倉吉市宮川町256-2
バス停：堺町（倉吉市役所第2庁舎前）
TEL0858-24-6133
FAX0858-24-6134

小児歯科・小児矯正・矯正歯科・歯科

あけしま歯科

治療トレーニングもやってるよ！



受付時間	月	火	水	木	金	土	日
午前（9時～12時）	○	○	○	×	○	○	×
午後（14時～18時）	○	○	○	×	○	○	×

女性Dr.常駐
矯正相談無料

鳥取県倉吉市
幸町507-20

休診日：木、日、祝日

(0858)22-0555



心と体のリラクゼーション法

① アロマセラピーを利用してみよう

アロマセラピーとは、植物の精油で、主にその香りをかぐことで健康に導くというもの。自分の好きな香りの精油をベースオイルで薄めてマッサージしたり、アロマポットに数滴垂らし、温めて香りを楽しみましょう。



内科・胃腸内科・小児科

大津医院

診療時間　9:00～12:30　16:30～18:00
休診日　日曜日・祝日・土曜日午後

倉吉市福吉町1389-5
☎0858-22-3003

野田外科医院

診療科目：外科・内科・形成外科・整形外科
皮膚科・肛門外科・リハビリテーション科

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00～12:00	○	○	○	○	○	○
午後3:00～ 6:00	○	○	×	○	○	×

休診日：日曜・祝日・水曜、土曜午後

ネット・電話受付もしております
https://nodageka.jp/

倉吉市堺町3－73－1 ☎0858-22-4734

漢方内科　整形外科　肛門外科

上野医院

院長 上野 力敏 日本東洋医学会認定漢方専門医

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30～12:00	●	●	●	●	●	●
15:00～18:00	●	●	●	－	●	－

※午前診察の受付は11:30分までです

☎(0858)47-6555
倉吉市東昭和町38

ここは有料広告掲載ページです



内科・腎臓内科・消化器内科・人工透析内科
医療法人 滉陽会
のぐち内科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30～12:30	●	●	●	●	●	●
15:00～18:00	☆	●	●	●	●	／

☆月曜のみ 19：00 まで　休診日：日曜日、祝日
診察終了時間の 30 分前まで受付しております。
倉吉市上井町1-8-5 TEL（0858）24-6101（代表）
http://www.noguchi-naika.info 往診可

医療法人社団
門脇内科医院
院長　門脇義郎

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00～13:00	○	○	○	○	○	○
午後15:00～18:00	○	○	○	／	○	／

●各種検診・特定保健指導・禁煙指導
倉吉市山根586
☎(0858) 26-0607

FUKURA　CLINIC
ふくらクリニック
診療案内（水午後・土午後・日祝日休診）

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
午後3:00～ 6:00	●	●	／	●	●	／

〒682-0023 鳥取県倉吉市山根532
☎0858-26-6356

福嶋整形外科医院
リウマチ科・内科・漢方内科

診療受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30～12:00	●	●	●	●	●	●
14:00～18:00	●	●	●	●	●	休

※土曜日午後、日曜日、祝日は、休診です。
お問い合せは、0858-26-2711
〒682-0024 鳥取県倉吉市伊木262-2
詳しくは、webページへ　http://www.fukushimaseikei.jp/

すおうメンタルクリニック
精神科・心療内科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	／	●	●
14:00～17:00	●	●	●	／	●	●

休診日/木曜日・日曜日・祝祭日
〒682-0812　鳥取県倉吉市下田中町907番
☎0858-47-6006　FAX0858-47-6012

岡本小児科医院

診療時間
- 午前 9:00～12:00　● 午後 3:00～6:00
- 土曜午後 2:00～5:00
（火曜日 3時～4時…乳児健診）

休診日
- 木曜日午後
- 日曜・祝日
- お盆・年末年始

倉吉市昭和町1-61 ☎(0858) 22-1051
https://opc221051.info



医療マップ2

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

心と体のリラクゼーション法

② リラックス呼吸法

簡単な呼吸法で、体の緊張をほぐしてみましょう。
口を軽くあけて、ハァーとため息をついてください。苦しくならない程度に長く息を吐いたら、少し息を止めて休みます。息を吸うのは自然にまかせ、吸ったら、またハァーと吐いて休む、というのを繰り返します。吐く息に集中するのがポイント。気分が落ち着くまで何回でもやってみましょう。



医療法人清和会
垣田病院
内科 呼吸器内科 循環器内科
眼科 神経内科
診療時間 9:00～12:00
15:00～17:30
休診日 土・日・祝日
倉吉市上井302-1
0858-26-5211

内科・腎臓内科・消化器内科・人工透析内科
みらい内科クリニック
Mirai Medical Clinic

	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	○	○	○	○	○	○
15:00～18:00	○	○	○	／	○	／

休診日：日曜日、祝日、木曜日午後、土曜日午後
倉吉市昭和町2丁目233 0858-27-1144
みらい内科クリニック 倉吉 検索

歯科 小児歯科 矯正歯科
ひぐち歯科クリニック
HIGUCHI DENTAL CLINIC

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:30～13:00	○	○	○	○	○	○	×
14:30～18:30	○	○	○	×	○	△	×

休診日：木曜午後・日曜・祝日 △：土曜日 14:00～17:00
※祝日がある週の木曜は午後も診療しております。
倉吉市明治町2丁目43 0858-22-2667

Take Dental Clinic たけ歯科医院
歯科 歯科口腔外科 小児歯科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～13:00	●	●	●	／	●	●	／
14:30～18:30	●	●	●	／	●	15:00↑18:00	／

倉吉市駄経寺町2丁目40-2
☎(0858)24-5804
https://www.take-dc.net/



ここは有料広告掲載ページです



医療法人 専仁会
信生病院
内科・外科・循環器内科・消化器内科・血液内科
神経内科・放射線診断科・リハビリテーション科
倉吉市清谷町1丁目286
☎0858-26-7773
介護老人保健施設 ハワイ信生苑
入所・短期入所・通所リハビリ・訪問リハビリ
湯梨浜町はわい温泉58-5
☎0858-35-5211
居宅介護支援事業所 ☎0858-35-3511
社会福祉法人 信生会
デイサービスセンター
ハワイ信生荘 ☎0858-35-5215
湯梨浜町はわい温泉58-6
グループホーム
信生ゆりはまの里 ☎0858-35-5111

産婦人科・女性内科
はまよしレディースクリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:30	○	○	○	／	○	○	／
14:30～17:30	○	○	○	／	○	／	／

休診日:木・日・祝日　祝日のある週の木曜は9:00～12:30まで
受付時間は診療終了の30分前までです
〒682-0017 倉吉市清谷町1-248-1
TEL.(0858)27-0701
https://www.hama-lc.com

歯科・小児歯科・歯科口腔外科
浜吉歯科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
AM. 9時～PM. 1時	○	○	○	／	○	○	／
PM. 3時～PM. 6時	○	○	○	／	○	／	／

■休診日：木曜日・日曜日・祝日・土曜日午後
倉吉市清谷町1丁目193-2
往診いたします
☎0858-27-0811
詳しくはコチラから▶

あなたの街のくすり屋さん
大陽堂薬局
大陽堂薬局 本店
倉吉市上井27-1
TEL:0858-26-5418
大陽堂薬局 山根店
倉吉市山根415-4
TEL:0858-27-4335
月～金曜 9:00～18:00／土曜 9:00～12:00
大陽堂薬局 新町店
倉吉市新町3丁目1081-6
TEL:0858-23-5117
月・火・水・金曜 8:30～18:15
木曜 8:30～16:30
土曜 8:30～12:45
在宅訪問サービス homecare https://www.taiyodou.com/

皮膚科
おはだのことクリニック
OHADANOKOTO CLINIC

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30-12:30	●	●	●	●	●	／	／	／
14:00-17:30	●	●	●	●	●	／	／	／

【休診日】土曜、日曜、祝日
※診療受付は診療時間終了の30分前です。
倉吉市昭和町二丁目155番地1
☎0858-24-5237
▼HPより予約できます

歯科　小児歯科　歯科口腔外科
パープル歯科
午後8時まで診療受付
・診療時間/午前 10:00～13:00
午後 15:00～20:00
・休 診 日/木曜・日曜・祝日
倉吉市山根540－1パープルビル2階
（パープルタウン横）
☎0858-24-6022

Kato Pharmacy
(有)加藤調剤薬局
(本　店)倉吉市山根531-4 TEL 0858-26-6565
(一本木店)倉吉市山根637-5 TEL 0858-26-5580
(ふくば店)倉吉市福庭町1-111 TEL 0858-48-1550
(倉吉薬局)倉吉市南昭和町17 TEL 0858-22-1351

倉吉商工会議所をご存知ですか?

倉吉商工会議所を知ってください!!

経営に関する事なら何でもご相談下さい。頑張る企業を応援します!!

商工会議所のやっていることって?





◎金融相談
用途に応じた融資に関する相談
※県・市の各融資制度、日本政策金融公庫など

◎創業に関する相談
これから事業を始めようとする方への情報提供、開業へ向けての準備等の相談に応じています。

◎決算・申告支援相談業務
主に個人事業主向けに確定申告の相談、日々の記帳の相談等に応じています。

◎空き店舗活用事業
チャレンジショップ運営を通して、中心市街地の空き店舗解消へ向けて様々な団体と連携し中心市街地活性化を推進しています。

◎労務相談
雇用保険、労災保険に関する手続き、届出等の労務に関する相談に応じ、また事務の代行も行っています。
(労働保険事務組合)

◎セミナー・講習会の開催
経営に関するセミナー、接客・接遇、売上アップの秘訣など、実体験に基づいた各種セミナーを開催しています。



◎各種共済制度
小規模共済、経営セーフティ共済、うつぶき共済、特定退職金共済など経営者向け、従業員向け共済制度の紹介、受付。

◎検定試験
簿記検定を始めとした日本商工会議所検定、東京商工会議所検定の各種検定試験を実施しています。
資格取得でキャリアアップ!!



etc…
その他、専門性のあるものについては専門家や他の支援機関と協力をしながらサポートしていきます。

その他にも…





◎元気な企業、まちの活性化

商談会出展、商品開発・販路開拓支援、
倉吉まちゼミ開催、Eコマース推進、
中心市街地活性化推進、事業承継

◎観光振興連携事業

鳥取県中部の広域観光事業、倉吉
春まつり、倉吉打吹まつり…

◎部会活動による活性化

企業見学会、先進地視察、
全国商工会議所観光振興大会参加、
講演会、セミナー、交流会開催

◎移住・定住対策、若者定住対策

県内外求人情報発信
外国人材活用

◎鳥取県立美術館を契機とする活性化

鳥取県立美術館盛上げ
(2025年3月開館)

事業を営んでいる方の入会をお勧めします!!

事業を営んでいる方は業種、規模を問わずどなたでも会員になることが出来ます。

<年会費>

法人1口 10,000円／個人1口 8,000円
(2口目からは3,000円増となります。)



倉吉商工会議所

〒682-0887　倉吉市明治町1037-11　TEL0858-22-2191　FAX0858-22-2193
E-mail:cci3103@kurayoshi-cci.or.jp　URL:http://www.kurayoshi-cci.or.jp

葬儀・お墓・相続について

※掲載の記事に関しましては、一般的な様式を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

弔事の流れ

臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

臨　終
遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。

通夜の準備
枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。

通　夜
故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事を振る舞ったり、代わりに折り詰めなどを渡したりすることもあります。

葬儀・告別式
通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。

出棺・火葬
最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

火葬・骨上げ
火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺にいれる骨上げを行います。※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

還骨回向
持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。

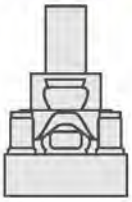
精進落とし
法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。

追善供養
初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。

年忌法要
一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔い上げ（最終の年忌法要）とする場合が多くなっています。

お墓の形いろいろ

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われています。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔（ごりんとう）など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。



和　型
最も標準的な形のお墓です。竿石（さおいし）の下に上台石（じょうだいいし）、下台石（げだいいし）を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石（しばだいいし）を置いたり、竿石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉（こうろ）、水鉢（みずばち）、花立て（はなたて）、墓誌（ぼし）、卒塔婆（そとば）立てなども、必要に応じて設置されます。



和型供養塔
現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔（ごりんとう）、多宝塔（たほうとう）、宝篋印塔（ほうきょういんとう）、無縫塔（むほうとう）などの種類があります。



洋　型
芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。



デザイン墓石
伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。

国家公務員共済組合連合会特約店
全葬連特約企業指定店

ご葬儀は、「創想の杜」におまかせください。

葬祭をつくる、満たす、深める。
倉吉葬祭会館 創想の杜
個人葬から、社葬、団体葬まで 会葬者50名様から最大200名様までのご葬儀が可能です。

Sousaunomori
倉吉葬祭会館
創想の杜



公益社小山
倉吉市幸町535
tel.0858-23-2011 fax.0858-22-0909

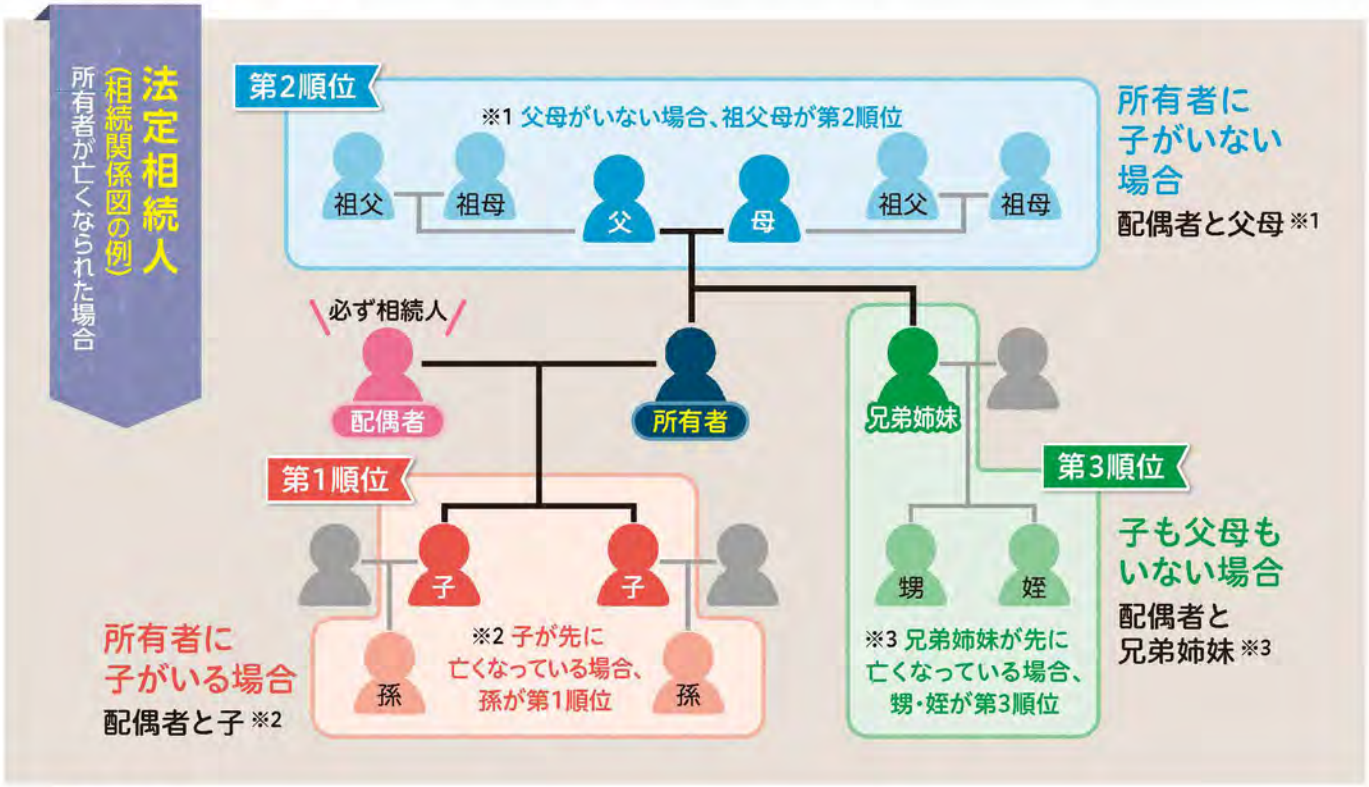
倉吉葬祭会館 創想の杜
倉吉市幸町461
tel.0858-22-0044
fax.0858-22-0909

厚生労働省認定 葬祭ディレクター技能審査 一級葬祭ディレクター 全葬連葬儀事前相談員資格認定委員会が、お世話させていただきます。

法定相続

基本的な相続の順番は?

基本的な相続の順番は、下図のようになります。
遺産は、まず **第1順位** の相続人に相続権があり、子がいない、または相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。



Check!

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

- 相続(遺言も含みます)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日もしくは遺産分割協議が成立した日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- 正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

オンライン申請を希望する場合はこちらを参照ください。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

鳥取県石材加工組合連合会加盟店
墓石　灯籠　記念碑
お墓のリフォーム
石製小物販売　石工事一式
信頼と確かな技術
やまぐちせきざいてん
山口石材店
代表者　山口 猛
〒682-0801 鳥取県倉吉市巌城 1174
ご不明点がありましたら、お気軽にお電話ください
☎0858-22-4378
FAX 0858-22-4379
Website/http://yamaguchi-sekizai.com
E-mail/info@yamaguchi-sekizai.com

設計　文字彫刻　石材加工　お墓無料相談
中嶋石材商事
施工　墓じまい　永代供養
【本社】湯梨浜町田後1460-12
電話・FAX:(0858)35-5228
携帯電話:090-4572-4236
【倉吉工場】倉吉市福守町170-21
電話・FAX:(0858)28-6148
メールアドレス:saab1777@yahoo.co.jp

株式会社ふくろう
一般社団法人 遺品整理士認定協会認定 第IS08472号
古物商許可 鳥取県公安委員会第701060007168号
遺品整理　不用品買取
詳しくはHPをご覧ください
倉吉市駄経寺町226
TEL(0858)26-7174

住まいの基礎知識 1

リフォームの進め方とポイント

Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？
- 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。



Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。
見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



Step3 着　工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか?

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



Q 満足いくリフォームのポイントは?

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。
また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



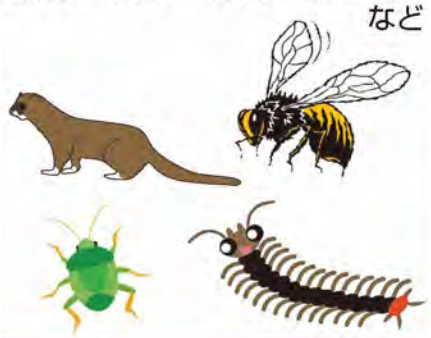
Q 信頼のおける業者とは?

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。



✤身近な困りごと!
ムカデ・ハチ・イタチ・カメムシなど



あッ! 羽アリ!!
しろあり 防除のことなら…



✤電気代削減!
今ある窓ガラスに塗るだけでOK。
省エネ、ガラスコーティング
クールセーブ
クールセーブの効果
○ 高い断熱性、遮熱性
○ 紫外線カット率99%
○ 結露抑制効果
○ 半永久的な耐久性　等々
クールセーブ施工代理店

有限会社 栄和ハウスガード
お問い合わせ先 〒682-0025 鳥取県倉吉市八屋216-17
TEL.0858-26-7772 FAX.0858-26-7774

株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

家づくり検討の方
モデルハウス宿泊体感予約受付中
モデルハウスの5つの体感ポイント
①夏は涼しく冬は暖かい、快適室内均一温度を体感!
②家事がラクラク、奥様目線の間取りを体感!
③梅雨でもからっと、カビに悩まない快適湿度を体感!
④エアコン1台で真夏真冬でも快適、省エネ性能を体感!
⑤開放的な大きな吹き抜け空間を体感!
HOUSE OF THE YEAR IN ENERGY
HOUSE OF THE YEAR 2023
HOUSE OF THE YEAR 2023
株式会社ホームズ
本店●倉吉市八屋140-1
まずはお電話ください
0120-33-9002
TEL 0858-26-9002
◆ホームページ◆
https://www.d-homes.jp
だんだんホームズ 検索

鳥取県知事許可(般−2)第5827号
鳶.土工事業・産業廃棄物処理業
総合解体工事業・仮設リース全般
仮設足場(楔緊結式・枠組・吊り足場・支保工)全般
有限会社
T.O.A
〒682-0813
鳥取県倉吉市円谷町6番地7
TEL(0858)23-3663
FAX(0858)23-3665

土木工事業、とび・土工工事業
鋼構造物工事業
鳥取県知事許可(般-3)第6472号
建物に関することなら何でも!
三和シャッター代理店
河本溶接
倉吉市関金町松河原946
TEL:0858-45-2771
FAX:0858-45-3620

清潔なタタミで
気持ち良い暮らしを…
新畳 表替 ふちなし畳
畳乾燥機設置店
有限会社
岡田製畳所
倉吉市駄経寺町2-35
☎(0858)22-3260

鳥取県知事許可第 5825 号
1 級建築士事務所 第 04-1270
古林建築
〒682−0603 鳥取県倉吉市三江 214
TEL 0858-28-2705
FAX 0858-28-3844

FUKUDA TATEGU
◆木製ドア
◆障子・ふすま
◆造作家具
◆組子細工いろいろ
◆カギ・錠・防犯ガラス
◆断熱サッシ
福田建具店
〒682-0944 鳥取県倉吉市福光227-6
TEL. 0858-28-1418

建具の事ならなんでもお任せ下さい!
障子・ふすま・網戸の張り替え
建付調整・修理
有限会社
池内建具店
倉吉市古川沢138
☎(0858)48-1708
FAX(0858)48-1712

家づくりのお手伝い
新築・リフォーム／壁紙や床の張替え
キッチン・浴室・カーテン
ロールスクリーン
BABY STYLEHOME
有限会社
東洋インテリア
内装リフォーム
新築・リノベーション
倉吉市見日町589
☎0858-27-0933

まちまど屋
窓リフォーム
玄関リフォーム
エクステリア
ガラス交換
網戸交換
サッシ戸車 カギ 交換
窓・ドア・エクステリア
のお悩みはお任せください!!
TORIKAI TOYO
Torikaitoyojuki Co.,Ltd.
鳥飼トーヨー住器株式会社
倉吉店 〒682-0016 倉吉市海田西町2-112 ☎(0858)26-4851
鳥取店 〒680-0911 鳥取市千代水4-100 ☎(0857)38-3955

住まいの基礎知識 2

住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品の多くは、何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題が起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけではなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです　ここは有料広告掲載ページです

快適な生活環境を科学する Kodama シロアリ駆除・防除 断熱リフォーム 蜂害虫駆除

株式会社 コダマサイエンス

フリーコール 0120-085266 本社／松江市西嫁島2丁目8-23

倉吉営業所／0858-26-6910／松江・出雲・江津・益田・隠岐・鳥取・米子・広島各営業所

住まいの基礎知識 3

マイホームづくりの進め方とポイント

Step1 情報収集し、まずイメージを固めよう。

住宅展示場などに出かけたり、雑誌・インターネット、または家を建てた人から話を聞くなど、住まいづくりのための情報収集を行い、ライフスタイルや家族の要望などとすりあわせながら、イメージを固めていきましょう。併せて資金の目途や施工の時期などの大まかなプランニングも行うとよいでしょう。

Step2 土地・施工依頼先の決定はじっくり、しっかり。

大まかなプランニングができたら、土地探しや施工依頼先の選定など具体的に動き始めます。土地探しは周辺環境の確認も兼ねて現地調査を必ず行い、総合的に判断しましょう。建築の規制や地盤の確認も必要です。施工依頼先については、住宅メーカーや設計事務所、工務店などそれぞれの特性を理解し、これからの住まいづくりに一番合った依頼先をじっくり選びましょう。

Step3 見積もりから契約まで、納得いくまで確認しよう。

土地や施工先が決まれば、プランニングを伝え、設計図面や見積もりを確認します。その際、きっちりと相談しておくことが大切です。納得いくまで確認したら、いよいよ契約です。トラブルを避けるためにも、契約書にはしっかり目を通し、不明点は解消しておきましょう。

Step4 いよいよ着工、こまめなチェックと配慮を忘れずに。

着工前に、迷惑を考慮し、近隣へのあいさつを忘れないようにしましょう。工事は地鎮祭から始まり、基礎工事、本体工事、内装・外装工事といった順に進みます。家の基礎部分や構造など、完成後には確認できない部分もあるため、こまめに現場に足を運び、進行を確認しましょう。

Step5 マイホームが完成!入居前にも必ず確認を。

無事に家が完成すると、引渡しの前に竣工検査を行います。設備の不具合がないか、契約に沿って工事が行われたかなどを確認するためにも、必ず立ち会いましょう。検査が終了すれば、いよいよ入居となります。

知っておきたい!建築法規

敷地面積に対して建てられる建物の大きさは、「建ぺい率」と「容積率」で制限されています。

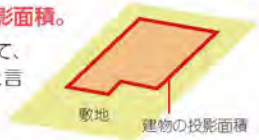
建ぺい率と容積率は地域ごとに細かく設定されていて、厳しい地域では50坪の敷地であっても延べ床面積25坪の小さな家しか建てられないこともあります。

設計をする上で重要な事項ですので、真っ先に確認する必要があります。

建ぺい率

建ぺい率は建物の投影面積。

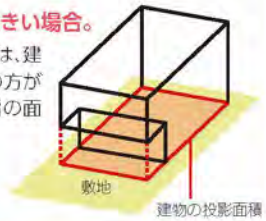
建ぺい率は、敷地に対して、建物の投影面積（建築面積と言います）が占める割合です。



建ぺい率（%）＝建物の投影面積÷敷地面積×100
で算出します。

2階の方が1階より大きい場合。

建ぺい率を算出する場合は、建物の投影面積なので、2階の方が1階より大きい場合は、2階の面積が建築面積となります。



容積率

容積率は敷地面積に対する延べ床面積の割合。

延べ床面積（建物の全ての階の床面積を合計したもの）を敷地面積で割ったものが、容積率になります。

容積率（%）＝延べ床面積÷敷地面積×100

◎建ぺい率と違い、外部階段は床面積には入りません。
◎バルコニーは、2m以上突き出した場合、2mより先の分が床面積に入ります。



上記以外にも、いろいろな規制があります。各自治体によっても異なり、とても複雑なので正確なところは建築士など専門家にご相談ください。

解体のこと

空き家の解体のメリットは?デメリットは?

メリット

・土地を売却しやすくなる
・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
・維持管理にかかる手間とお金が不要



デメリット

・解体経費が必要となる
・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
・解体した土地に再建築できない場合がある



解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。



解体後の土地利用も一緒に考えます

専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)





①まずは解体業者に相談
見積り依頼を行います





②物件調査
現地調査します

③見積り
調査結果に基づき、見積書を作成します



④解体工事契約の締結
見積金額や内容を確認し契約します





⑤工事準備
施行計画や近隣対策などを行います



⑥建物内残存物の整理や処分
電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分

⑦近隣への挨拶
騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう。(解体業者が代行される場合もあります)



⑧解体
工事完了。現地確認し、工事代金を支払います。



⚠ 解体した建物は、滅失登記をしましょう

株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです





空き家にしないためには

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

現在の登記を確認しよう。



土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。
所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。
不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。

意思表示をしておこう。



誰に家を引き継いでもらいたいか意思表示をしておきましょう。残された家族が相続で悩んだり、争うことがないよう、家族と話し合いを進めておきましょう。
また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すことも可能です。

困ったときは専門家に相談しよう。



不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。





株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5丁目3-15
TEL:06-6766-3360 FAX:06-6766-3345

編集後記

「くらしよし 倉吉便利帳」は、倉吉市にお住まいの皆さんへ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として倉吉市と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「くらしよし 倉吉便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、倉吉市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申しあげます。

■「くらしよし 倉吉便利帳」に掲載の行政情報は、令和6年4月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

くらしよし 倉吉便利帳

令和6年7月発行

発行

倉吉市／株式会社サイネックス

倉吉市HP　サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス　山陰支店
〒690-0826 島根県松江市学園南2-4-18
TEL.0852-25-1366

※掲載している広告は、令和6年5月末現在の情報です。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。







NEWLY BUILT CUSTOM HOME

プロ建築士と建てる
「サスティナブルデザイン住宅」

いつまでも暮らしやすく、次世代の子どもたちに受け継いでいくことを考えた、高耐久な住まいをデザインします。設計力と技術力の融合で、住まう人にも環境にも優しい家づくりを行います。

REFORM／RENOVATION

大工工務店だからできる
「高品質なリフォーム・リノベーション」

豊富な経験と実績があるからこそ、ただ設備や外壁を新しくするだけではなく、そこに住まわれるご家族が健康で快適に安心して暮らせるようにする、ワンランク上の「生活改善リフォーム・リノベーション」をご提案します。

住まいに関するご相談を随時承っております。お気軽にお問い合わせください。

FUKUYAMA KENCHIKU 福山建築

TEL 0858-27-0112
HP www.o-fukuyama.com

■本　社　倉吉市山根 539-1 MARUWA39plaza 2F　■鳥取店　鳥取市南吉方 1 丁目 37 番 1 Unicube 南吉方 A 棟

【業務内容】新築工事 / リフォーム / リノベーション / 水廻り / 内装工事 / 外構工事 / 解体工事 / 電気設備工事 / 不動産